

平成18年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)	ページ
議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者 .....	3
職務のため出席した事務局職員 .....	4
開会・開議の宣告 .....	4
諸般の報告及び行政諸般の報告 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定 .....	4
平成18年度施政方針並びに予算編成方針 (市長 石川道政君) .....	4
休憩 .....	22
再開 .....	22
議案の上程 .....	22
議案の説明	
議第1号 (助役 太田松雄君) .....	22
議第2号・議第3号・議第4号・議第8号 (民生部長 渡辺兼雄君) .....	28
休憩 .....	32
再開 .....	32
議第12号・議第13号・議第14号・議第18号・議第28号・議第29号・議第30号 議第31号・議第35号・議第36号・議第37号・議第38号・議第45号・議第49号 議第50号・議第51号・議第52号 (民生部長 渡辺兼雄君) .....	32
議第5号・議第6号・議第7号・議第10号・議第15号・議第16号・議第17号 議第19号 (経済建設部長 大塚孝治君) .....	39
議第9号 (美濃病院参事兼事務局長 岩原 泰君) .....	45
休憩 .....	47
再開 .....	47
議第11号・議第20号・議第21号・議第23号・議第33号・議第47号・議第59号 (総務部長 加納和喜君) .....	47
議第22号・議第32号・議第34号・議第39号・議第40号・議第41号・議第42号 議第43号・議第44号・議第46号・議第48号・議第53号・議第54号・議第55号 議第56号・議第57号・議第58号 (経済建設部参事兼産業課長 村井純生君) .....	53

議第24号・議第25号・議第26号・議第27号（秘書課長 梅村 健君）	59
議案の上程	61
議案の説明	
議第60号・議第61号（市長 石川道政君）	61
休憩	62
再開	62
質疑	62
委員会付託省略（議第60号及び議第61号）	62
討論	62
議案の採決	63
休会期間の決定	63
散会の宣告	63
会議録署名議員	63

第 2 号 (3月15日)

議事日程	64
本日の会議に付した事件	66
出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者	66
職務のため出席した事務局職員	67
開議の宣告	68
会議録署名議員の指名	68
議第1号から議第59号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	68
1. まちづくり政策と国勢調査人口について	
① 「小さくてもキラリと光るまちづくり」の実現について	
② 石川市政十年間の自己評価について	
③ 国勢調査人口減少に伴う地方交付税の影響について	
2. 財政状況と持続可能な発展について	
3. 施政方針について	
平成17年度施政方針の重点特定課題の取り組みと評価、新年度の方針について	
4. ケーブルテレビの導入について	
ケーブルテレビ施設整備事業費の内訳及び利用料について	
石川市長答弁	70
再 野倉和郎議員	75
石川市長答弁	76
再々 野倉和郎議員	77
2 市原良英議員	78
1. 下牧財産区所有地はボルダー（道具を使わないで自分の力で岩を登る人）にとっては日本有数の場所として報告されておりこれを機会に、ボルダーなどの交流人口を利用した活性化対策として整備できないか	
石川市長答弁	79
3 塚田歳春議員	79
1. 予防防災について	
① 地域ハザードマップの作成と市民への配布（災害危険情報の共有）	
② 地域における「市民参加の防災まちづくり」事業の推進	
③ 公共施設と住宅の耐震化促進への支援	
④ 自治体職員の災害時における緊急対応「状況判断」の訓練の実施	

2. 通学時における児童生徒の安全確保について	
特に昭和中学校へ通う半道の生徒への対応	
休憩	83
再開	83
加納総務部長答弁	83
後藤教育長答弁	85
再 塚田歳春議員	85
加納総務部長答弁	87
後藤教育長答弁	88
再々 塚田歳春議員	88
加納総務部長答弁	88
後藤教育長答弁	88
4 西部和子議員	89
1. 新年度予算案について	
① 地方税、介護保険、医療、障がい者福祉制度などの改定により市民負担は どれ程増えると予測されているか	
② 三位一体改革は一区切りすることになるが、その総括と今後の課題をどの ように受けとめておられるか	
2. 人口対策や少子化にも対応した子育て支援策について	
次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画が策定された。策定にあ たり、実施されたアンケート調査の中で寄せられた自由意見に着目するなど して以下のことをお尋ねする	
① 児童センターの充実・拡充と小公園整備の計画	
② 医療費無料化と保育料軽減の拡大計画および低廉な家賃の住宅の提供	
休憩	94
再開	94
石川市長答弁	94
再 西部和子議員	98
石川市長答弁	101
再々 西部和子議員	101
石川市長答弁	102
5 日比野 豊議員	102
1. 美濃インター前(区画整理予定地)へ大規模小売店舗が出店を計画中です。「 スローライフシティ」を目指す市長のこの場所への大型店進出に対する所見・ 姿勢についてお尋ねします。	

2.	本市は単独の道が選択され、市民協働のまちづくりが重視される今日、エコマネー（地域通貨）の創設・導入を提案するものであるが、市長の所信をお尋ねします。	
3.	選定から8年目を迎える今日、重要伝統的建造物群保存地区に隣接する地区について保存地区として拡充するお考えがあるか。	
	石川市長答弁	105
	後藤教育長答弁	106
再	日比野 豊議員	107
	石川市長答弁	108
	後藤教育長答弁	108
再々	日比野 豊議員	108
	休憩	108
	再開	109
6	武井牧男議員	109
1.	ゴミの減量化について	
	① 家庭から出る生ゴミは極力コンポスト、電動生ゴミ処理機等により半減を目指せないか	
	② クリーンクリエイターの現状の活動状況等今後の取り組みについて	
	③ 市民に対するきめ細かな啓発運動をどのようにされるのか	
	④ 給食センターから出る残菜のコンポストによる処理	
2.	道路改良と維持管理について	
	① 既設生活道路改良の優先順位について	
	② 冬期の凍結道路の安全対策	
3.	ふれあいいきいきサロン会場のバリアフリー化、空調設備の設置等の取り組みについて	
4.	職員の勤務時間の見直しについて	
	① 正規の勤務時間について	
	② 休息付与位置	
	③ 昼休みの勤務の割振りについて	
	渡辺民生部長答弁	111
	小椋教育次長兼教育総務課長兼学校給食センター所長答弁	113
	大塚経済建設部長答弁	113
	梅村秘書課長答弁	114
再	武井牧男議員	115
7	岩原輝夫議員	116

1. 平成18年度重点施策の3点の各事業内容についてお尋ねします

- ① 道の駅整備の事業について
  - ・道の駅の特徴と活性化対策について
  - ・今後の進め方について
- ② ケーブルテレビの整備事業について  
現在の進捗状況と今後の見通しについて
- ③ 少子高齢化対策について  
少子化の動向と対策について

石川市長答弁	117
再 岩原輝夫議員	121
日程追加（議第62号）	121
議案の上程	121
議案の説明	
議第62号（秘書課長 梅村 健君）	122
休憩	122
再開	122
質疑	122
委員会付託（議第1号から議第59号まで、議第62号）	122
休会期間の決定	122
散会の宣告	123
会議録署名議員	123

第 3 号 (3月24日)

議事日程	124
本日の会議に付した事件	126
出席議員	126
欠席議員	126
説明のため出席した者	126
職務のため出席した事務局職員	127
開議の宣告	128
会議録署名議員の指名	128
議案の上程	128
委員長報告	
総務常任委員会委員長 森 福子君	128
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	129
経済建設常任委員会委員長 太田照彦君	131
委員長報告に対する質疑	134
討論	134
野倉和郎議員	134
森 福子議員	135
塚田歳春議員	137
議案の採決	140
休憩	149
再開	149
日程追加 (市議第 1 号及び市議第 2 号)	149
議案の上程	149
議案の説明	
市議第 1 号 (3 番 山口育男君)	149
市議第 2 号 (1 番 太田照彦君)	150
休憩	151
再開	151
質疑	151
委員会付託省略 (市議第 1 号及び市議第 2 号)	151
討論	151
塚田歳春議員	151
議案の採決	152
閉会の宣告	152

市長あいさつ	152
会議録署名議員	153
総務常任委員会審査報告書	154
民生教育常任委員会審査報告書	155
経済建設常任委員会審査報告書	157



## 議 事 日 程（第 1 号）

平成18年3月3日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成18年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 1 号 平成18年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 2 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 3 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 4 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 8 議第 5 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 6 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第 7 号 平成18年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第 8 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第 9 号 平成18年度美濃市病院事業会計予算
- 第13 議第10号 平成18年度美濃市上水道事業会計予算
- 第14 議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第15 議第12号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第16 議第13号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第17 議第14号 平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
- 第18 議第15号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第19 議第16号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第20 議第17号 平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 第21 議第18号 平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第22 議第19号 平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第23 議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例について
- 第24 議第21号 美濃市国民保護協議会条例について
- 第25 議第22号 美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
- 第26 議第23号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第24号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第25号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第27号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第28号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

- 第32 議第29号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第32号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第33号 美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第34号 旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第35号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第39 議第36号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第37号 美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例について
- 第41 議第38号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第42 議第39号 美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例について
- 第43 議第40号 美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第44 議第41号 美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第45 議第42号 美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第46 議第43号 美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第47 議第44号 美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例について
- 第48 議第45号 美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第49 議第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第50 議第47号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第51 議第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第52 議第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第53 議第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第54 議第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第55 議第52号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第56 議第53号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第57 議第54号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第58 議第55号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第59 議第56号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第60 議第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第61 議第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第62 議第59号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更について  
 第63 議第60号 美濃市公平委員会委員の選任同意について  
 第64 議第61号 人権擁護委員の推薦について

### 本日の会議に付した事件

第1から第64までの各事件

### 出席議員（17名）

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日比野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜代彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

### 欠席議員（なし）

### 欠 員（1名）

### 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長 教育次長兼教 育総務課長兼 学校給食以外 所 長	大 塚 孝 治 君	経 済 建 設 部 参 事 兼 産 業 課 長	村 井 純 生 君
総 務 課 長	小 椋 茂 樹 君	美濃病院参事 兼 事 務 局 長	岩 原 泰 君
	川 野 純 君	秘 書 課 長	梅 村 健 君

選挙管理委員  
会・監査委員  
事務局 長  
古 田 伸 二 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	福 井 昭 次	議会事務局長	瀬 瀬 恒 雄
議会事務局			
書記	太 田 博 康		

○議長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成18年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

#### 開会・開議の宣告

○議長（平田雄三君） ただいまから平成18年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

#### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（平田雄三君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知を願います。

---

○議長（平田雄三君） 本日の日程は、配付したとおり決めました。

---

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（平田雄三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番 西部和子君、1番 太田照彦君の両君を指名いたします。

---

#### 第2 会期の決定

○議長（平田雄三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

---

#### 第3 平成18年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（平田雄三君） 日程第3、平成18年度の施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年第1回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多

用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成18年度予算10件を初め、補正予算9件、条例制定3件、条例改正22件、条例廃止1件、人事案件2件、その他14件の合計61件の提案をしておりますが、いつもながら慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

最初に、平成18年度の市政運営を行うに当たって、施策の大要について基本方針を申し述べ、議員各位と広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成17年1月の住民投票により単独の道が選択されまして2年目を迎える美濃市の平成18年度は、第4次総合計画の後期基本計画がスタートする年であります。市としての存続を図るだけでなく、美濃市の未来に向け、スローライフの時代にふさわしい持続可能な発展を期して、健全財政を堅持しつつ、市民と協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の本格的なステップアップを目指す年となります。

本年1月18日には、市民協働によるまちづくりが評価され、美濃市が地域づくり総務大臣表彰を受けました。市民の皆様や議員各位とともに喜びを分かち合いたいと思います。平成14年度のふるさとイベント大賞を初め、国際交流基金の地域交流振興賞や国土交通省の美しいまちなみ大賞など、全国規模の表彰に引き続き受賞できました。このことは、今後の市政運営の励みとなるとともに、美濃市のまちづくりの方向が正しいことが認められ、平成18年度のスタートを切るすばらしい弾みとなりました。

また、平成18年度は、金森長近公がこの地に城を構え、1606年に現在の市街地に遷都して400周年となる記念の年であります。また、平成14年度に福井、岐阜、三重、滋賀の4県連携により設置された「日本まんなか共和国」の文化首都が滋賀県近江八幡市から美濃市に遷都される年ともなります。したがって、本年は数々のイベントを通して情報の発信をしてまいりたいと思います。

こうした記念の年である平成18年度予算の編成に当たりましては、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すため、「スローライフシティ」をキーワードに、環境、健康、福祉、教育、情報化、防災を重点施策とした21世紀型まちづくりを推進し、真に市民福祉の向上を目指してまいります。

具体的には、道の駅整備、ケーブルテレビ整備、少子・高齢化対策を最重要事業と位置づけました。また、三つの基本方針を掲げ、1点目に、三位一体改革の影響による厳しい財政状況を認識し、限られた財源の効果的、効率的な配分により持続可能な健全財政を堅持する。2点目に、美濃市平成まちづくり改革による行財政改革を着実に推進する。3点目に、第4次総合計画が目指すまちづくりを実現するため、新たにスタートする後期基本計画の重点施策を絞り、将来に向けて積極的な推進を図ることといたしました。

予算規模についてであります。こうして編成をいたしました平成18年度予算の規模は、一般会計97億2,000万円、特別会計81億8,026万1,000円、企業会計35億1,212万円、総額214億1,238万1,000円となり、対前年比が一般会計9.9%、特別会計6.9%、企業会計3.9%とそれぞれ増加をしており、全体で7.7%の伸びとなりました。一般会計は、

将来のための基盤整備事業となる道の駅整備事業、ケーブルテレビ施設整備事業を計上したことによるものであります。この2事業を差し引けば前年度予算を約1億円下回るもので、一般会計の予算規模97億2,000万円、すなわち「9720」を読みかえまして、市民との協働をあらわした「こころなごむ、ふれあい」予算といたしました。

重点事業について。

それでは、まず重点事業について、新規事業を中心に施策の概要を御説明申し上げます。最初に、第4次総合計画の見直しを前提とした将来のまちづくりについてであります。

スローライフ時代にふさわしい多自然居住地域型の都市環境の整備として、自然、動植物の保全・保護や景観形成など、日々の生活を営む上で欠かすことができない快適な環境づくりに向けた基盤整備を進めてまいります。

川の駅構想についてであります。

快適な環境づくりについて、川の駅構想について申し上げます。

この川の駅構想は、災害対策のみならず、川を活用したスローライフ時代にふさわしい、キラリと光るオンリーワンのまちを創造する最重要課題でございます。美濃市は、美濃和紙を特産とする長良川、板取川を中心に栄えた川湊、宿場、交易のまちであります。この清流と緑、文化の資源を活用して、美濃市全域を「まるごと川の駅」として、町並みだけではなく、美しい自然、すなわち川の魅力を生かした新しいまちづくりを目的としております。文化や伝統、自然との共生を大切にしながら、そしてそこにかかわる人たちと一緒に、それぞれの拠点を整備します。そして地域の文化や歴史を継承・発展させ、自然や水環境の保全や再生を図り、森林環境も整備いたします。そして中心市街地とともに、広く地域の活性化と市民の良好な生活環境を創出していくものであります。

その拠点の一つとして、平成17年度に引き続き道の駅整備事業を進め、19年3月の開業を目指します。全国初の防災機能を備えた道の駅として、国土交通省が実施する交通情報施設や防災トイレの整備に加え、市事業として、地元産の木材を使いながら、物産館や農産物直売所などを整備するほか、飲用水兼用の耐震性貯水槽や防災倉庫などを整備いたします。

美濃市は、国土交通省のサイクルツアー推進モデル地区として指定されておりますので、サイクルステーションを道の駅に併設します。周辺整備として、美濃橋や川湊灯台を經由して市街地と結ぶ市道美濃1号線や曾代25号線、みちくさ館と結ぶ曾代中央線の歩車道などの交通安全施設を整備いたします。

また、道の駅の納入する農産物の生産者を対象に、パイプハウスやビニールハウスなどの設置に対する補助制度を創設するほか、既に整備しておりますホテルの里公園を経て、牧谷地区の拠点として、わくわくファームに農産物直売施設やサイクルステーションなどの屋外施設を整備いたします。

また、市内の貴重な動植物、ホテル、ウシモツゴ、モリアオガエルやカタクリの花などの保護・保全活動を促進するため、身近な自然環境の保全活動補助金を新設いたします。

健康についてであります。

次に福祉のうち、まず健康についてであります。市民の質の高い生活の基本は健康であります。このため、いきいき元気プラン21に基づいて、本年は数値目標を掲げ、疾病予防、食生活・運動など生活習慣の改善、子育て環境の充実、心の相談など、総合的なわくわく元気推進事業を立ち上げ、関係部署全部でこれを強力に推進して、市民の健康増進、生活の質の向上、健康寿命の延伸に努めてまいります。

わくわく元気推進事業では、糖尿病など生活習慣病予防のため、数値目標を定め、民生部や教育委員会、美濃病院など、関係部署が垣根を取り払い、横の連携を密にした健康指導を実施いたします。保健センターにおいては、小学校5年生の血液検査時に、同伴する保護者の血液検査をあわせて実施する親子健診等も導入いたします。

また、美濃病院を生活習慣病の地域の中核病院と位置づけ、大学病院と連携して、予防・治療・ケアのチームを編成しながら、糖尿病を中心とする生活習慣病に総合的に取り組み、健康増進を図ってまいります。

少子・高齢化対策についてであります。

少子化問題は、美濃市のみならず、我が国、さらには世界的な問題であり、課題解決に向け国政レベルの対策が必要と考えております。平成18年度の国の施策の一つとして、児童手当は小学校6年生まで拡充して給付されます。美濃市独自の施策として、留守家庭児童教室の対象を現行の小学校3年生までを4年生までに拡大するとともに、中有知地区の留守家庭児童教室を整備いたします。

次に、美濃市では、現行、就学前の乳幼児を対象に外来・入院費を助成している福祉医療助成のうち、入院費については小学校6年生まで拡充してまいります。また、保健センターでは、従来の「かんがる一ママ」から「パパママ教室」と名称を変更し、祖父母教室を追加して、夫婦や家族ぐるみによる子育て環境づくりに努めてまいります。次代を担う子供たちを安心して産み育てられる環境づくりや、仕事と子育てが両立できる体制づくりに努めてまいります。

また、県の助成に美濃市が上乘せをいたしまして、体外受精や顕微受精などの特定不妊治療費を助成いたします。高齢者対策については、特別養護老人ホームの本年度開設、新たに地域包括支援センターの創設など介護保険事業の推進、母子、父子のほか、障害者支援事業に取り組んでまいります。

教育についてであります。

時代や社会の変化の中で、さまざまな課題を乗り越えて強く豊かに生きるためには、心豊かでたくましい人材を育てていくことが極めて重要であります。そのため、人間力の向上、文化力の向上を目指した教育・文化の向上を重点施策として施策展開を図ってまいります。

学校教育につきましては、安心して学ぶことや、子供たち一人ひとりに基礎・基本を学ぶ意欲や、みずから考え主体的に判断する力など、確かな学力を身につけさせなければな



りません。また、公共心や他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を身につけた、豊かな心を持ったたくましい子を育成しなければなりません。したがって、美濃市の教育プランを実践し、すぐれた面を伸ばす個性化教育と、体験を重視する心の教育を進めてまいります。

学校再編成を契機として、市独自の少人数指導を導入し、児童・生徒一人ひとりの興味や関心による課題や、習熟度、学習進度別に応じて、伸び伸びと個に応じた学習を実現させたところであります。今後も、個性を伸ばし、基礎的、基本的な学習内容を確実に習得させるため、美濃市の全小・中学校に市単独の講師を配置します。そして、複数指導者による少人数学級指導を推進し、新年度からは新たに中学校に基礎学力定着講師を配置いたします。

また、学校図書館教育を充実させるため、平成18・19年度の2年間で全校に空調機器を整備いたします。また、北中校区における児童数の推移を勘案し、学校再編成の検討を始めます。国際交流事業としては、ツアー・オブ・ジャパンの平成19年開催を目指し、準備を進めてまいります。また、出張所の生涯学習拠点としての活用、出前講座の開設を初め、金森長近公まちづくり400年祭、日本まんなか共和国文化首都事業をメインとする文化活動にも力を入れてまいります。

C A T V（ケーブルテレビ）整備についてであります。

次に情報についてであります。2011年の地上波デジタル化に対応し、市内全域にケーブルテレビを導入し、情報化社会到来に備えた取り組みを進めてまいります。難視聴地域を多く抱える本市にとって、ケーブルテレビの導入は市民生活に欠かせないテレビ視聴を可能にするだけでなく、市民への防災情報の提供など幅広い活用を期待しております。また、大容量のブロードバンドとして高速インターネットの利用が可能となり、だれでもどこでもユビキタス社会の到来に備え、これを享受できる企業や市民、若年層を中心にした御要望にこたえることとなります。

また、IT活用により国内どこでも起業が可能になったと言われてますが、空き家や遊休施設を活用したSOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）などの企業誘致が可能となります。人口対策の一つとして、退職期を迎える団塊世代のUターン、Jターン、Iターン誘致のためにも不可欠の基盤整備となります。

次に、防災についてであります。

一昨年の台風23号の経験を生かして、長良川中上流の災害対策に積極的に取り組んでまいります。また、防災体制の強化に努め、自主防災組織の組織率を高め、AED（自動体外式除細動器）を中心にした救急救命講習や図上訓練などを実施し、みずからの地域はみずから守るという地域防災力の向上を図ってまいります。同報無線に加え、平成17年度から防災メール、消防メールを導入し、きめ細かな防災情報を発信しておりますが、ケーブルテレビの導入に伴い、万一の災害時に備えて、災害情報の新たな伝達方法を検討してまいります。また、道の駅に防災機能を整備するとともに、長良川上流及び板取川のハザー

ドマップを作成したいと思います。

消防団活動につきましては、上牧の消防ポンプ自動車を更新し、生櫛のコミュニティ消防センターを整備いたします。また、耐震診断助成の対象を昭和56年以前の木造住宅に限っておりましたが、18年度からすべての建築物を対象とし、診断費の上限も3万円から150万円といたします。

三位一体改革についてであります。

健全財政堅持のための行財政改革についてであります。地方財政に大きな影響を及ぼす三位一体改革は、平成17年11月30日、政府・与党が合意し、国庫補助負担金は既決定分を含めて4兆7,000億円を廃止または補助率を引き下げ、うち3兆円については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として税源移譲を行うと。平成18年度については、移譲額の全額を所得譲与税で措置し、地方交付税は、臨時財政対策債と合わせて平成16年度から平成18年度の3年間で総額5兆1,000億円を抑制するというものであります。

新年度予算における国庫補助負担金の廃止等の影響を受ける事業は、児童扶養手当、児童手当、公営住宅家賃対策等補助などがございますが、影響額の全額を所得譲与税で計上しております。

地方交付税については特に厳しいものがあります。地方財政の総額確保といいながら、さらに厳しく削減され、2010年初頭にはプライマリーバランスに合わせるとしており、市の財政上は市税の確保がより一層重要となってまいります。税源確保の努力はもちろん、過大な歳入を見込まず、市債を抑制し、持続可能な安定した財政運営に努めてまいります。

平成18年度の地方財政計画についてであります。平成18年度の地方財政計画の規模は83兆1,500億円と、対前年度比0.7%の減額となっております。緩やかな景気回復や税制改革を受けて地方税が4.7%の増加、うち市町村税の伸び率が2.2%で、地方交付税が5.9%の減少となっており、一般行政経費のうち単独分が7.8%の増加、投資的経費の単独分は19.2%のマイナスとなっております。政府は、地方の所要分は確保したとっておりますが、税収が増収となること、総人件費の抑制や決算乖離の是正により、歳出規模を抑制した上での所要分確保ということがございます。国は、先述いたしましたように、2010年初頭のプライマリーバランス達成を目指してございまして、市財政として、特に地方交付税については厳しい見積もりとし、健全財政を堅持しながら必要財源の確保に苦慮したところでございます。

平成18年度の国と県の予算についてであります。国の平成18年度予算は、小さくて効率的な政府の実現に向けて、従来の歳出改革路線を堅持・強化し、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革などを行いながら、歳出全般にわたる徹底した見直しを行いまして、新規国債発行額を大幅に減額し、30兆円以下といたしました。こうしたことから、一般会計の予算規模は前年度対比3.0%の79兆6,860億円で、政策的経費であります一般歳出は1.9%減の46兆3,660億円となっております。一方、県の18年度一般会計予算の規模は

7,706億 6,000万円で、前年度6月の補正後と比べますと0.7%の減額となっております。17年2月から実施してきた政策総点検の結果を的確に反映しながら、少子化対策や産業振興などを重点に編成されておるところであります。

平成まちづくり改革について申し上げます。

平成まちづくり改革でございますが、平成17年1月の平成まちづくり改革大綱及び3月の行動計画に基づき、平成まちづくり改革は持続可能な財政運営に不可欠でありますので、予算編成上の重要な三つの方針の一つに、平成まちづくり改革による行財政改革を着実に推進することを掲げました。

新年度予算に反映した改革項目は、職員数の削減による人件費の削減、事務的経費及び管理的経費5%の削減などの経費の節減、補助金交付の適正化など53項目に及びまして、金額に換算できるもので総額約1億6,000万円の削減を図っております。具体的には、一般会計職員11名の削減、交際費の削減、市税の納期前納付報奨金の廃止、職員互助会補助金の廃止など、出張所機能を見直し、地域活動サービス施設への転化を図ってまいります。

それでは、平成18年度美濃市の予算について申し上げます。

まず、都市環境の整備であります。

施策の第1は、「風情のあるまち、くらしと交流の環境づくり」を目指す都市環境の整備についてであります。

町並み整備につきましては、美しい町並み景観が形成され、新店舗の出現や市民参加のイベント（催事）などにより、町中には活力が生まれてまいりました。また、美濃のアイデンティティー、いわゆる市の顔として、中心市街地活性化事業をもあわせながら、さらに活力と魅力を兼ね備えた「うだつの上がるまち 美濃市」の形成に努めていきたいと考えております。

土地区画整理事業でございますが、人口増対策として、新市街地の創出と優良宅地の供給のため、土地区画整理事業を3カ所で継続してまいります。美濃市西部地区では、本工事が完了し、保留地処分を、それから美濃インター前と曾代地区では、区画道路の築造、宅地の整地工事を進めてまいります。また人口対策として、今後、ミニ区画整理事業にも取り組んでまいりたいと存じます。

次に、道路につきましては、東海北陸自動車道の全線開通と4車線化、東海環状自動車道の西回りルート建設促進を図ってまいります。県道につきましては、富加・美濃線が平成18年度に供用開始となる見込みでありまして、特に上野・関線の（仮称）大矢田トンネルの整備を重点に、岐阜・美濃線、美濃・川辺線などの建設促進に努力してまいります。

市道整備については、広岡町・松森線、六反・志摩線、前野7号線の建設改良を引き続き進め、いずれの路線も平成18年度に完了予定としております。また、幹線市道、あるいは生活道路の道路改良、維持修繕、舗装、側溝整備、交通安全対策等につきましては、予算の重点配分に努め、できる限り自治会要望にこたえていくとともに、人口対策の一つとして、住宅の進出が望める新道建設に努めてまいりたいと考えております。17年度に市民

協働で策定をいたしました、あんしん歩行エリア整備事業推進計画に基づきまして、安心して歩くことのできる道路整備にも努めてまいりたいと思います。

国の重要文化財であります美濃橋につきましては、引き続き、大学の教授等、専門家による検討委員会で計画策定を行ってまいります。

なお、平成16年度から市民参加型による市民版道普請方式を導入して、地域の道路、公園、河川等の施設を地域で守り育てる道普請方式の普及を図っておりますが、新年度におきましても引き続き啓発・推進に努め、市民と行政の協働体制を確実なものにしていきたいと考えております。

下水道事業についてでございます。

公共下水道につきましては、長良川右岸処理区の平成17年度末普及率が99.9%となります。

左岸処理区は、18年度中に左岸浄化センターの増設工事完成を目指すとともに、汚水管渠4.5キロメートルの整備を進めて、平成18年度末の普及率を92.8%とし、これを目指して推進していきます。長瀬処理区は、平成20年通水開始を目標に、浄化センター建設と1.2キロの汚水管渠整備を進めます。

農業集落排水事業につきましては、平成20年度供用開始を目標に、乙狩地区の処理施設及び延長1.3キロメートルの管路施設整備を進め、下水道事業とともに小型合併浄化槽の普及にも努めてまいりたいと思います。

また、平成16年度末の水洗化率は、公共下水道で50%、農業集落排水60.1%で、公共用水域の水質保全及び下水道会計の経営安定化のため、接続促進に努めてまいりたいと思います。

水道事業につきましては、上水道第5次拡張事業計画に基づき、中有知地区を中心に、送水管・配水管整備などを進めていきます。また、安全な水の安定供給とともに、漏水調査のほか、水道事業の経営の健全化を図ってまいります。半道簡易水道につきましては、新たな水源調査を実施いたします。

住宅対策につきましては、土地区画整理事業による住宅地開発と、住宅の進出が期待できる新道建設や、民間活力を誘導するため、優良宅地供給促進奨励制度の活用を引き続き推進していきます。また、耐震補助を初め、新たに美濃市らしい住まいづくり事業を開始し、市街地の空き家に子育て世帯が住めるよう、空き家住宅調査やNPO団体設立を目指します。

また、市営住宅につきましては、松森住宅の公共下水道接続工事を実施するなど、維持管理の適正化に努めてまいります。

次に、都市景観についてであります。美濃市は平成17年6月に、東海3県で5番目、県下で4番目の景観行政団体として指定を受け、美濃市景観形成基本計画策定を進めているところでございます。スローライフ時代にふさわしい快適な環境づくりとして、潤いと安らぎのある良好な景観を守り育てる活動を強化し、川の駅構想を具体化した景観形成推

進の核づくりとして、交通の要衝や景勝地、あるいは河川周辺など、地域の重要なポイントに景観空間を創出していきます。

さらには、以安寺山を森林景観形成空間として引き続き整備するとともに、新たに大矢田もみじ谷の整備を進めます。また、森林ボランティアなど市民参加により、森林の景観形成や保全活動を推進する里山森林整備活動を実施します。そして、豊かな多自然居住地域環境づくりを推進し、魅力のある地域の形成を目指す美濃市まるごと川の駅構想の具現化を図ってまいります。

交通環境につきましては、緊急子ども見守り隊を初め、生活安全協議会活動を促進して、暴走族の追放や、高齢者や子供の安全を守ることを重点に、交通安全の指導や啓発に努めます。また、散歩道や通学道を初めとする、人に優しい交通環境の整備に努めてまいります。

コミュニティーバス「わっちも乗るCar」につきましては、その利用状況を踏まえ、利用者増を図るため、料金を1回200円から100円のワンコインバスといたします。さらに交通弱者の利便性を向上させ、一層市民福祉の向上に努めてまいります。

防災環境についてであります。重点事業で申し上げたほかに、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成強化、中濃消防組合の充実、ふれあい消防祭の実施などによる消防団活動の活性化を図り、地域防災力の向上と啓発に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

施策の第2は、「先端型と交流型産業、創造力と個性ある産業づくり」を目指す産業の振興についてであります。

我が国の景気は緩やかな回復が続けていると言われておりますが、美濃市を取り巻く経済情勢は依然として厳しいものがあります。法人市民税などに明るい兆しがあらわれておりますが、まだまだ景気回復はゆるがせにできない課題であります。市の財政基盤を安定化させ、地域経済を活性化させ、かつ、だれもが安心して働くことができる豊かな美濃市を目指す産業の振興と雇用の拡大が重要となってまいります。

美濃市民間活力創生基金であります。民間活力を生かし、こうした美濃市民間活力創生基金を活用し、また新たな挑戦や再挑戦がしやすい起業家の自立支援環境を整えて、産業の新たな創出や再生を図り、元気で活力あるまちづくりを進めたいと思います。そのため、企業やNPO、グループ等の民間の活力が十分発揮できるように支援に努めていきます。

農業の振興につきましては、道の駅を初め、農産物の直売所や地産地消を一層進めて、安全・安心な農産物の供給とその生産環境の整備に努めます。さらに、効率的な農業経営や付加価値の高い生産を奨励し、地の利を生かした将来性のある産業として、農業・農村活性化事業を推進し、農業の再生に取り組んでまいります。

また、電気さく補助制度等により、有害鳥獣駆除対策の充実を図ってまいります。

さらには、平成17年度で農道の補修や用水路修繕など11件の実績がありました道普請に

つきましては、農業施設住民協働型事業として一層推進してまいりたいと思います。

林業についてであります。

市民が快適に暮らしていくための森林の大切さは言うまでもありません。市内 100ヘクタールの間伐実施確保対策事業や森林整備地域活動支援事業を実施するとともに、市民ボランティアを養成して、荒廃の進む里山林の整備・保全に取り組み、川の駅構想の具現化に努めていきます。

道の駅では、地元産の木材を使用し、良質な地産材の奨励に努めてまいります。森林文化アカデミーを卒業した若者の地元定着を促進するため、林業起業家支援施設として地域ベンチャー工房の運営、卒業生賃貸住宅家賃補助制度を継続するとともに、NPO「柚の杜学舎」により小倉公園の樹木管理を進めていきます。

次に、工業の振興についてであります。

美濃テクノパークの分譲は完了いたしました。今後も企業立地の相談には積極的に応じて、市内遊休地の利用促進を図りながら、優良企業の誘致に努めてまいりたいと思います。また、商工会議所や各業界との連携を図りながら、高速道路等の地の利を生かした産業の集積を構築してまいります。時代に合った元気な企業へ転換できるよう、中小零細企業の振興対策や不況対策相談、小口融資のあっせんや利子補給などに当たりたいと存じます。

次に、商業の振興についてであります。

中心市街地は、観光客が目立ち、新しい分野を開拓する商業者の進出も顕著なものとなりつつあります。後ほど述べますが、本年は年間を通じて多くのイベントを組んでおります。楽しさを演出したイベント等で観光客を呼び込み、活性化を図ってまいります。さらには、空き店舗対策の商店街活性化事業、観光客ニーズに対応する新店舗改装事業、景観に合った店舗づくりアドバイス事業、民間活力創生基金等を活用してまいります。これらを通して、民間主導の着実な成長を助長し、町中のにぎわいを醸し出すだけでなく、市街地からさらに面を広げ、川の駅構想を実践し、商業の活性化に努めてまいりたいと思います。

次に、交流産業、とりわけ観光事業についてであります。

平成18年度は、1606年に金森長近公が現在の市街地に遷都して 400周年となる記念の年であります。また、福井、岐阜、三重、滋賀の4県連携により設置された日本まんなか共和国の文化首都が滋賀県近江八幡市から美濃市に遷都される年であります。この記念の年に、年間を通じた各種イベントを連続的に開催し、美濃市では絶えず何かおもしろいことをやっているという状況をつくり、交流人口の増加を図ってまいります。具体的には、5月13日の文化首都の遷都式にあわせ、楽市楽座など、金森長近公まちづくり 400年祭や、町並み美術館の開催、これは美濃・紙の芸術村10周年記念事業でもあります。そういったものを初め、年間を通して、あかりアート展や産業祭など多くの冠事業を加えまして多彩な事業を展開してまいります。また、情報化の時代に、美濃市イメージアップの戦略が必要となりますので、効果的なメディア媒体を検討しながら、市観光イメージPR事業を展

開してまいります。

次に、美濃和紙の振興であります。日本を代表する和紙として後世へつないでいかなければなりません。紙すき職人を目指す若者の支援や後継者の育成に取り組むとともに、暮らしの中で生かしていくことに努めてまいります。また、県紙業連合会、美濃手すき和紙協同組合と連携した新商品開発や商品発表会等の支援をするとともに、和紙の国際化や企画宣伝を徹底して、和紙産業の活性化を図ってまいりたいと思います。

和紙の里会館では、美濃和紙ドレス展、浮世絵展等の企画展を通じた情報発信を展開していきます。また、わくわくファーム創造交流館を活用し、小・中学生を対象に「体験」をキーワードにした事業展開と手すき和紙基礎スクールなども通じて、美濃和紙振興に取り組んでまいりたいと思います。

次に、雇用対策でございます。

景気の緩やかな回復とともに、雇用環境もやや回復の兆しがあると言われているものの、まだまだ厳しい労働環境でございますが、雇用拡大は当市におきましても喫緊の課題でございます。元気な企業の育成と、曾代の道の駅、新しい特別養護老人ホーム、あるいは交流産業の振興等による雇用の拡大に努め、雇用拡大奨励金交付制度を活用しながら雇用の創出に努めてまいります。また、関係機関と連携して、求人情報の提供や会社説明会の支援に努めていきたいと思っております。

次に施策の第3は、「生涯現役、健やかでこころふれあうくらしづくり」を目指した市民生活の向上であります。特に重点施策である少子・高齢化対策に積極的に取り組んでまいります。

子供から高齢者まで、すべての市民がスローライフの時代にふさわしい、ゆとりと安心の中で、心豊かに心身ともに健康で、自分らしく生き生きと充実した生活を送ることが大切であります。お互いの人権を尊重し、保健・福祉・医療の連携を図りながら、優しく心温まる安全で安心な市民の暮らしを重視した一体的な施策を展開してまいりたいと思っております。

まず、健康であります。

健康は、すべての市民の願いであります。前にも述べましたが、美濃市の健康施策を糖尿病など生活習慣病の予防に特化しながら、これを切り口にした総合的な健康づくりを推進し、すべての市民が健やかで心豊かな生活が過ごせるよう努めてまいります。

次に、福祉であります。

スローライフの時代こそ、不安なく高齢者や障害者、あるいは女性、児童、外国人等、すべての人が自立し、支え合い、あるいは自分らしく、自己実現を目指して、尊厳を持って、個々の市民が生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現していくことが大切であります。

地域福祉についてであります。高齢者や障害者の生活上の支障、あるいは各年代間に存在する不安やストレス、あるいは虐待、引きこもり等の問題に地域が自主的に取り組ん

でいかなければなりません。そのため、地域ぐるみで支え合う体制を整え、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。こうしたことから、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定や在宅福祉サービス事業を支援するとともに、市民、社会福祉協議会、ボランティア団体等と協働して、新たに出張所を活用しながら地域福祉推進体制の構築を図ってまいります。

児童福祉についてであります。

保育の充実につきましては、延長保育や一時保育、乳幼児保育、あるいは障害児保育などの保育サービスを充実していきます。加えて、保育料については前年度並みに軽減率を30%程度として、保護者負担の軽減を主として図ってまいります。病後児保育については、引き続き保育園と検討を重ねてまいります。なお、学童保育につきましては、中有知の施設整備とともに、対象年齢を4年生まで引き上げてまいります。

また、子育てサークルの支援や、育児相談に応じる地域子育て支援センター活動事業や地域保育センター活動事業、あるいはコミュニティママ子育てサポートモデル事業を実施するなど、児童の健全育成や子育て支援施策を積極的に展開してまいりたいと思います。児童虐待等につきましては、きめ細かく各種機関が連携し、未然に防ぐ体制づくりや救済のための相談体制の充実を図ってまいります。母子自立支援員によって、母子家庭の就労等の支援もしてまいります。ひばり園につきましては、支援費制度による児童デイサービスに努めるとともに、保育園、幼稚園と交流保育の実践を図り、その指導・相談内容の充実に努めてまいります。

障害者福祉についてありますが、障害者自立支援法に基づき、新たに美濃市障害者計画を策定するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者がみずから主体的に身近な地域社会の一員として普通に生活できるように、ノーマライゼーションの理念のもと、社会参加の促進事業、あるいは在宅福祉事業、相談事業に取り組んでまいります。また、支援費制度につきましては、利用者の選択に十分こたえられるよう、きめ細かな情報提供や相談活動に努めるとともに、障害者自立支援等給付事業や障害程度区分認定事業を新たに進めてまいりたいと思います。

高齢者福祉についてありますが、さまざまな問題を自分の問題と感じ、問題を共有しまして、ともに行動するという考え方を基本理念として、健康づくり、生きがいづくり、地域づくりを基本目標に施策を展開してまいりたいと思います。行者山地域に社会福祉法人が事業主体として建設する特別養護老人ホームについては、平成18年度サービス開始を目指し、施設整備に対する所要の支援に努めていきます。また、在宅福祉サービスにつきましては、高齢者の健康相談や老人クラブ活動の推進、シルバー人材センターの支援などとともに、東海地震等に備えた家具の転倒防止居宅安心事業、コミュニティサポート事業などを実施して、高齢者の自立支援や社会参加の促進に努めていきたいと思います。さらに、高齢者いきいき住宅改善助成、高齢者サポート推進事業、緊急通報サービス、介護者慰労金等々の在宅福祉サービスの展開や、老人保健制度、老人保護措置制度の円滑な推進



を図りながら、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に、介護保険についてでございますが、持続可能な制度とするために、18年度から大幅に見直しをされまして、制度全体が予防重視型システムに転換されます。高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるように支援を行う地域介護の拠点として、市町村ごとに地域包括支援センターが設置されます。この支援センターの職員が作成したケアプランに基づきまして、症状が軽度の方を対象にホームヘルプなどの介護予防サービスの提供や、生活機能の低下している高齢者を対象に、心身の状態悪化を防ぐための介護予防事業を新たに実施してまいります。

地域改善対策についてであります。市民や団体等との参画と協働を推進し、あらゆる場と機会をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、あらゆる偏見や差別のない、国民一人ひとりの人権が尊重される、明るく安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。また、美濃会館を拠点とした地域住民との交流事業の取り組みも展開してまいります。

次に、医療であります。

新病院開設4年目を迎える美濃病院は、地域の中核病院として、市民に安心・信頼される病院であることを目指し、スタッフを充実させ、経営基盤を確立し、高度な専門医療の提供を初め、患者サービスの充実を図っていきます。市民病院として、市民の健康について、生活習慣病の予防・ケア・治療を中心に、積極的に取り組んでまいります。経営の健全化につきましては、平成18年4月1日から診療報酬が3.16%の引き下げとなり、経営は一段と厳しさを増すものと予測されます。本年は経営アドバイザーを導入し、中長期にわたる経営安定化に努めるとともに、さらにカルテ庫の増設等も図ってまいりたいと思っております。また、地域の救急医療体制を拡充するため、在宅当番医制度や病院群輪番制度、あるいは歯科の休日在宅当番医制度の実施を引き続き進めてまいります。

国民健康保険についてであります。

国民健康保険につきましては、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしています。しかし、加入者の高齢化、あるいは保険税収入の減少、医療費の増加等によりまして、厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。こうしたことから、収納率の向上による増収、あるいは医療費の適正化、人間ドック負担軽減及び保健センターと連携した保健事業の推進を図ることにより、安定的な国保運営に努めてまいります。また、平成17年度に実施しました国保総合健康づくり支援事業は、国保ヘルスアップ事業に移行して、被保険者の健康状態を把握するためのアンケート調査や専門家による訪問指導など、医療費抑制に努めてまいりたいと思っております。

次に、生活環境についてであります。

一般廃棄物につきましては、中濃広域行政事務組合負担金が、クリーンセンター建設費の元金の償還が始まることもありまして、前年度に比べ6,600万円、50%の増額となります。美濃市が今後ごみ収集を無償で継続するためには、さらなるごみの減量化とリサイ

クルを一層徹底することが最も重要であります。分別や、生ごみ処理機の普及や、資源集団回収の奨励を行うとともに、法定家電4品目を初め、廃棄物の不法投棄のパトロール等々、徹底したごみの減量作戦を推進して、ゴミゼロ社会の構築を目指してまいります。また、ハッピーマンデーにごみの特別収集等を実施して、市民のニーズにこたえたきめ細かいサービスの展開に努めてまいります。

産業廃棄物につきましては、環境保全に関する条例や産業廃棄物保管の規則に関する条例に基づき、県とも連携し、徹底した管理・監視体制の強化を図って、快適で美しい美濃市を守るため、環境保全対策の推進に努めてまいります。自然との共生を考え、川の駅構想を推進するため、自然や動植物保護・保全にも新たに係を設け、生態系を重視した保全に取り組んでまいります。

次に、教育・文化の向上についてであります。

施策の第4は、「体験とふれあい、人と文化と交流づくり」を目指す教育・文化の向上であります。

重点施策で申し上げましたように、学校教育については、少人数指導、基礎学力定着指導に加え、国際化に対応して、小学校では各クラス年間20時間、中学校においてはJ E Tに加えて35時間の英語指導をする英語指導助手（A E T）を配置いたします。さらに小学校には、英語学習推進校を2校指定し、3年生以上の年間の指導時間も30時間として英語教育を推進していきます。

次に、高度情報化社会が親展していく中で、子供たちがコンピューターやインターネットを活用して情報社会に対応できる情報化能力を高めるため、校内L A Nともあわせた情報教育の推進に努めていきます。

次に、児童の体験活動につきましては、雄大な風土の中で営まれる大規模農業の体験や、大自然、そして土幌町の人たちとの交流を通じて豊かな人間性や社会性を身につけさせるために、小学校6年生希望者全員を土幌町フレンドシップ交流事業に派遣いたします。

さらには、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育を推進するための心の相談事業や、ほほえみ教室等の教育相談事業、発達障害等の子供に対する適正な支援と個別指導を行う特別支援教育事業を推進いたします。また、中学校教科書を改訂するとともに、小学校の郷土教育を推進するため、社会科副読本「わたしたちの美濃市」の増刷、地域の伝統産業を理解するための和紙振興教育、地域の自然・人・文化との共生と、学校の創造性を高める特色ある学校づくり事業等の充実を図るとともに、奉仕活動や自然・社会体験の場や機会の環境整備に努めてまいりたいと思います。

生涯学習についてであります。

今日、市民のだれもが、ゆとり、心の豊かさ、自然との触れ合い、本物志向などを求めるライフスタイル、いわゆるスローライフ（ゆったりと人生を楽しむ生き方）を望むようになっております。こうした中、美濃市民の人間力、文化力を高めるためには、市民一人ひとりが自由に学び、そして高め合い、その成果を地域社会の中で生かし、生きがいを持

ち、生涯にわたり自己実現を図ることができる、さまざまな生涯学習の推進が重要となつてまいります。

生涯学習は、人づくりだけではなく、市民参加のまちづくりを促していくものであることから、生涯学習を施策の重点目標として、生涯学習マスタープランにのっとり、「1市民－1芸・1スポーツ・1ボランティア」を実践目標に、その推進体制の整備に努めてまいります。本年は、日本まんなか共和国並びに金森長近公まちづくり400年祭などを通じて、市民参加によるイベントを生涯学習の場として活用してまいります。また、平成24年度の岐阜国体の美濃市開催種目としてロードレースが内定いたしましたので、その準備を開始するとともに、平成19年5月にツアー・オブ・ジャパンを誘致するため、その経費の一部を助成し、生涯学習や川の駅構想、サイクルツアー構想も視野に入れて、健康に留意した自転車に親しむ教育や生涯スポーツ活動の推進に努めてまいります。

出張所機能を見直し、地域サービス施設へ転化することに伴い、地区公民館活動や子ども公民館事業に加え、新たに地域活動支援事業補助金を創設し、生涯学習活動の拠点として活力ある地区づくりを支援いたします。また、岐阜大学や森林文化アカデミーと連携したワークショップやわくわくチャレンジ体験など、交流・奉仕事業やさまざまな分野のボランティア、リーダーの育成、さらには図書館の充実に取り組むとともに、中央公民館の各種講座の一部を地区生涯学習センターで開催してまいります。また引き続き、安心してボランティア活動や地域活動、スポーツ活動、その他の生涯学習活動ができる受け皿といたしまして、市民全員の年間を通じた保険「美濃いきいき保険」へ加入して、生涯学習のまちづくりをバックアップしていきたいと思ひます。

文化振興についてであります。豊かな伝統文化を未来に引き継ぎ、新たな文化の創造を目標とする活動は、美濃市のアイデンティティーを確立し、スローライフを営む上で欠かすことのできない要素でございます。いわゆる伝統文化と新たに文化をつくるということでもあります。日本まんなか共和国文化首都事業を推進し、例年の紙の芸術村事業や10周年記念事業に加え、美濃市で開催される県民文化祭やシンポジウムの窓口となつて、市民文化力の向上を図つてまいりたいと思ひます。

重要伝統的建造物保存地区につきましては、平成17年度までに66件の修理・修景が行われまして、本年度も8件の修理・修景と、伝建物の耐震補強工事の提案に努め、歴史的町並み景観の形成と市街地の活性化に努めていきます。そのほか、流し仁輪加、ひんここ等の伝統文化の継承・保存に努めるとともに、小倉山城史刊行や県指定文化財である山車の修理を進め、県道富加・美濃線及び美濃インター前の区画整理事業用地内の埋蔵文化財の発掘調査等にも努めていきます。

最後になりましたけれども、市民参加の促進についてであります。

施策の第5は、「活発な市民活動、参加のシステムづくり」を目指す市民参加の推進であります。

第4次総合計画の見直しなど、市の重要課題につきましては、市民本位の市政を志向して、今も常に市民の皆様の意見を聞き、パブリックコメントやワークショップ等を通じて市民の皆さんに参加をいただいているところでございます。今後も、市政の重要課題に市民の皆さんの参加を得て、提案や評価をいただき、市民みずからの力が発揮できるよう、さらに協働のまちづくりに参画できる仕組みづくりに努めてまいります。この中では、さらなるアカウントビリティ（説明責任）の遂行や、パブリックコメント（市政に対する市民の意見や評価の取り込み）にも取り組んでまいります。また引き続き、市長との対話事業であります市長への手紙やEメール、夢トーク、おしゃべりサロンなどにより、市民に開かれた市政を進めてまいりたいと存じます。

また、公共分野における自治会、各種団体、ボランティア、サポーター、NPO等との協働事業の推進手法として、平成16年度に市民の皆さんに道普請方式を提案させていただきましたが、引き続き、市道、農道、林業施設等の市民との協働型の維持管理を予定しております。さらには、現状の市民活動に加えて、公園や生涯学習施設など、さまざまな公共施設や行政サービス、あるいは景観形成活動等、こういったものにも市民の協働を広めていきたいと考えております。

次に、男女共同参画についてであります。いきいきプラン美濃の行動計画に基づいた施策への取り組みや、市民フォーラム、女と男共生講座等による啓発に努めてまいりたいと思います。また、19年度に終了いたします行動計画の見直し作業にも着手をしていきたいと思っております。

次に、広聴・広報につきましては、「広報みの」やホームページなどを通じて市政情報を提供するとともに、広聴活動の一環として夢おこし市政懇談会を開催して、市民の夢や希望や、市政に対する率直な意見を聞いて、市政運営につなげていきたいと思っております。また、情報公開制度により、市民に開かれた市政を進めてまいります。

さて、これからの市政運営についてであります。

私が市長に就任いたしましたちょうど10年が経過いたしました。この間、都市基盤整備を初め、産業の振興、福祉の充実、教育・文化の向上、市民参加の促進など、各種諸施策を積極的に展開して、着実な歩みを続けてまいりました。特にオンリーワンのまちづくりにおきましては、うだつの上がる町並みの整備、あるいはまちのにぎわいづくり、美濃和紙の振興、美濃・紙の芸術村、あかりアート・市民ミュージカルなど新たな文化の創造、学校再編成と少人数学習指導、英語教育、図書館教育などの独自の教育の推進、水や緑の川の魅力を生かした川の駅構想の具現化、もちろん都市の基盤であります道路ネットワーク、下水道、土地区画整理事業を初め、美濃病院の建設、健康づくり、高齢化社会への対応、乳幼児医療助成や保育料の軽減、学童保育など子育て環境の整備を進めてまいりました。各種表彰の受賞が、これらのまちづくりの方向が正しいことを証明してくれました。

今後の市政運営は、短期的には、平成18年度にスタートする第4次総合計画・後期基本計画が柱となります。各推進項目について可能な限り5年間の目標数値を設定いたしまし

たので、適正な進行管理を行いながら、計画を着実に実行することで市民の皆様の期待にこたえてまいりたいと思います。

次に、中長期のまちづくりの方向を示すCATV（ケーブルテレビ）整備事業と、スローライフ時代の到来に向けて、キラリと光るオンリーワンのまちづくりを進めていく美濃市まるごと川の駅構想やサイクルツアーシティ構想がございします。未来の情報化社会に対応するまちづくりと同時に、長良川の清流を守り、20年、30年後にも今と変わらず川で魚釣りや水泳を楽しむ、あるいはチョウやトンボが飛び交う野山や里道に散策やサイクリングに出かける、あるいは地域の祭りに親子で参加するなど、恵まれた環境で生活を営みながら、あかりアートなどのイベントの企画や運営に携わり、市政に協働で参画する。いわゆる多自然環境を整備し、交流産業を起こし、すべての市民が健康で、生きがいに満ち、心豊かな日々を過ごしながら、多くの人々に美濃市を訪れていただきまして、この地に住む誇りと喜びを市民ぐるみで共有することができる。こうしたまちづくりが、「住みたいまち 訪れたいまち美濃市」の実現や、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりに結びつくものと考えております。この実現のため、市長として、美濃市の未来の方向を見通し、将来にわたって美濃市の活力が持続し、市民の最大の幸福が得られるよう、より市民の声を大切に市民主体の市政を進めてまいりたいと思います。

市長として、大きな責務を果たし、市民の期待にこたえていくため、私は、市政を今後「清新」「共省」「協拓」といった三つの心構えで進めていきたいと考えております。清新とは、清潔で新しいまちづくりと市政運営、すなわち市民の市民による市民のための市政を目指していくものであります。共省とは、ともに過去を省み、むだを省く行財政改革を徹底していくものであります。協拓とは、輝かしい未来を協働して切り開いていく、協働のまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について述べました。私を初め、職員一人ひとりが基本計画を達成するため、みずからを高め、清廉にして、かつ市民と協働してまちづくりに努力してまいります。そのためには、さらなる市民の理解と信頼を得ることに努めなければなりません。常に市民のために公務員としての責任と自覚を認識し、市民主体の個性と魅力のある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に全力を傾注してまいります。あわせて、21世紀にふさわしい市民サービスと市民本位の行政システムの構築に取り組んでまいりたいと思います。何とぞ議員各位並びに市民の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○市長（石川道政君） 大変失礼いたしました。私の読み違えでございまして、医療のところで、診療報酬が私は3.16%の「引き上げ」というふうに言いましたが、診療報酬が3.16%の「引き下げ」で、そのために病院の収入が減るということでございしますので御理解ください。大変失礼をいたしました。

○議長（平田雄三君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時16分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 第4 議第1号から第62 議第59号まで（提案説明）

○議長（平田雄三君） 日程第4、議第1号から日程第62、議第59号までの59案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第1号について、助役 太田松雄君。

○助役（太田松雄君） それでは、議第1号 平成18年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度の予算編成に当たりましては、緩やかな回復傾向にあると言われてます景気状況の中、三位一体改革の影響などにより厳しい財政状況であります。持続可能な健全財政を堅持し、美濃市が存続の道を歩み、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のために、「スローライフシティ」をキーワードに、環境、健康、福祉、教育、情報化及び防災を重点施策として、市民協働のまちづくりを進め、さらなる市民福祉の向上と地域の活性化を図るため、道の駅整備、ケーブルテレビ整備及び少子・高齢化対策を重点事業と位置づけまして平成18年度予算を編成いたしました。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成18年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2,000万円と定め、予算の款項の区分及び当該の区分の金額を、「第1表歳入歳出予算」と定めるものとございます。

第2条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、「第2表債務負担行為」によるものと定めるものとございます。

第3条は、建設事業等に充てるため起こすことのできる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を、「第3表地方債」によると定めるものであります。

第4条は、予算の執行に当たり、資金繰りのため借り入れる一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる費目として、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合の同一款内での流用を定めるものとございます。

次に2ページをお開きください。

第1表は、平成18年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に9ページをお開きください。

第2表は、平成18年度において借り入れる各種資金に対する利子補給を初め、債務保証、損失補償、奨励金等で、その負担が後年度にわたる事業に係る債務負担行為の内容であります。

1行目の電子入札推進市町村協議会負担金は、平成17年度から試行で導入しております岐阜県内参加市町村の電子入札導入に係る開発経費等の美濃市分の負担経費であります。

2行目の入札参加資格審査共同化委託費は、現在2年置きに各市町村でそれぞれ実施しております入札参加資格審査を電子化することで、業者の申請業務の軽減と県内での一本化を図るため、岐阜県と県内電子入札参加市町村と共同でシステム開発をする委託経費であります。

3行目の公共用地等の取得費は土地開発公社の用地等の取得費で、4行目の金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証は、土地開発公社が用地等を取得するために要する金融機関からの借入金の債務保証をするものであります。

5行目の自主運行バス（牧谷線）の運行事業、6行目のコミュニティバス運行事業は、牧谷線及びコミュニティバス「わっちも乗るCar」の運行に係る補助経費であります。

7行目の雇用拡大奨励金は、美濃市雇用拡大奨励金交付要綱に基づいて交付される奨励金であります。

8行目の工場誘致奨励金は、美濃市工場誘致条例に基づいて交付される奨励金であります。

10行目の岐阜県信用保証協会に対する損失補償は、協会の追認による中小企業者の借り入れに対して協会が代位弁償した場合、その元金相当額の10分の1の金額を補償するものであります。

9行目の小規模企業設備資金利子補給、11行目の不況対策利子補給、12行目の空き家対策利子補給につきましては、資金の借り入れに対して、それぞれの期間、限度額の範囲内で利子補給を行うものであります。

13行目の新店舗改装事業補助金は、旧市街地での新店舗改装する事業者に対する補助金であります。

14行目の美濃手すき和紙後継者育成奨励金は、手すき和紙製造技術の保存・伝承、後継者の育成・確保を図るための奨励金であります。

次に10ページをごらんください。

第3表 地方債について御説明申し上げます。

1行目の留守家庭児童教室整備事業 2,320万円は、中有知小校区での施設建築整備費であります。

2行目の道の駅整備事業1億8,700万円は、曾代地内に建設する施設建設費であります。

3行目の前野7号線道路改良事業4,500万円は、前野の堤防道路整備に係る経費であります。

4行目の六反・志摩線道路改良事業1,800万円は、生籾地内の市道六反・志摩線の道路整備に係る経費であります。

5行目の消防自動車購入事業1,350万円は、上牧分団に整備する消防ポンプ自動車の更新に係る経費であります。

6行目のコミュニティ消防センター整備事業650万円は、中有知分団の生籾地内に整備する消防車庫兼詰所の改築に係る経費であります。

7行目の減税補てん債2,300万円は、減税の実施に伴う減収額を補てんするものであります。

8行目の臨時財政対策債2億6,400万円は、平成13年度から国と地方の責任分担を明確にし、地方の一般財源の不足に対処するために国と地方が折半して発行する地方債であります。

以上の地方債全部で8項目、総額5億8,020万円を限度額として起債を借り入れるもので、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載されているとおりでございます。

次に11ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括でございますが、次の12ページでございます歳入の合計は、本年度の予算額97億2,000万円で、前年度に比べて8億7,700万円、対前年度比9.9%の増となっております。

次に13ページの歳出の総括表であります。右側の歳出合計の財源内訳を申し上げますと、国・県支出金は12億4,760万6,000円で12.8%を占めており、地方債は2億9,320万円で3%を占め、その他の財源は11億6,630万2,000円、12%となっております。特定財源の合計は27億710万8,000円で27.9%となり、一般財源は70億1,289万2,000円で72.1%の割合となっております。なお、歳入歳出予算の内容につきましては、後ほど別の資料で御説明申し上げます。

それでは143ページをお開きください。

これは給与費明細書でございます。特別職と一般職に分けて、それぞれの人員、給与費、共済費など、本年度と前年度を比較して記載されておりますので、後ほど参考にしてごらんいただきたいと思っております。

以上で予算に対する説明は終わりました。次に赤スタンプ5番の平成18年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

赤スタンプ5番の1ページをお願いします。

これは歳入の一般会計当初予算の比較でございます。各款ごとに、構成比の大きいもの及び前年度と比較して増減の著しいものの御説明を申し上げます。



まず構成比の大きいものにつきましては、第1款 市税が28億 9,580万円、構成比29.8%、対前年度比 3.1%、8,610万円の増となりました。増額の主な内訳は、市民税個人及び法人、入湯税の増と、固定資産税、市たばこ税、都市計画税などの減との差し引きによる増となっております。

次に第10款 地方交付税は23億 2,000万円、構成比23.9%で、前年度対比10.5%、2億 7,100万円の減であります。三位一体改革や景気動向による市税収入等の伸び及び地方財政計画などを勘案し、計上したところでございます。

次に18款 繰入金10億 7,820万 8,000円、構成比11.1%で、前年度対比 111.4%、5億 6,808万 2,000円の大幅な増となりました。これは、財政調整基金2億 5,000万円増、地域づくり推進基金繰入金3億 2,600万円の増、減債基金 2,500万円の増、都市計画事業基金 2,000万円の増などと、美濃病院建設基金繰入金 4,000万円減などとの差し引きによる増額でございます。

次に、歳入のうち、対前年度増減額の著しいものについて申し上げます。

まず増額では、第18款 繰入金が10億 7,820万 8,000円、構成比11.1%で、前年度対比 111.4%、5億 6,808万 2,000円の増で、一番の増額となりました。これは先ほど述べました、財政調整基金や地域づくり推進基金などの取り崩しによる繰入金が大幅な増となったものであります。

次に第14款 国庫支出金7億 3,591万 9,000円、構成比 7.6%、対前年度比51.1%、2億 4,875万 9,000円の増で、主なものは、ケーブルテレビ整備に係る補助金、道の駅整備に係るまちづくり交付金などの増によるものでございます。

次に第21款 市債5億 8,020万円、構成比6%、対前年度比24.5%、1億 1,430万円の増で、主な内訳は、道の駅整備事業1億 8,700万円等の充当と、臨時財政対策債2億 6,400万円及び減税補てん債 2,300万円でございます。市債の計上につきましては、元利償還金の交付税措置等、諸条件を十分検討の上、計上したところでございます。

次に第2款 地方譲与税2億 9,400万円、構成比3%、対前年度比52.3%、1億 100万円の増で、主なものは、三位一体改革による所得譲与税の増などによるものでございます。

減額では、第10款 地方交付税23億 2,000万円、構成比23.9%で、対前年度比10.5%、2億 7,100万円の減となりました。これは先ほど申し上げました、三位一体改革などの影響によるものを勘案して計上したものでございます。

次に第20款 諸収入4億 5,445万 5,000円、構成比 4.7%で、対前年度比11.5%、5,910万 8,000円の減となりました。主なものは、区画整理事業による受託事業収入5,170万円の減などによるものであります。

以上で、歳入の合計額は97億 2,000万円で、前年度に比べて8億 7,700万円、対前年度比 9.9%の増となりました。

次に2ページをお願いします。

歳出についても、前年度当初予算との比較表により御説明申し上げます。

第1款 議会費は1億4,045万9,000円で、構成比1.4%、対前年度473万3,000円、3.3%の減で、議員報酬、職員人件費が主なものでございます。

第2款 総務費は15億7,984万6,000円で、構成比16.3%、対前年度4億445万2,000円、34.4%の増となりました。主な内訳は、テレビ放送の地上波デジタル化に伴う難視聴地域解消、高速インターネット整備、地域情報の提供などのための地域ケーブルテレビ施設整備事業、牧谷線やコミュニティバスの自主運行事業、民間活力創生事業、長良川鉄道設備整備補助経費等でございます。

第3款 民生費は19億9,247万3,000円で、構成比20.5%、対前年度1億1,309万6,000円、6%の増となりました。主な内訳は、中有知小校区の留守家庭児童教室整備事業、福祉医療費、身体障害者福祉費、知的障害者福祉費、老人保健・介護保険特別会計繰出金、児童手当等給付経費等でございます。

第4款 衛生費は9億672万1,000円で、構成比9.3%、対前年度6,692万5,000円、8%の増となりました。主な内訳は、浄化槽設置整備事業補助経費、予防接種事業、老人保健法による保健事業、疾病予防、生活習慣の改善、子育て環境の充実、心の相談などの総合的なわくわく元気推進事業、美濃病院事業会計負担金等、中濃広域行政事務組合負担経費等でございます。

第5款 労働費は1,360万2,000円で、構成比0.1%、対前年度1万8,000円、0.1%の減となりました。主な内訳は、インターネットを活用した雇用対策事業補助経費、雇用拡大奨励金補助経費、岐阜県勤労者生活資金融資預託金等でございます。

第6款 農林水産業費は2億8,590万7,000円で、構成比2.9%、対前年度2,332万5,000円、7.5%の減となりました。主な内訳は、わくわくファーム屋外施設整備事業、農業集落排水事業特別会計繰出金、農業振興施設設置補助経費、特定農山村総合支援事業、森林景観整備事業、間伐実施確保対策事業補助経費等でございます。

第7款 商工費は7億5,302万9,000円で、構成比7.8%、対前年度4億2,584万2,000円、130.2%の大幅な増となりました。主な内訳は、曾代地内の道の駅整備事業、金森長近公まちづくり400年記念事業、小口融資貸付経費、商店街活性化事業補助経費、市観光イメージPR経費、美濃和紙あかりアート展開催補助経費等でございます。

第8款 土木費は13億8,283万8,000円で、構成比14.2%、対前年度5,396万1,000円、3.8%の減となりました。主な内訳は、広岡町・松森線整備等の道路新設改良費、曾代中央線整備等の交通安全施設費、長良川上流域及び板取川流域の災害ハザードマップ作成事業、美濃インター前等の土地区画整理受託事業、景観形成整備事業、下水道特別会計繰出金、住宅事業等でございます。

第9款 消防費は4億1,552万8,000円で、構成比4.3%、対前年度2,438万8,000円、6.2%の増となりました。主な内訳は、生櫛コミュニティ消防センター整備事業、消防ポンプ自動車及び積載車更新事業、中濃消防組合負担経費、消防団等運営補助経費、自主防災組織育成事業、防災無線維持管理経費等でございます。

第10款 教育費は10億 2,400万円で、構成比10.5%、対前年度 6,371万 4,000円、5.9%の減となりました。主な内訳は、スクールバスによる児童送迎経費、小・中学校の少人数指導講師、英語教育指導助手、特別支援員、図書館司書配置などの教育推進経費、士幌町フレンドシップ交流事業、県道富加・美濃線発掘調査県受託事業、町並み保存整備事業、生涯学習推進費、学校給食費等でございます。

第11款 災害復旧費は2万円で、構成比ゼロ%、対前年度増減なしとなりました。これは災害が発生した場合に予算措置をするための経費でございます。

第12款 公債費は12億 1,957万 7,000円で、構成比12.6%、対前年度 1,195万 2,000円、1%の減となっています。

その他の款の説明は省略させていただきまして、歳出の合計は97億 2,000万円でございます。

次に3ページをお願いします。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。内容は、1の人件費から右横へ12の繰出金まで、性質別に分類して、平成18年度と17年度を比較し、伸び率、構成比率をあらわしたものでございます。

1の人件費は、職員の給与、議員及び各種委員報酬を含むもので、18年度は18億 5,122万 5,000円で、17年度に比べますと1億 1,735万 8,000円、6%の減であります。

2の物件費は、庁舎等各施設の管理運用経費や庁費等事務経費で、18年度は10億 5,744万円で、17年度に比べますと5,455万円、4.9%の減で、庁費等の5%削減など経費削減によるものであります。

4の扶助費は、福祉医療費、知的障害者施設支援費、保育園運営経費、生活保護費等で、18年度は9億 5,401万 4,000円で、17年度に比べますと7,791万 5,000円、8.9%の増であります。

5の補助費等は、中濃消防組合負担経費、中濃広域行政事務組合負担経費、病院事業会計への補助金、各種団体などへの補助金等で、18年度は12億 9,641万円で、前年度に比べますと1,267万 9,000円、1%の増であります。

6の普通建設事業費につきましては、18年度は19億 7,210万 4,000円で、17年度に比べますと8億 8,822万 6,000円、81.9%の大幅な増で、これは地域ケーブルテレビ施設整備事業の新規事業や道の駅建設事業などの増によるものであります。

8の公債費では、18年度は12億 1,952万 7,000円で、前年度に比べますと1,195万 2,000円、1%の減であります。

12の繰出金は、下水道特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計等の各特別会計への繰出金で、18年度は12億 6,122万 2,000円となり、17年度に比べますと8,118万 3,000円、6.9%の増であります。それぞれの増額によるものであります。

なお、下の半分は、性質別の18年度の予算額と17年度の予算額を棒グラフにあらわし、比較したものでございます。

次に4ページをお願いします。

この表は予算の財源を比較したもので、左の表は、一般財源と特定財源に区分して、18年度と17年度の予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。表の中ほどにあります一般財源の計の欄は、18年度は70億 1,289万 2,000円で、構成比は72.1%、伸び率はプラス 2.4%となり、これに対して特定財源は27億 710万 8,000円、構成比は27.9%で、伸び率はプラス35.8%となっております。

なお、財源比較表をもとに、右上においては、その財源を一般財源と特定財源に区分した円グラフを、右下においては、その財源を自主財源と依存財源に区分した円グラフを示していますので、御参考にごらんください。

以上で議第1号の説明は終わります。どうか十分御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平田雄三君） 次に議第2号、議第3号、議第4号、議第8号、議第12号、議第13号、議第14号、議第18号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第45号、議第49号、議第50号、議第51号、議第52号の21案件について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第2号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。

交通災害共済につきましては、市民各位の御理解と御協力により、平成17年度には加入者1万 6,527人、加入率は68.1%となっております。今後も一層多くの方々に加入していただくよう啓発に努めてまいりたいと存じます。

それでは、赤のスタンプ2番の予算書 157ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 595万 1,000円と定めるものでございます。

次に、予算の内容を事項別明細書総括により御説明いたしますので 159ページをお開きください。

歳入の1款 交通災害共済事業収入 505万 8,000円は、加入者1万 4,050人分の会費で、平成17年度実績を勘案して算出したものであります。

2款 繰入金87万 4,000円は、就学前2年の幼児、小学生、中学生及び交通指導隊員、交通安全婦人の方々の 2,429人分の会費を一般会計から繰り入れるものでございます。

3款 繰越金 1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入1万 7,000円は、準備積立金の運用収入でございます。

5款 諸収入 1,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

1款 交通災害共済事業費は 595万 1,000円で、この主な内容は、交通災害共済審査委員の報酬15万円、共済給付金として 533万 5,000円、事務費、準備積立金等の46万 6,000

円でございます。

歳入歳出合計は、ともに 595万 1,000円でございます。

160ページ以降の説明は省略をさせていただき、議第2号の説明を終わります。

次に、議第3号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、国保の運営を取り巻く状況であります。高齢者や低所得者の増加、医療の高度化などによりまして、依然として厳しい状況に置かれております。こうした状況の中で、国においては、医療費の抑制に向け、医療制度改革が順次行われていくこととなっております。美濃市における医療費は、平成17年4月から12月の期間について前年同期と比較してみますと、約2.6%の伸びとなっております。こうした状況等を勘案いたしまして予算編成を行ったところでございます。

それでは、赤スタンプ2番の予算書167ページをお開きください。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億 2,836万 3,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を1億 5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定であります。保険給付費にあっては、款の中で流用ができるものと定めるものでございます。

次に173ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から説明をさせていただきます。

1款 国民健康保険税は8億 719万 1,000円で、一般被保険者と退職被保険者の医療分、介護分の現年度、過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料は32万 3,000円で、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は5億 8,720万 9,000円で、療養給付費、療養費の見込み額により算定いたしました療養給付費負担金と、老人保健拠出負担金、介護納付負担金、財政調整交付金などの収入を見込んだものでございます。

4款 県支出金は7,323万 7,000円で、高額医療費共同事業負担金、国保助成事業補助金及び財政調整交付金でございます。

5款 療養給付費交付金は3億 596万円で、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款 共同事業交付金は4,646万 2,000円で、国保連合会が行います高額医療費共同事業からの交付金でございます。

7款 財産収入は9万 6,000円で、国保財政調整基金から生じます利子収入でございます。

8款 繰入金は1億 3,384万 4,000円で、保険基盤安定繰入金と一般会計繰入金でございます。

9款 繰越金は7,000万円で、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

10款 諸収入は 404万 1,000円で、預金利子や交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に 174ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

1款 総務費は 5,242万 6,000円で、主なものは、職員人件費などの一般管理費のほか、賦課徴税费、特別事業費、運営協議会費などがございます。

2款 保険給付費は13億 157万 8,000円で、内訳は、療養諸費、高額療養費、出産育児及び葬祭諸費などがございます。

3款 老人保健拠出金は 4億 1,513万 5,000円で、社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

4款 介護納付金は 1億 6,046万 9,000円で、同様に社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 共同事業拠出金は 5,162万 6,000円で、高額医療費共同事業への拠出金でございます。

6款 保健事業費は 1,620万 9,000円で、主な事業としましては、健康づくり推進事業、医療費通知、人間ドック助成などで、疾病予防対策の推進を図るものがございます。

7款 基金積立金は10万円で、財政調整基金から生ずる利子の積み立て分でございます。

8款 公債費は25万円で、一時借入れの際の支払い利子でございます。

9款 諸支出金は 161万円で、保険税の還付金などに充てるものがございます。

10款 予備費は 2,896万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出合計につきましては、ともに20億 2,836万 3,000円でございます。

なお、175ページ以降の説明は省略をさせていただきます。議第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第4号 平成18年度美濃市老人保健特別会計予算について御説明をいたします。赤スタンプ2番の予算書の 201ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ25億 1,841万 2,000円と定めたものがございます。

第2条は、一時借入金の最高額を 8,000万円と定めたものがございます。

予算編成に当たりましては、制度改正に伴う受給者の減少と医療費改定を踏まえ、前年度実績等をもとにして医療費総額を算出したところでございます。

続いて 205ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明をいたします。

歳入、1款 支払基金交付金13億 5,297万 4,000円は、医療保険各保険者からの拠出金で運営している社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、医療費相当額と審査支払手数料の交付金でございます。

2款 国庫支出金 7億 7,150万 7,000円は、医療費相当額分と医療費適正化事業補助金

でございます。

3 款 県支出金 1 億 9,270 万 1,000 円は、医療費相当額でございます。

4 款 繰入金 1 億 9,922 万 8,000 円は、一般会計からの繰入金で、医療費相当分と事務費分でございます。

5 款 諸収入 200 万 2,000 円は、預金利子及び第三者納付金、医療費返納金でございます。

次に歳出の 1 款 総務費 674 万 4,000 円は、医療費支給に要する一般事務費で、レセプト点検や電算処理等の経常経費でございます。

2 款 医療諸費 25 億 1,146 万 8,000 円は、入院、外来、歯科等の医療費とレセプト審査手数料でございます。

3 款 公債費 20 万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ 25 億 1,841 万 2,000 円でございます。

206 ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第 4 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第 8 号 平成 18 年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明をいたします。赤スタンプ 2 番の予算書の 283 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ 13 億 5,751 万 9,000 円と定めたものでございます。

第 2 条は、一時借入金の最高額を 8,000 万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、前年度の実績と介護保険法の改正を踏まえて策定をいたしました第 3 期介護保険事業計画に基づいて、介護給付費総額を算出したところでございます。なお、新しく介護予防事業などの地域支援事業を計上したところでございます。

次に 289 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表によりまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

1 款 保険料 2 億 4,158 万円は、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料の現年滞納分でございます。

2 款 使用料及び手数料 5 万 1,000 円は、介護保険料の納付証明及び督促手数料でございます。

3 款 国庫支出金 3 億 1,407 万 9,000 円は、介護給付費の施設分、在宅分の負担金、調整交付金、介護予防事業及び包括的支援事業交付金でございます。

4 款 支払基金交付金 3 億 9,787 万 8,000 円は、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の介護保険料で、支払基金から介護給付費交付金と、地域支援事業交付金でございます。

5 款 県支出金 1 億 9,663 万 4,000 円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金でございます。

6 款 財産収入 2 万円は、介護保険準備基金の利子でございます。

7 款 繰入金 2 億 651 万 4,000 円は、一般会計からの繰入金で、介護給付費と介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費分でございます。

8 款 繰越金 75 万円は、前年度からの繰越金でございます。

9 款 諸収入 1 万 3,000 円は、第 1 号被保険者の延滞金と預金利子、第三者納付金でございます。

290 ページをお開きください。

歳出の 1 款 総務費 4,197 万 4,000 円は、職員人件費と保険料の徴収事務費、介護認定事務費、趣旨普及費でございます。

2 款 保険給付費 12 億 7,545 万 6,000 円は、在宅・施設の介護給付費や審査支払手数料、特定入所者介護サービス費などでございます。

3 款 財政安定化基金拠出金 141 万 3,000 円は、介護保険財政の安定化を図る目的で岐阜県財政安定化基金に拠出するものでございます。

4 款 地域支援事業費 2,549 万 8,000 円は、介護保険法改正に伴い、18 年度から介護保険特別会計で実施をいたします介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

5 款 基金積立金 1,222 万 8,000 円は、保険料改定の 1 年目でありまして、介護保険給付費の 19% を超える介護保険料分と基金の利子相当額を給付準備基金に積み立てるものでございます。

6 款 公債費 20 万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

7 款 諸支出金 75 万円は、第 1 号被保険者に対する過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は 13 億 5,751 万 9,000 円でございます。

291 ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第 8 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） これより昼食のため休憩いたします。午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午後 0 時 04 分

---

再開 午後 1 時 00 分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第 12 号 平成 17 年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

それでは、赤スタンプ 3 番の補正予算書の 56 ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして、予算の執行状況並びに決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 604 万 4,000 円と定めるものでございます。



予算の内容を、事項別明細書総括のうち歳出の表により、歳入もあわせて説明いたしますので、58ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費4万6,000円を追加し604万4,000円とするもので、内容は、交通災害共済給付金の減額と積立金の増額でございます。財源内訳は、事業収入で2万3,000円の減額。繰入金の8,000円の減額は、一般会計からの繰入金。繰越金は8万3,000円の増額。その他財源の6,000円の減額は、積立金の運用収入でございます。

59ページ以降の説明を省略させていただき、議第12号の説明を終わります。

次に、議第13号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番の補正予算書62ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険給付費の増額等に伴い、所要の予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,325万7,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ20億6,909万7,000円とするものでございます。

次に65ページをお開きください。

内容につきましては、補正予算事項別明細書の総括のうち、歳出の表によりまして、歳入もあわせて説明をいたします。

歳出の2款 保険給付費は3,265万6,000円を追加し、13億5,109万9,000円とするもので、増額するものにつきましては、医療費の伸びよりも一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び一般被保険者の療養費や高額療養費のほか、診療報酬の審査支払手数料、葬祭費でございます。また、減額をいたしますのは、出産育児一時金でございます。財源内訳は、保険税で62万4,000円の減額。国・県支出金は1,749万3,000円の増額で、これは国からの療養給付費等負担金で895万円、県からの国民健康保険助成金と財政調整交付金で854万3,000円であります。また、交付金は、療養給付費交付金で1,670万8,000円の増額。その他財源は92万1,000円の減額で、一般会計繰入金で112万1,000円の減額、諸収入で20万円の増額でございます。

6款 保健事業費は62万1,000円を追加し1,484万2,000円とするもので、人間ドック助成事業の利用者の増加によるものでございます。財源内訳は、すべて保険税でございます。

7款 基金積立金は2万円を減額し4万円とするもので、これは財政調整基金の利子を積み立てるものでございます。財源内訳は、保険税で3,000円の増額。その他財源で2万3,000円の減額は、基金利子であります。

合計欄で、補正前の額に3,325万7,000円を追加して、20億6,909万7,000円とするものでございます。

66ページ以降の説明は省略いたしまして、議第13号の説明を終わります。

次に、議第14号 平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第4号）について御説

明いたします。

補正予算書の72ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成17年11月までの医療費確定に伴う見直しによります医療費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億5,788万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億5,976万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて説明いたしますので、74ページをお開きください。

歳出の2款 医療諸費に1億5,788万4,000円を増額し、補正後の額を26億2,923万4,000円とするもので、これは入院医療費が増加し、医療給付費に不足が見込まれることから増額をするものでございます。財源内訳は、基金交付金9,101万円の増額、国・県支出金5,572万9,000円の増額。繰入金は、一般会計からの繰入金1,114万5,000円の増額でございます。

合計欄で、補正前の額に1億5,788万4,000円を増額して、26億5,976万1,000円とするものでございます。

75ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第18号 平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の106ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えて、決算見込みによります事業運営経費及び介護保険給付費をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ7,419万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ13億2,128万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて説明いたしますので109ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は131万円を減額し、補正後の額を4,897万3,000円とするもので、その内容は、電算システム使用料、認定結果通知郵送料などの減額でございます。財源内訳は、国・県支出金94万8,000円の増額。その他財源225万8,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減額でございます。

2款 保険給付費は7,288万円を減額し、補正後の額を12億6,072万円とするもので、その内容は、在宅及び施設給付費の減額、特定入所者介護サービス費の増額などがございます。財源内訳は、国・県支出金1,510万9,000円の減額、交付金で4,969万8,000円の減額。その他財源807万3,000円の減額は、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4 款 基金積立金は 5,000円を減額し、補正後の額を 3 万円とするもので、その内容は、介護保険給付準備基金の減額でございます。財源はすべてその他財源で、基金利子の減額でございます。

合計欄で、補正前の額に 7,419万 5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ13億 2,128万 4,000円とするものでございます。

110ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第28号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ 1 番の議案集の62ページ並びに赤スタンプ 4 番の美濃市条例の制定等の概要の37ページをお開きください。

今回の改正につきましては、去る 2 月10日に石綿による健康被害を受けた方々を救済するための石綿による健康被害の救済に関する法律が公布され、3 月中に施行されることとなっておりますが、こうした法令で戸籍の証明に関する手数料を免除する規定があるものについて、無料で証明ができるよう改正を行うものでございます。

第 4 条は、手数料の免除を規定していますが、この 4 条に第 1 号として新たに「法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているもの」を加えるものであります。

附則は、施行日を定めております。

以上で議第28号の説明を終わります。

次に、議第29号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案集の63ページと条例制定等の概要の39ページをお願いします。

一部改正の内容につきましては、留守家庭児童教室に入室できる対象学年を第 4 学年までに拡大し、子育て支援を充実するものでございます。

第 2 条中「第 3 学年まで」を「第 4 学年まで」に改めるとありますのは、対象学年を拡大するものでございます。

附則では、平成18年 4 月 1 日から施行すると定めたものでございます。

なお、中有知小校区については、現在の施設が以前から手狭なため、平成18年度に施設を建設いたしますので、その後から適用できるよう取り組んでいるところでございます。

以上で議第29号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案集の64ページと条例制定等の概要の41ページをお願いいたします。

一部改正の内容につきましては三つございまして、一つ目には、乳幼児医療費の助成は、これまで義務教育就学前までの入院・外来ともに無料となっておりますが、本年 4 月診

療分から入院について小学校6年生まで拡大すること。二つ目に、精神障害者の保健福祉手帳の1・2級の所持者につきましては、これまで入院のみ無料となっていました。本年10月診療分から外来についても助成すること。三つ目に、福祉医療対象の入院に係る食事代が本年10月から自己負担となることとございます。

第1条及び第1条第1項と、中ほどの第3条及び第3条の2の「乳幼児」を「乳幼児等」に改めるとありますのは、用語の改正でございます。

第2条第1項中「6歳」を「12歳」に改めるとあるのは、対象年齢を小学校6年生まで引き上げるものであり、「又は第4号」を「第3号又は第4号」に改めるとあるのは、母子家庭の乳幼児等は母子家庭の福祉医療費助成で支給すると、優先順位を定めたものとございます。また、同条中3カ所の項の改正につきましては、精神保健福祉法及び児童扶養手当法施行令の改正に伴う条項番号の変更でございます。

第4条第1項及び64ページの第2項の改正は、福祉医療費の助成支給額を定めたもので、県の福祉医療費制度の改正に伴い、入院時の食事代は支給の対象外とするものでございます。

第5条は、小学生の入院に係る医療費の助成は償還払いとすると、ただし書きを加えたものでございます。

附則第1項は施行日を定めたもので、第1号で、乳幼児等は平成18年4月1日から、第2号で、入院に係る食事代は平成18年10月1日から自己負担とすることと、精神障害者の外来に係る医療費の助成は18年10月1日からとするものでございます。附則第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上で議第30号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案集の66ページと条例の制定等の概要の45ページをお開きください。

一部改正の内容は、介護保険法、介護保険法施行規則の改正及び第3期美濃市介護保険事業計画の策定に伴うもので、特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの開設による介護給付費の増額が見込まれることから、平成18年度からの3カ年間の介護保険料を引き上げるものでございます。

第2条では、「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成21年度」に改めるとあるのは、対象となります保険料の期間を改正するものでございます。「1万5,600円」を「1万9,800円」にからの金額の改正及び6号の「5万9,400円」を加えるとありますのは、標準保険料を現行年額「3万1,200円」から「3万9,600円」に改め、保険料の段階を低所得者層に配慮して5段階から6段階に細分化するものでございます。

第4条では、保険料率の区分改正に伴い、賦課期日後の第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の条項番号を整理するものでございます。

第13条では、罰則規定に要支援認定更新の申請の際の被保険者証の提出に応じない者の条項を加えるものでございます。

附則第1条は施行日を、第2条は経過措置を定めるものでございます。

附則第3条は、税制改正による保険料負担の緩和措置であり、改正の一つ目は、公的年金等控除の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられたこと。二つ目は、65歳以上の高齢者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の市民税非課税限度額が廃止され、このため市民税が非課税世帯から課税世帯になることと保険料の段階が上昇するため、本来属する保険料段階の保険料額に3年間で移行できるよう段階的に引き上げるもので、第1項は平成18年度分、第2項は平成19年度分を定めたものでございます。

以上で議第31号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第35号 美濃市福社会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の79ページと条例改正等の概要の60ページをお開きください。

この議案からは指定管理者を導入するためのものであり、議案説明の前に、概要を説明させていただきます。

この指定管理者制度につきましては、平成15年に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、改正前の公共団体及び公共的団体に加え、法人その他の団体に管理させることができる指定管理者制度が導入されました。地方自治法第244条及び第244条の2の規定により、指定管理者制度を導入する場合には、条例で指定の手續、管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるとともに、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経ることと規定されております。また、改正前の地方自治法により既に管理を委託している公の施設を引き続き委託する場合には、本年9月1日までに指定管理者制度へ移行することとされております。

昨年12月市議会において、指定管理者の指定手續等に関する条例、いわゆる通則条例を御議決いただきましたので、この通則条例に基づき既に管理を委託している公の施設、美濃市福社会館など37施設について、今議会にそれぞれ設置条例の一部改正と指定管理者の指定及び指定期間の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理者の選定に当たっては、公募することなく、従前の管理者を選定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案の内容説明に移ります。

第3条は使用の範囲、第4条は休館日、第5条は開館時間、第6条は会館の管理、第7条は指定管理者が行う業務、第8条は使用の許可、第9条は使用の制限、第10条は使用許可の取り消し等、第11条は使用权の譲渡等の禁止、第12条は利用料金、第13条は原状回復義務、第14条は損害賠償義務、第15条は委任を定めております。

別表は、条文の整理と、「使用料」は「利用料金」と改めるものでございます。

附則で、施行日を平成18年4月1日からと定めたものでございます。

以上で議第35号の説明を終わります。

次に、議第36号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の83ページと条例制定等の概要の64ページをお開きください。

ここの内容につきましては、ふれあいセンター内にあります美濃北デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるための条文整備でございます。

第2条は、名称及び位置の表示方法を改め、第16条中この条例の行から次ページの中段までにつきましては、字句等の整理や改正でございます。

第5条は休館日、第6条は開館時間、第7条は美濃北デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせること、第8条は指定管理者が行う業務を定めるものでございます。

附則は、平成18年4月1日から施行すると定めたものでございます。

以上で議第36号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第37号 美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の86ページと条例改正等の69ページをお願いいたします。

第2条は位置及び名称の表示方法の変更、第6条は休所日、第7条は開所時間、第8条は施設の管理、第9条は指定管理者が行う業務を定めたものでございます。

附則では、同様に18年4月1日からの施行と定めたものでございます。

以上で議第37号の説明を終わります。

次に、議第38号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の88ページと条例改正等の概要の71ページをお開きください。

第2条は位置及び名称の表示方法の変更、第5条は休所日、第6条は施設の管理、第7条は指定管理者が行う業務を定めたものでございます。

附則におきましては、施行日を平成18年4月1日からと定めたものでございます。

以上で議第38号の説明を終わります。

なお、公の施設の指定管理者の指定につきましては、関連の議案でありますので、引き続き説明をいたしますので、議案集の115ページをお開きください。

議第49号は、美濃市福社会館を社会福祉法人美濃市社会福祉協議会に、次の116ページ、議第50号は、美濃北デイサービスセンターを社会福祉法人美濃市社会福祉協議会に、次の117ページ、議第51号は、美濃市みのりの家作業所を社会福祉法人美濃市社会福祉協議会に、118ページの議第52号は、美濃市みのりの家ふれあいホームを社会福祉法人美濃市社会福祉協議会に、それぞれ公の施設の指定管理者として指定し、指定期間はすべて平成18年4月1日から5年間と定めるものでございます。

以上で議第49号、議第50号、議第51号、議第52号の説明を終わらせていただきます。

最後に、議第45号 美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止す

る条例について説明をいたします。

議案集の 110ページと条例の制定等の95ページをお開きください。

廃止の趣旨は、介護保険法の改正により、これまで老人福祉法に基づき設置しています基幹型在宅介護支援センター「まごころ」を中心に介護に関する業務を実施してまいりましたが、今後は、これまでの業務に加え、介護予防事業や地域支援事業などを行う地域包括支援センターを設置して取り組むこととなったため、廃止するものでございます。

附則におきましては、平成18年4月1日から施行すると定めたものでございます。

以上で議第45号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（平田雄三君） 次に議第5号、議第6号、議第7号、議第10号、議第15号、議第16号、議第17号、議第19号の8案件について、経済建設部長 大塚孝治君。

○経済建設部長（大塚孝治君） それでは、議第5号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明を申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書 215ページをお開きください。

概要を申し上げます。

簡易水道は、五つの施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。本年度は、半道簡易水道の水源地が水深8メートルの浅井戸であるため、渇水期に水位低下と水質面での不安があるため、新たな水源を求めて調査を実施する予定であります。また、各施設におきましては、給水施設の定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億 2,343万 5,000円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を 5,000万円と定めております。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

219ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の表により、歳入について御説明いたします。

第1款 使用料及び手数料 7,863万 7,000円は、水道使用料及び手数料などでございます。

第2款 工事費収入15万 7,000円は、給水工事の受託費であります。

第3款 負担金 152万 5,000円は、新規加入者の加入負担金であります。

第4款 繰入金 4,311万円は、一般会計からの繰入金であります。

第5款 繰越金 4,000円は、前年度からの繰越金です。

第6款 諸収入 2,000円は、預金利子などであります。

以上、歳入合計は1億 2,343万 5,000円となりました。

続きまして、次のページの歳出の御説明をいたします。

第1款 簡易水道費は 3,915万 4,000円で、この内訳は、人件費や水道料徴収経費など事務経費、また各簡易水道施設の電力料などの運用経費並びに施設の保守経費、半道簡易水道水源地調査費などであります。

第2款 公債費 8,378万 1,000円は、市債の元利償還金でございます。

第3款 予備費では50万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計は1億 2,343万 5,000円となりました。

221ページ以降の説明を省略させていただき、これで議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

同じく赤スタンプ2番の予算書 237ページをお開きください。

概要を申し上げます。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るために、6地区で供用開始をしております。現在は乙狩地区での整備を進めております。平成18年度は、乙狩地区において管路整備並びに処理場の土木工事を行ってまいります。なお、供用開始は平成21年を予定しております。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億 5,296万 8,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額などを定めたもので、240ページの「第2表地方債」をごらんください。起債の目的は農業集落排水事業、限度額は7,180万円、利率は年4%以内とし、償還の方法は表に記載したとおりでございます。

237ページの第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは241ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の表により、歳入から御説明をさせていただきます。

第1款 分担金及び負担金 1,176万 7,000円は、乙狩地区の分担金などでございます。

第2款 使用料及び手数料 4,520万 2,000円は、農業集落排水使用料などでございます。

第3款 県支出金 6,670万 1,000円は、乙狩地区整備費に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入 4万 3,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金 1億 5,745万 3,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金 1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入 1,000円は、預金利子でございます。

第8款 市債 7,180万円は、乙狩地区整備事業費に係る市債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款の農業集落排水事業費 2億 4,125万 5,000円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費並びに事業経費などがございます。



第2款 公債費 1億 1,171万 3,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、242ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第7号 平成18年度美濃市下水道特別会計予算について御説明いたします。

同じく赤スタンプ2番の予算書の259ページをお開きください。

概要を申し上げます。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、三つの処理区で整備を進めてまいります。平成18年度は、前年度に引き続き、左岸処理区及び長瀬処理区を中心に污水管渠整備を行うとともに、左岸浄化センター増設工事及び長瀬浄化センター建設工事を推進してまいります。なお、長瀬浄化センターの通水開始は平成20年を予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億 9,361万 3,000円とするものであります。予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、262ページの「第2表債務負担行為」をごらんください。水洗便所等改造資金利子補給は、期間は平成18年度から23年度まで、限度額を50万円とするものでございます。

259ページに戻りまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるもので、262ページの「第3表地方債」をごらんください。起債の目的は下水道事業、限度額は5億 8,450万円、利率は年4%以内とし、償還の方法は表に記載をしたとおりでございます。

259ページに戻っていただきまして、第4条は、一時借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは263ページの歳入歳出予算事項別明細書の1の総括の表により、歳入から御説明をさせていただきます。

第1款 分担金及び負担金 2,842万 9,000円は、右岸及び左岸処理区における受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料 1億 5,035万 1,000円は、下水道使用料などがございます。

第3款 国庫支出金 4億 3,296万円は、管渠整備費及び処理場建設費に係る国庫補助金でございます。

第4款 県支出金 1,332万 1,000円は、公債費に係る交付金でございます。

第5款 財産収入 8万 2,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第6款 繰入金 5億 8,337万 7,000円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金からの繰入金でございます。

第7款 繰越金 1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第8款 諸収入 59万 2,000円は、左岸処理区の雨水排水ポンプ維持管理費負担金収入などがございます。

第9款 市債5億8,450万円は、管渠整備及び処理場建設を対象事業といたしました市債でございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

264ページをお開きください。

第1款の総務費3,692万円は、事務経費及び基金積立金などがございます。

第2款 下水道事業費12億1,503万1,000円は、下水道施設維持管理経費、管渠建設費、左岸及び長瀬処理場建設費でございます。

第3款 公債費5億4,166万2,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、265ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第7号の説明を終わります。

次に、議第10号 平成18年度美濃市上水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

同じく赤スタンプ2番の予算書の341ページでございます。

概要を申し上げます。

上水道事業は、平成12年度から実施してまいりました第5次拡張事業計画に基づき、松森・亀野送水管の新設、生櫛水源地取水ポンプ、電気計装設備改良及び松森配水区配水管新設工事などの事業を進めてまいります。経営につきましては、施設の合理的かつ効率的な管理運用により経費の節減を図るなど、健全な経営が図られるよう努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を3億4,227万4,000円といたしました。次のページをお開きください。支出の第1款 水道事業費用の予定額は3億2,367万1,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額を8,020万円といたしました。支出の第1款 資本的支出の予定額は2億778万7,000円といたしました。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して1億2,758万7,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧内において、不足額は消費税資本的収支調整額523万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億732万円及び当年度分損益勘定留保資金1,503万3,000円で補てんする旨定めるものであります。

343ページの第5条は、企業債の目的、限度額などを表の記載のとおり定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と決めました。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を4,863万8,000円と定めるものであります。

345ページ以降の説明を省略させていただき、これで議第10号の説明を終わります。

次に、議第15号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説

明を申し上げます。

今回は赤スタンプ番号3番、補正予算書の78ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控え、適正な予算の執行を図るため、水道使用料など収入の見直しと事業の確定に伴い、所要の調整を行うものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,684万8,000円とするものであります。

補正の内容について御説明を申し上げますから、80ページをお開きください。

補正予算事項別明細書の1、総括の下段の歳出の表で、歳入もあわせて御説明させていただきます。

第1款 簡易水道費は、補正前の額から427万円を減額いたしまして、合計を4,491万5,000円といたします。これは、簡易水道維持管理経費と配水補助管布設事業費及び洲原簡易水道災害復旧事業費の減額によるものでございます。財源内訳では、使用手数料で456万7,000円の減額と、国・県支出金で115万円の減額。その他財源では、負担金などで111万円の減額、繰入金で255万7,000円の増額をいたしまして調整を行った結果、144万7,000円の増額となりました。

したがって、歳出合計では、補正前の額から427万円減額いたしまして、計が1億2,684万8,000円となりました。

81ページ以降の説明を省略させていただき、これで議第15号の説明を終わります。

次に、議第16号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案集の赤スタンプ3番の予算書の86ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、乙狩地区整備事業費などの調整を行うものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,056万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億9,781万4,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。89ページをお開きください。水洗便所等改造資金の貸し付けは今年度はございませんでしたので、第2表の水洗便所等改造資金利子補給の債務負担行為は廃止するものでございます。

第3条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区管路施設事業費の減額補正に伴い、89ページの「第3表地方債補正」のとおり、限度額を4,200万円に減額変更するものでございます。

それでは90ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明を申し上げます。

歳出の1款 農業集落排水事業費は 2,056万 2,000円を減額いたしまして、補正後の額を1億 9,201万 3,000円とするものであります。その内容は、乙狩地区管路施設事業費の減額などによるものでございます。

第2款の公債費は、補正額はなく、歳入の補正に伴い、財源内訳を変更するものであります。補正額の財源内訳は、特定基盤整備交付金の確定に伴う県補助金の増額が4万 2,000円、管路整備事業費の減額に伴う地方債の減額が1,900万円、一般会計からの繰入金が増額が253万 7,000円。その他で414万 1,000円の減額は、乙狩地区分担金及び農業集落排水使用料の減額などによるものでございます。

なお、91ページ以降の説明は省略をさせていただき、議第16号の説明を終わります。

次に、議第17号 平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

同じく赤スタンプ番号3の補正予算書の96ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、建設事業費及び施設維持管理経費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,697万 4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億 7,426万 9,000円とするものであります。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、予算の翌年度への繰り越しでございます。長瀬浄化センター建設工事着手に当たりボーリング調査の結果、地下埋設の電気ケーブルが確認されましたが、所管が不明であり、撤去についての調査及び調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となりました。したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、99ページの第2表のとおり、長瀬浄化センター建設事業の経費のうち5,400万円を繰越明許費と定めるものでございます。

96ページをお開きください。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。水洗便所等改造資金の貸し付け状況に伴い、99ページの第3表のとおり、水洗便所等改造資金利子補給の限度額を50万円に減額変更するものでございます。

96ページの第4条は、地方債の限度額を改めるものであり、下水道管渠整備事業費の減額補正に伴い、99ページの「第4表地方債補正」の表のとおり、限度額を2億 4,990万円に減額変更するものでございます。

それでは100ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は1万 7,000円を減額し、補正後の額を2,306万 6,000円とするものであり、その内容は、下水道事業基金及び減債基金積立金の調整でございます。

第2款 下水道事業費は 3,425万 9,000円を減額し、補正後の額を7億 1,384万 5,000円とするもので、その内容は、施設維持管理経費の増額並びに管渠整備事業費などの減額によるものでございます。

第3款の公債費は 730万 2,000円を増額し、補正後の額を5億 3,735万 8,000円とするものであり、その内容は、平成15年度分のNTT無利子貸付の繰り上げ償還に伴う増額並びに市債の金利確定等に伴う利子の減額でございます。補正額の財源内訳は、NTT無利子貸付の繰り上げ償還に係る国庫補助金の増額が 1,478万 4,000円、管渠整備事業費の減額に伴う地方債の減額が 3,690万円、一般会計及び基金からの繰入金の減額が 4,184万 9,000円。その他財源の 3,699万 1,000円の増額は、受益者負担金及び下水道使用料の増額、工事指定店手数料等の増額、基金利子の減額を調整したものでございます。

なお、101ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第17号の説明を終わります。

次に、議第19号 平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

同じく赤スタンプ3番の補正予算書 116ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控え、予算の適正な執行を行うための調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、平成17年度美濃市上水道事業会計予算の第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をお願いするものであります。収入の第1款 水道事業収益では、既決予定額から 933万 5,000円を減額いたしまして、計を3億 4,670万 9,000円とするものであります。支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から 510万 8,000円を減額いたしまして、計を3億 3,360万円といたします。

第3条は、資本的収入及び支出の変更で、収入の第1款 資本的収入では、既決予定額から 5,372万 8,000円を減額いたしまして、計を 3,897万 2,000円とするものでございます。支出の第1款 資本的支出では、既決予定額から 6,331万 9,000円を減額いたしまして、計を1億 4,428万円とするものであります。これによりまして資本的収入額が資本的支出額に対して1億 530万 8,000円不足いたしますので、第3条文の括弧内において、不足額は消費税資本的収支調整額 269万 1,000円と過年度分損益勘定留保資金1億 261万 7,000円で補てんする旨定めるものであります。

第4条では、予算第5条で定めた企業債の変更で、起債の限度額を 5,300万円減額いたしまして、補正後の限度額を 3,700万円に改めるものでございます。

118ページ以降の説明を省略させていただき、これで議第19号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（平田雄三君） 次に議第9号について、美濃病院参事兼事務局長 岩原 泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、議第9号 平成18年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー2の予算書の311ページをお開きください。

最初に、予算の重点施策について申し上げます。

美濃病院は、患者様への満足度の高い医療サービスの提供を目指しながら病院経営を行ってまいりました。中でも、糖尿病診療、消化器外科手術、整形外科手術の分野においては広域的な事業展開を図り、さらには診療所との病診連携による紹介率の向上もありまして、入院患者数は着実に増加し、診療収益も年々増加してまいりました。しかしながら、新病院建設に係る減価償却費等の経費が依然として大きく、また今年4月には近年では最大幅の診療報酬の引き下げが予定されており、経営は一段と厳しさを増すものと予測されております。

こうした中で、新年度におきましては、まず診療面では、さきに申し上げました美濃病院が得意とする3分野の広域展開を引き続き図り、中でも市の最重点施策の一つとして取り組む生活習慣病対策といたしましては、糖尿病を初め、禁煙、脳卒中、頭痛などの診療体制の充実に努めてまいります。また、眼科におきましては、近年特に高齢者に多い「なみだ目手術」を新たに行うなど、市民ニーズにこたえてまいりたいと存じます。経営面におきましては、民間の経営感覚も取り入れ、改善に積極的に取り組むため、経営アドバイザーの導入を行ってまいります。このほか、カルテ庫などの施設整備や医療機器の整備も進めまして、地域の中核的医療機関にふさわしい医療サービスの提供と将来にわたる経営安定化を図ってまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでありまして、病床数は122床、入院患者数は年間3万9,500人、1日平均では108人、また外来患者数は年間9万人、1日平均では367人を見込みました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入の第1款 病院事業収益は23億6,490万円、支出の第1款 病院事業費用は26億8,682万円を計上いたしました。差し引き3億2,192万円の支出超過になり、いわゆる赤字予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰り延べ勘定償却などが約3億4,000万円ありまして、これらを除いた場合は収入が支出を上回った予算となっております。

312ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億7,232万7,000円で、これは全額一般会計からの出資金でございます。支出の第1款 資本的支出は2億9,384万2,000円で、建設改良費、カルテ庫等の整備及び医療機器の購入費でございますが、2,500万円のほかは、新病院建設に係る企業債等の償還金でございます。なお、資本的収支の補てん財源は、本条括弧書きに示しましたとおりでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、また第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産、すべてこれは医薬品でございますが、この購入限度額を6億1,000万円と定めるものでございます。

なお、315ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上をもちまして議第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時11分

---

再開 午後2時23分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第11号、議第20号、議第21号、議第23号、議第33号、議第47号、議第59号の7案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

スタンプナンバー3、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、各種事業の決算見込みを踏まえた予算整理を初め、歳入では、市税、国庫支出金等の増額、財政調整基金繰入金、市債等の減額。歳出では、長良川鉄道運営補助、財政調整基金積立金、除雪費等々、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,702万3,000円を減額し、補正後の予算総額を86億4,792万2,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、「第2表繰越明許費」によるものです。

第3条は、債務負担行為の補正で、「第3表債務負担行為補正」によるものです。

第4条は、地方債の補正で、「第4表地方債補正」によるものです。

それでは、順次補正の内容につきまして御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、河川費で横越地内排水路改良事業、都市計画費で歴史的地区街路整備事業、下水道特別会計繰出金を翌年度へ繰り越して使用するものでございます。それぞれの繰越事業費は金額欄のとおりでございます。

次に第3表債務負担行為補正につきましては、マイクロバス運行管理業務委託等の追加、公共用地等の取得費等の変更、美濃手すき和紙後継者育成奨励金の廃止で、その期間及び限度額は表のとおりでございます。

10ページ、第4表地方債補正につきましては、県営道路改良事業負担事業等を追加し、道の駅整備事業、臨時財政対策債等について変更し、森林景観整備事業を廃止するものでございます。起債の限度額につきましては表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたします。

12ページをお開きください。

1款 議会費は 127万 6,000円を減額し、補正後の額を1億 4,389万 1,000円とするもので、これは議会運営経費等の減額です。財源は、一般財源を減額いたします。

2款 総務費は 1,239万 5,000円を増額し、補正後の額を12億 3,482万円とするもので、長良川鉄道の経常損失補てん負担金、財政調整基金積立金、戸籍・住民基本台帳セキュリティー関係経費等を増額し、退職手当組合負担金、民間活力創生事業費、市税過誤納還付金、県議会議員補欠選挙費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 1,030万 7,000円、民間活力創生基金繰入金等のその他財源 2,185万 9,000円を減額し、一般財源を 4,456万 1,000円増額するものでございます。なお、景山昌治氏からの寄附金 300万円は、地域づくり推進基金積立金に充当いたしております。

次に3款 民生費は 6,799万 9,000円を減額し、補正後の額を18億 3,123万 8,000円とするもので、老人保健特別会計繰出金等を増額し、福祉医療助成事業費、老人保護措置費、保育所運営経費、児童手当、児童扶養手当、介護保険特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 3,457万 1,000円、保育所入所児童負担金等のその他財源 1,061万 4,000円、一般財源 2,281万 4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

4款 衛生費は 1,333万 7,000円を減額し、補正後の額を8億 820万 5,000円とするもので、簡易水道特別会計繰出金等を増額し、し尿収集運搬業務委託経費、保健事業委託費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金66万 3,000円、し尿処理手数料等のその他財源 903万円、一般財源 364万 4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

6款 農林水産業費は 793万 9,000円を減額し、補正後の額を2億 8,564万 7,000円とするもので、農業集落排水事業特別会計繰出金等を増額し、森林景観整備事業費、中美濃線林道整備費等を減額するものでございます。財源は、県支出金11万 1,000円、市債 240万円、分担金等のその他財源26万 4,000円、一般財源 516万 4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

7款 商工費は 2,275万 9,000円を減額し、補正後の額を2億 9,696万 9,000円とするもので、小口融資貸付経費、愛知万博出展経費、和紙の里会館管理経費等の減額でございます。財源は、国・県支出金 1,265万円の増額と、市債 190万円、和紙の里使用料、小口融資預託金戻入金等のその他財源 2,450万 9,000円、一般財源 900万円をそれぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は1億 8,691万 9,000円を減額し、補正後の額を13億 4,192万 2,000円とするもので、除雪費等の道路維持管理経費、県営事業負担金等を増額し、道の駅整備事業費、土地区画整理受託事業費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を 5,457万 2,000円増額し、地方債を1億 140万円、区画整理工事受託費等のその他財源を



1億33万2,000円、一般財源を3,975万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

9款 消防費は40万円を減額し、補正後の額を3億9,262万6,000円とするもので、これは消防団員の退職報償金等の減額でございます。財源は、県支出金を433万3,000円増額し、共済金のその他財源12万8,000円と、一般財源460万5,000円を減額するものでございます。

10款 教育費は2,819万3,000円を減額し、補正後の額を10億7,893万1,000円とするもので、これは公民館施設管理経費、学校給食賄い費等の減額を初め、各種科目の予算整理による減額でございます。財源は、国・県支出金216万5,000円を増額し、給食費等のその他財源850万円と、一般財源2,185万8,000円を減額するものでございます。

11款 災害復旧費は、農業施設災害復旧事業費を56万3,000円減額し、補正後の額を255万7,000円とするもので、この財源は、災害復旧費分担金のその他財源4万5,000円と、一般財源51万8,000円を減額するものでございます。

12款 公債費は、市債償還利子1,903万3,000円を減額し、補正後の額を12億1,249万6,000円とするもので、財源は、国・県支出金148万4,000円、住宅使用料のその他財源144万円、一般財源1,610万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、今回補正をお願いいたします総額は3億3,702万3,000円の減額で、その財源内訳は、国・県支出金2,658万4,000円を増額し、地方債を1億570万円、その他財源を1億7,672万1,000円、一般財源を8,118万6,000円、それぞれ減額するものでございます。一般財源は、市税1億700万円、地方譲与税835万円、臨時財政対策債690万円、財産売払収入767万2,000円、雑入537万8,000円、繰越金5,402万円等を増額し、財政調整基金繰入金2億7,000万円、減税補てん債50万円を減額いたしております。

13ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。以上で議第11号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例について御説明申し上げます。

議案集及び議案説明資料のそれぞれ1ページをお開きください。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は、武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定及び武力攻撃災害の復旧等、国民の保護のための措置を的確に、かつ迅速に実施することを目的として制定され、平成16年9月17日に施行されました。

この国民保護法では、国は、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ国民保護措置の基本方針を定め、その実施について国全体として万全の態勢を整備することとし、地方公共団体においても、国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有するものとされております。

さらに、政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定めるものとされ、市町村長は、この対処基本方針が定められたときは、市町村国民保護計画により、警報の伝達、避難誘導、救援の実施、情報収集、水の供給、災害復旧等の国民保護のための措置を実施しなければならないとされております。この場合に、内閣総理大臣から市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた市町村長は、法第27条の規定によって、直ちに国民保護対策本部を設置しなければならないこととされております。

この対策本部は、本部長を市町村長とし、本部員に助役、教育長、消防長、市職員を充て、国民保護措置の総合的な推進に関する事務をつかさどるものとされております。法第29条では、本部長の当該市町村における総合調整、保護措置の実施等の権限について規定しております。法第31条では、国民保護法で規定するもののほか、市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めることとしております。

また、この対策本部の規定は、法第183条において、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用するとされておりますことから、緊急対処事態対策本部につきましても同様に規定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は目的で、国民保護法第31条の規定により、対策本部に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は本部の組織の規定で、本部長等の事務内容、職員の配置等を定めております。

第3条は、対策本部会議の招集、他の行政機関の職員からの意見聴取等の規定。

第4条は、対策本部に部を設置できる規定。

第5条は、現地対策本部の組織について規定し、第6条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めるものとしております。

第7条は、緊急対処事態対策本部について、この条例の2条から7条までを準用することとしております。

附則では、施行の日を公布の日からとしております。

以上で議第20号の説明を終わります。

続きまして、議第21号 美濃市国民保護協議会条例について御説明申し上げます。

議案集3ページ、議案説明資料2ページをお開きください。

国民保護法第39条におきまして、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、その保護に関する施策を総合的に推進するため、市に国民保護協議会を設置することを義務づけております。そして、この国民保護協議会の事務は、市長の諮問に応じて、国民の保護のための措置に関する重要事項について審議するとともに、その重要事項について意見を述べることとされております。また、市長は、県国民保護計画に基づき、国民保護措置の総合的な推進事項を初め、住民の避難・救援措置、武力攻撃災害への対処・復旧、訓練、物資の備蓄等々に関する国民保護計画を作成するとされておりますが、この計画の作

成または変更にあたっては、あらかじめ協議会へ諮問しなければならないとされております。

同法第40条では、協議会の組織について規定し、会長は市長をもって充て、委員は、指定地方行政機関の職員、県職員、助役、教育長、消防長、市職員、指定地方公共機関職員、学識経験者等から市長が任命することとされております。同条第8項では、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされておりますことから、今回その条例を制定するものでございます。

条例の第1条は、この条例の目的を定めております。

第2条では、委員の定数を35人以内としております。

第3条は、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとする規定。

第4条は、会議の招集、議事運営等を定めております。

第5条では、幹事を15人以内で設置することとし、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命することとしております。

第6条は部会の設置規定、第7条は委任規定でございます。

附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で議第21号の説明を終わります。

次に、議第23号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

個人情報保護条例は、市の機関が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、必要な措置を講じ、個人の権利利益を保護することを目的に制定しておりますが、市におきましては条例の定めるところによりまして個人情報保護対策の徹底に努めているところでございます。しかし、今日の高度情報通信社会の推進に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報の保護に関する法律が制定され、昨年4月1日から全面施行されているところでございます。

個人情報保護法では、その基本理念を、個人情報は個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものとし、地方公共団体は、個人情報の性質、保有する目的等を勘案し、法の趣旨にのっとり、一層徹底してその適正な取り扱いの厳格な実施を確保しなければならないとされております。法に要請されるまでもなく、一般に職員等の責務の履行の確保は職務規律の確立や厳正な個人情報の取り扱いの徹底が基本となるものでありますが、IT化が進む中で、市民からの信頼を高めるために、個人情報の取り扱いに従事する職員等の義務を明記するとともに、国における罰則規定の法整備の状況をも踏まえて、当市におきましても、守秘義務違反の罰則に加え、さらに厳しい罰則規定を設けることといたしました。そのほか、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じてこの条例を改正いたしております。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

第2条は用語の定義で、2号では、実施機関の職員の定義を追加し、3号は、個人情報の定義の文言整理です。

3条は職員の義務規定で、職員であった者を含めて、職務に関して知り得た情報の漏えいと不当な目的での使用を禁止しています。

25条は、市の出資法人の個人情報保護措置義務。

26条は、市長の他の実施機関への調整権限規定。

30条から35条までは、職員、職員であった者、受託事業者と市出資法人及びその従事者等の罰則等を規定しております。罰則は、個人情報ファイルを提供したときは2年以下の懲役または100万円以下の罰金、業務上知り得た個人情報を提供・盗用したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金、職務を乱用して個人情報を収集したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金、不正手段で個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処するとしております。

この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

以上で議第23号の説明を終わります。

次に、議第33号 美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集71ページ、議案説明資料51ページをお開きください。

この条例改正は、地区集会場の管理を管理委託制度から指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第1条の改正は文言の整理で、「集会場」を「地区集会場」にするものです。

第3条は、地区集会場の名称と位置を定めるものでございます。

4条は、地区集会場の管理を指定管理者に行わせるものでございます。

5条は、指定管理者が行う施設の維持管理、使用許可等の業務の範囲を規定しております。

6条から8条は、使用に係る許可、制限、許可の取り消し及び使用权の譲渡禁止等の規定でございます。

10条では、これら当該地区集会場につきましては利用料金制をとることとし、その取り扱いについて定めております。

11条及び12条では、使用者の原状回復義務及び損害賠償義務を課しております。

13条は、委任事項でございます。

以上で議第33号の説明を終わります。

次に、議第47号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案集 112ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせようとする地区集会場の施設の名称は、吉川町コミュニティセンターほか21施設で、その指定管理者となる団体の名称は、吉川町自治会ほか16自治会でございます。公の施設及び指定管理者の名称は、記載のとおりでございます。

以上で議第47号の説明を終わります。

次に、議第59号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

障害者自立支援法は、障害のある人が自立して地域生活を送ることができるように、身体、知的、精神の障害の種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス、公的負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みをつくるための法律として、本年4月1日から施行されます。

この法律では、介護給付費等の支給を受けようとする障害者または障害児の保護者は、市町村にその申請をし、支給決定を受けることになります。市町村は、その支給決定に当たっては、障害程度区分の認定、支給要否決定を行う必要がありますが、この場合、市町村に設置した介護給付等の支給に関する審査会の審査及び判定・意見を求めることになります。しかし、この審査判定業務等を行う市町村審査会を当市単独で設置することは不効率であり、審査の客観性や広域的な地域全体の給付の公平性を確保する観点から、関市と共同して審査会を設置することとし、この事業を中濃地域広域行政事務組合での共同処理といたしたいので、組合の規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正の内容は、別表の共同処理事務に、障害者自立支援事業に関する事務で、障害程度区分認定に係る審査判定事務に限ることを追加し、施行日を平成18年4月1日からとするものでございます。

以上で議第59号の説明を終わります。以上でございます。

○議長（平田雄三君） 次に議第22号、議第32号、議第34号、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号、議第46号、議第48号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第57号、議第58号の17案件について、経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） それでは、議第22号 美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

議案集5ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ4の3ページを御参照ください。

この条例は、現在、観光案内所「番屋」として活用しております施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴い、条例の制定をお願いするものであります。

第1条は設置を定め、美濃市の観光資源を紹介し、文化・観光の発展に寄与するとともに、旅行者の利便性の向上に資するため、観光案内所を設置するものとしております。

第2条は、名称及び位置を定めるもので、名称は「美濃市観光案内所」とし、位置は美濃市1959番地1とするものであります。

第3条は、利用者の遵守義務を規定しております。

第4条は、利用者の退所についての規定でございます。

6ページをごらんください。

第5条は、案内所の管理を指定管理者に行わせることができるとしております。

第6条は、指定管理者に管理を行わせる場合に、指定管理者が行う業務を規定しております。

第7条は、会議室の使用許可等の規定でございます。

第8条は、会議室の使用許可の取り消し等の規定でございます。

第9条は、会議室使用权の譲渡等の禁止規定でございます。

第10条は、会議室の利用料金等の規定でございます。

7ページをごらんください。

第11条は原状回復義務を、第12条は損害賠償義務をそれぞれ規定しております。

第13条は、この条例に関する委任事項でございます。

附則は、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

次に、議第32号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の70ページをごらんください。また、議案説明資料の49ページを御参照ください。

今回の改正は、平成まちづくり改革大綱を実践し、市民参加の行政運営を推進するため、美濃市小規模企業設備資金利子補給審査委員に市議会議員を選任しないとするものであります。

美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の第5条第2項中「5名」と「委員については」及び同項第2号の「市議会経済建設常任委員長」を削り、同項第3号から5号までを1号ずつ繰り上げる改正であります。

附則は、施行期日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第34号 旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の75ページをごらんください。また、議案説明資料の56ページを御参照ください。

今回の改正は、旧名鉄美濃駅の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第3条は、休館日を規定しております。

第4条は、開館時間の規定であります。

76ページをごらんください。

第5条は、駅の管理等の規定で、管理を指定管理者に行わせるものとしてございます。

第6条は、指定管理者が行う業務を規定しております。

第7条は使用の許可等について、第8条は使用の制限について、第9条は使用許可の取り消し等について、それぞれ規定しております。

77ページをごらんください。

第10条は、使用权の譲渡等の禁止についての規定でございます。

第11条は、利用料金等についての規定で、別表の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしております。

第12条は原状回復義務について、第13条は損害賠償義務について、それぞれ規定しております。

第14条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

78ページをごらんください。

別表は、第11条で定めた利用料金の表であります。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第39号 美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の90ページをごらんください。また、議案説明資料の73ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃市転作促進技術研修施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第2条は、名称・位置の規定で、改正前は別表において表記しておりましたが、今回は条例本文中の表記に改正するものであります。

第3条は、第2条で定める施設の管理を指定管理者に行わせるとするものであります。

91ページをごらんください。

第4条では、指定管理者が行う業務を規定しております。

第5条では使用許可について、第6条は使用の制限について、第7条は使用許可の取り消し等について、第8条は使用权の譲渡等の禁止について、それぞれ規定しております。

第9条は、利用料金についての規定で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしております。

92ページをごらんください。

第10条は原状回復義務を、第11条は損害賠償義務について、それぞれ規定しております。

第12条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第40号 美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の93ページをごらんください。また、議案説明資料の77ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃市地域特産物直売所の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第3条は休業日を、第4条は営業時間をそれぞれ規定しております。

94ページをごらんください。

第5条は、直売所の管理についての規定で、管理を指定管理者に行わせるとするものでございます。

第6条は、指定管理者が行う業務の内容を規定しております。

第7条は使用の許可等を、第8条は使用の制限等を、第9条は使用許可の取り消し等をそれぞれ規定しております。

95ページをごらんください。

第10条は、使用权の譲渡等の禁止についての規定でございます。

第11条は、利用料金についての規定で、別表の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとしております。

第12条は原状回復義務について、第13条は損害賠償義務について、それぞれ規定しております。

第14条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

別表は、第11条で規定する利用料金の表で、管理受託者を指定管理者に改正するものでございます。

96ページをごらんください。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第41号 美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の97ページをごらんください。また、議案説明資料の81ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃市林業地区集会施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第2条は、名称・位置の規定で、改正前は別表において表記しておりましたが、今回は条例本文中の表記に改正するものであります。

第3条は、第2条で定める施設の管理を指定管理者に行わせるとするものでございます。

98ページをごらんください。

第4条では、指定管理者が行う業務を規定しております。

第5条では使用許可等について、第6条は使用の制限等について、第7条は使用許可の取り消し等について、第8条は使用权の譲渡等の禁止について、それぞれ規定しております。

第9条は、利用料金についての規定で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとしております。

99ページをごらんください。

第10条は原状回復義務について、第11条は損害賠償義務をそれぞれ規定しております。

第12条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第42号 美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の100ページをごらんください。また、議案説明資料の85ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃市こうぞ加工施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。



第3条は、加工施設の管理を指定管理者に行わせるとするものでございます。

第4条では、指定管理者が行う業務を規定しております。

101ページをごらんください。

第5条では使用の許可について、第6条は使用の制限について、第7条は使用許可の取り消し等について、第8条は使用権の譲渡等の禁止について、第9条は原状回復義務について、第10条は損害賠償義務について、それぞれ規定しております。

102ページをごらんください。

第11条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第43号 美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の103ページをごらんください。また、議案説明資料の88ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃市こうぞ乾燥調製施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

第3条は、乾燥調製施設の管理を指定管理者に行わせるとするものでございます。

第4条では、指定管理者が行う業務を規定しております。

104ページをごらんください。

第5条では使用の許可について、第6条は使用の制限について、第7条は使用許可の取り消し等について、第8条は使用権の譲渡等の禁止について、第9条は原状回復義務について、それぞれ規定しております。

第10条は、損害賠償義務についての規定でございます。

105ページをごらんください。

第11条は、この条例の施行に関する委任事項でございます。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものでございます。

次に、議第44号 美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の106ページをごらんください。また、議案説明資料の91ページを御参照ください。

今回の改正は、施設名の「婦人商工会館」を「女性商工会館」に改め、条文中の用語を整理し、施設の管理を指定管理者制度へ移行することに伴うものでございます。

題名中「婦人商工会館」を「女性商工会館」に改め、第1条は、本文中「婦人団体」を「女性団体」に、「婦人商工会館」を「女性商工会館」にそれぞれ改めるものであります。

第2条、第3条は、本文中の表記を「婦人商工会館」から「女性商工会館」に改めるものでございます。

第4条は、休館日の規定でございます。

107ページをごらんください。

第5条は、開館時間についての規定でございます。

第6条は、会館の管理を指定管理者に行わせるものでございます。

第7条では、指定管理者が行う業務を規定しております。

第8条では使用の許可について、第9条は使用の制限について、それぞれ規定しております。

108ページをごらんください。

第10条は使用許可の取り消し等について、第11条は使用权の譲渡等の禁止について、第12条は使用料金について、第13条は原状回復義務について、第14条は損害賠償義務について、それぞれ規定しております。

第15条は、この条例の施行に関する委任事項であります。

109ページをごらんください。

別表の改正は、今回の改正に合わせ「第6条」を「第12条」に改めるものがございます。料金の額についての改正はありません。

附則では、この条例の施行日を平成18年4月1日とするものであります。

次に、議第46号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集 111ページをごらんください。

提案の理由は、地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

美濃市観光案内所の指定管理者として美濃市観光協会を指定し、指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、私が御説明いたしますこれ以後の議案につきましては、提案理由及び指定期間は同じでございますので、説明を省略して、施設名と指定しようとする指定管理者名のみを御説明させていただきますので、よろしく御願いたします。

次に、議第48号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の114ページをごらんください。

旧名鉄美濃駅の指定管理者として美濃市観光協会を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第53号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の119ページをごらんください。

上野転作促進技術研修施設の指定管理者として上野自治会を、極楽寺転作促進技術研修施設の指定管理者として極楽寺自治会を、笠神転作促進技術研修施設の指定管理者として笠神自治会をそれぞれ指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第54号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の120ページをごらんください。

みちくさ館の指定管理者として美濃特産物管理組合を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第55号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の 121ページをごらんください。

横持集会所の指定管理者として保木脇自治会を、板山集会所の指定管理者として片知板山自治会をそれぞれ指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第56号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の 122ページをごらんください。

美濃市こうぞ加工施設の指定管理者として美濃市こうぞ生産組合を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第57号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の 123ページをごらんください。

美濃市こうぞ乾燥調製施設の指定管理者として美濃市こうぞ生産組合蕨生支部を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議第58号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集の 124ページをごらんください。

美濃市女性商工会館の指定管理者として美濃商工会議所を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

以上で議第22号、議第32号、議第34号、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号、議第46号、議第48号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第57号及び議第58号についての説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（平田雄三君） 次に議第24号、議第25号、議第26号、議第27号の4案件について、秘書課長 梅村 健君。

○秘書課長（梅村 健君） それでは、議第24号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の11ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・廃止・改正の概要の8ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、地方自治法第28条の規定により、職員が禁錮以上の刑に処せられ、またはその執行を猶予された場合、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失うこととなっております。しかしながら、時代の変化により、公用車の運転を必要とすることが日常化した今日、毎年職員研修を実施し、安全運転に細心の注意を払い業務を遂行しているところでございますが、常に事故に遭遇する危険性を職員だれもが持って公用車の運転を行っております。そこで、公務遂行中、過失による交通事故に限り、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された場合、情状により、その職を失わないものとする事ができる規定を加えるものでございます。

第1条では、目的に失職の例外を加え、第5条の2では、第1項でその例外規定を加え、

第2項では、刑の執行猶予の言い渡しを取り消されたときは、その職を失うこととしております。

附則は、施行日を平成18年4月1日と定めております。

以上で議第24号についての説明を終わります。

次に、議第25号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の12ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・廃止・改正の概要の10ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、職業生活と家庭生活の両立支援のための人事院規則の改正に準拠いたしまして、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員または配偶者、父母、子等を介護する職員について、1日の勤務時間を変更することなく、始業・就業時刻を変更して勤務させる条項を加えるものでございます。

8条の2では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について条文の整理を行い、同条を第8条の3に改め、新たに第8条の2を追加し、第1項では子を養育する場合、第2項では要介護者の介護を行う場合の職員の早出・遅出勤務について定め、第3項では、手続等に関し規則への委任を定めております。

附則は、施行日を定めております。

以上で議第25号についての説明を終わります。

次に、議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の14ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・廃止・改正の概要の13ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、人事院勧告により国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正に伴いまして、民間賃金の地域差をより給与に反映させるため、国家公務員に準じて美濃市職員の給料表を平均4.8%引き下げるほか、昇給、級別職務分類の基準等を改正するものでございます。

第3条、第4条では字句の整理を行い、第5条では、昇給について、給料表の号給が細分化されること等に伴いまして昇給について必要な改正を行い、第17条では、行政職給料表(一)が8級制から7級制に移行することに伴う改正でございます。

15ページからの別表第1は行政職給料表(一)、20ページからの別表第2は医療職給料表の(一)から(三)までを改正するものでございます。

35ページをお開きください。

附則の第1項は、施行期日を平成18年4月1日と定め、第2項は、特定の職務の級について38ページの附則別表第1のとおり切りかえることを定め、第3項は、38ページからの附則別表第2のとおり号給を切りかえることを定め、第4項では、職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切りかえを定めております。

第5項では、切りかえ日前の異動者の号給の調整を定め、第6項では、職員が受けていた号給等の基礎について定め、第7項では、給料の切りかえに伴う経過措置として、切りかえ後の給料月額が切りかえ前の給料月額に達しないことになる職員につきましては、その差額に相当する給料月額を支給することと定めております。

第8項、第9項、第10項では、それぞれ切りかえに伴い、他の職員との均衡上必要があるときには、規則の定めるところにより、切りかえ後の給料月額の差額に相当する給料月額を支給すること等を定め、第11項では、規則への委任事項を定めております。

第12項では、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、昇給停止に関する経過措置等を改正するものでございます。

第13項では、職務の級の改正により美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもので、第14項では、美濃市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定め、第15項では、美濃市職員の育児休業等に関する条例、第16項では、美濃市の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で議第26号についての説明を終わります。

次に、議第27号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の61ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・廃止・改正の概要の35ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、障害者自立支援法が公布されたことに伴いまして、介護補償を行わない入所施設の名称が変更となったため、条例を改正するものでございます。

第10条の2の改正は、障害者自立支援法の公布により、施設の名称を「障害者支援施設」に改めるほか、支援施設とそれに準ずる施設に号の区分けをするものでございます。

附則は、施行日を平成18年10月1日と定めております。

以上で議第27号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平田雄三君） 以上で59案件の説明は終わりました。

---

### 第63 議第60号及び第64 議第61号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（平田雄三君） 次に日程第63、議第60号及び日程第64、議第61号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第60号、議第61号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第60号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

議案集の126ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めをいただいております小坂善紀さんの任期が、本年3月31日をもって満了となります。引き続き小坂善紀さんを選任いたしたく、地方公務員

法第9条第2項の規定により御同意をお願いするものでございます。

小坂さんは、住所が美濃市2482番地、生年月日は昭和40年2月26日生まれの41歳で、平成13年9月から委員をお務めいただいております。美濃青年会議所理事長、顧問等を歴任されており、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任であると存じますので、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議第61号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

議案集の127ページをごらんください。

国民に保障されております基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るために人権擁護委員制度が設けられており、本市には法務大臣から委嘱された5名の委員がお見えでございます。このうち、平成18年6月30日をもって任期が満了となります。額額美和子さんの後任について岐阜地方法務局長から委員の推薦依頼がございましたので、引き続き委員の額額美和子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を求めるものでございます。

額額さんは、住所が美濃市保木脇1630番地1、生年月日は昭和25年11月9日生まれの55歳で、平成9年6月から人権擁護委員として御活躍をいただいております。広く社会の実情に精通され、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと存じますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（平田雄三君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時20分

---

再開 午後3時20分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第60号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第61号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から3月14日までの11日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から3月14日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月6日の午後4時まで、質疑については3月10日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

### 散会の宣告

○議長（平田雄三君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月15日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時23分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月3日

美濃市議会議長 平 田 雄 三

署名議員 西 部 和 子

署名議員 太 田 照 彦

## 議 事 日 程（第 2 号）

平成18年3月15日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成18年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成18年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成18年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成18年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第13 議第12号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第14 議第13号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第15 議第14号 平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
- 第16 議第15号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第17 議第16号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第18 議第17号 平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 第19 議第18号 平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第20 議第19号 平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第21 議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例について
- 第22 議第21号 美濃市国民保護協議会条例について
- 第23 議第22号 美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
- 第24 議第23号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について



- 第32 議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第33号 美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第34号 旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第35号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第36号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第37号 美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例について
- 第39 議第38号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第39号 美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例について
- 第41 議第40号 美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第42 議第41号 美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第43 議第42号 美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第44 議第43号 美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第45 議第44号 美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例について
- 第46 議第45号 美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第47 議第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第48 議第47号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第49 議第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第50 議第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第51 議第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第52 議第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第53 議第52号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第54 議第53号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第55 議第54号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第56 議第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第57 議第56号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第58 議第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第59 議第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第60 議第59号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更について  
 第61 市政に対する一般質問

**本日の会議に付した事件**

第1から第61までの各事件

(追加日程)

議第62号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

**出席議員（17名）**

1 番	太田照彦君	2 番	森福子君
3 番	山口育男君	4 番	佐藤好夫君
5 番	武井牧男君	6 番	市原鶴枝君
7 番	古田勇夫君	8 番	古田信雄君
9 番	岩原輝夫君	10 番	平田雄三君
12 番	日比野豊君	13 番	児山廣茂君
14 番	加納喜代彦君	15 番	市原良英君
16 番	野倉和郎君	17 番	塚田歳春君
18 番	西部和子君		

**欠席議員（なし）**

**欠 員（1名）**

**説明のため出席した者**

市 長	石川道政君	助 役	太田松雄君
教 育 長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長 経済建設部参 事兼産業課長	渡辺兼雄君
経済建設部長 教育次長兼教 育総務課長兼 学校給食セン ター長	大塚孝治君	美濃病院参事 兼事務局長	村井純生君
総務課長	小椋茂樹君	生活環境課長	岩原泰君
高齢福祉課長	川野純君	健康福祉課長 兼保健セン ター長	宮西泰博君
	山田歳子君		平野広夫君

観光課長兼 美濃和紙の里 会館長	河村	晃君	都市整備課長	丸茂	勝君
秘書課長	梅村	健君	学校教育課長	西部	慎一君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	福井昭次	議会事務局 次長	瀬瀬恒雄
議会事務局 書記	太田博康		

## 開議の宣告

- 議長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

- 
- 議長（平田雄三君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。
- 

### 第1 会議録署名議員の指名

- 議長（平田雄三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、2番 森 福子君、3番 山口育男君の両君を指名いたします。
- 

### 第2 議第1号から第60 議第59号までと第61 市政に対する一般質問

- 議長（平田雄三君） 日程第2、議第1号から日程第60、議第59号までの59案件を一括して  
議題といたします。

日程第61、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、16番 野倉和郎君。

- 16番（野倉和郎君） 私は、発言通告に従いまして、4点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、まちづくり政策と国勢調査人口についてであります。

市長は、市街地整備を初め、美濃地区で集中投資を行い、地域づくりで総務大臣表彰を受けるなど、オンリーワンのまちづくりが注目をされております。しかし、残念なことは、人口増加や経済効果には結びつかず、空き店舗対策でせっかくオープンした店の撤退が相次いでいます。器は美しくなったが中身ができていなく、活性化には結びついていないと言わざるを得ません。また、美濃インター前の土地区画整理の区画区域に大型の商業施設の進出計画があるようですが、これが現実のものになると、現在あるショッピングセンターにも少なからず影響があり、中心市街地はますます沈滞するおそれがあるのではないのでしょうか。

これ以上人口が減少して、市街地を核とした「キラリと光るまちづくり」は実現できるのでしょうか。市民が誇りに思えるような、小さくてもキラリと光るまちづくりを市長はどのように実現されるのか、お伺いします。

また、10億円を超える町並み整備事業の費用対効果がどのようにあらわれているのか、経済波及効果や税収効果などを含めて、具体的に説明してください。

二つ目ですが、去年の国勢調査人口の速報値は2万3,390人となり、10年間に2,579人減少しました。その前の10年間の減少は966人でした。施政方針でも触れられましたが、

昨年までの10年は石川市政と苦節を同じくするものです。また、平成7年度末の市債残高109億円が16年度末には310億円となり、200億円もふえ、3倍となりました。市民1人当たりの借金額は、平成7年度末が40万円に対し、16年度末は120万円を超えるという大変な状況です。

このように、町並みが美しくなった反面、人口減少と市債増大をもたらした石川市政の10年間でどのように自己評価をされるのか、お尋ねします。

三つ目ですが、国勢調査人口が5年前に比べ1,272人減少したことに伴い、地方交付税収入が向こう5年間にわたって相当の減額になると思います。その影響額はどのくらいになるのか、お伺いします。

2点目は、財政状況と持続可能な発展についてお伺いします。

昨年の1月に、平成25年度を目標年次とした市の財政計画が発表されました。私は、地方交付税など歳入の見通しが甘過ぎであり、歳出も十分な精査ができていないと指摘をいたしました。新年度予算では地方交付税は23億2,000万円が計上されておりますが、財政計画では18年度の数値は発表されていませんので、19年度の数値の27億7,000万円と比較しても4億5,000万円もの差が出ており、たった1年で財政計画は当てにならないものになってしまいました。

財務省の試算によると、三位一体改革で、平成16年度から18年度までの3年間の実質的な交付税削減額は5兆円に上るそうです。今後も三位一体改革が断行され、地方交付税は市町村合併した自治体には厚く、合併しない自治体には必然的に薄くなりますが、基金も豊富にあるわけではなく、多額の借金を抱えた美濃市は財政的に大変な状況に陥るのではないかと心配をするものです。

市長は、今まで健全財政を堅持すると繰り返し説明されてきましたが、美濃市は本当に持続可能な発展が約束できる財政状況でしょうか、市の財政の実情をお尋ねします。

3点目は、施政方針についてお伺いします。

平成17年度の施政方針では七つの重点特定課題が掲げられておりましたが、その中の3点についてお尋ねします。

一つ目の平成まちづくり改革の推進と健全財政の維持では、「改革を計画から実行に移し、持続可能な発展のため、健全な財政の維持に努めます」とありますが、17年度の取り組みはどうであったのか。まちづくり改革委員会からの提言は尊重されたのか。まちづくり改革大綱はお飾りなのでしょうか。事業の見直しは進まず、計画性のない事業がどんどん進む新年度予算を見ても、将来にわたって健全財政が維持でき、持続可能な発展ができる内容とは思えません。

二つ目の市民と協働するまちづくりでは、「説明責任の遂行に努めます」とありますが、財政計画や道の駅の採算性を初め、多くのところで説明責任が果たされたとは言えませんし、出張所の改革では、市政懇談会で丁寧に説明する機会があったにもかかわらず、3ヵ月足らずのうちに決められてしまいました。これが市民本位の市政と言えるでしょうか。

三つ目の安心・安全なまちづくりでは、「市民が安心して安全に住める環境整備と、災害に強いまちづくりに努めます」とありますが、地域防災力の向上や、地域ぐるみの災害に強い安全・安心なまちづくりは進んだのでしょうか。東海環状自動車道の長良川にかかる橋建設に対して、地元住民の水害の不安を取り除くことができたのでしょうか。懸命に地元協議が行われているようですが、不安を残したまま着工することになるのでしょうか。

これら三つの特定重点課題について17年度はどのように取り組んだのか、その結果をどのように評価するのか、また新年度にはどのように取り組むのかについて御答弁をください。

4点目は、ケーブルテレビの導入についてお伺いします。

ケーブルテレビ施設整備事業費として5億2,600万円が計上されていますが、その内訳をお尋ねします。

新しく整備するケーブルテレビ施設の事業費と、現在ある共同アンテナ施設撤去費用は、それぞれ幾らになるのか。個人で立てているアンテナの撤去費用は対象ではないのか。また、国、県、市と事業者の負担額はそれぞれの事業ごとに幾らになるのかをお尋ねします。

また、加入金は一定期間無料ということですが、予定総額と、これは市が負担するのか、事業者が負担するのかをお尋ねします。

市内では、ケーブルテレビを歓迎する意見がある反面、利用料が高過ぎて加入できないという声を多く聞きます。利用料のほかに、アナログテレビには1台ごとに専用チューナーが必要となり、レンタルで月額1,500円ほどするようです。このままでは、5年後にはテレビを見ることができない家庭ができてしまうのではないのでしょうか。そのようなことにならないように、福祉的な面から利用料などを見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

なお、市内の共同アンテナ組合の中には、組合員が漏れなくデジタル放送を見ることができるよう、月額組合費を現行の300円程度で維持できるよう計画している組合があるようです。また、郡上市では18年度に利用料の値上げがあると聞きます。加入者が少なければ、当然に事業者の経営にも影響が出ます。美濃市においては、加入率が目標の50%に満たない場合は、月額利用料の値上げもあるということでしょうか。

以上について御答弁をお願いします。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） おはようございます。

それでは、野倉議員の一般質問の1点目、まちづくり政策と国勢調査人口についてお答えをいたします。

一つ目、小さくてもキラリと光るまちづくりの実現、二つ目、美濃市政10年の自己評価についてお答えをいたします。

平成17年国勢調査の速報値によりますと、日本の人口増加率は推計人口対前年比では減少となりました。岐阜県におきましては、調査開始以来、初めて減少いたしております。

美濃市におきましても前回に比べ 5.2%減少しているところでございますが、こうした人口の減少は全国的な傾向であるところでございます。

美濃市は、平成17年1月の住民投票により、当面単独の道を選択いたしました。これは自己決定、自己責任の中で、市民が厳しいけれど単独の道を選択したものであります。市としては、存続を図るだけでなく、美濃市の未来に向け、スローライフの時代にふさわしい持続可能な発展を期して、健全財政を堅持しつつ、市民と協働したまちづくりを推進しているところであります。

私が市長に就任しまして10年が経過をいたしました。この間、都市基盤整備を初め、産業の振興、福祉の充実、教育・文化の向上、市民参加の促進など、各種諸施策を積極的に展開して、着実な歩みを続けてまいったと思っております。こうした努力がなければ、市街地を初め、市全体の衰退はことのほか厳しい結果となっていたのではないかと思うところでございます。

特にオンリーワンのまちづくりにおきましては、うだつの上がる町並み整備、まちのにぎわいづくり、美濃和紙の後継者づくりと振興、美濃・紙の芸術村、あかりアート・市民の創作ミュージカルなど新たな文化の創造、学校再編成と少人数の学習指導、あるいは英語教育、図書館教育など独自の教育の推進、水や緑の川の魅力を生かした川の駅構想の具現化、もちろん都市の基盤であります道路ネットワークを初め、快適な生活環境をつくり出す公共下水道、あるいは農業集落排水整備や土地区画整理事業、市民の安心環境のための美濃病院の整備を積極的に推進するとともに、健康づくり、高齢化社会への対応、乳幼児医療助成や保育料の軽減、あるいは学童保育など子育て環境の整備を進めてきたところであります。

具体的に数値であらわすことは困難であり、また自己評価についても控えさせていただきますが、野倉議員のような考え方もあるかと思いますが、私は多数の市民からよくやっていると評価してもらっているのではないかと、このように思っております。また外部からも、平成14年4月第6回のふるさとイベント大賞の受賞を初め、文化・芸術、景観保全、地域交流などの各分野において全国レベルの表彰を数多く受け、また愛知万博における市民協働によるあかりアートのイベントなどを通じたPR効果も功を奏しまして、今日では、2・3月のこういった寒い時期にもかかわらず、連日多くの観光バスが訪れるなど、市街地への来訪者も増加し、大きな経済効果があったと思うものでございます。

こうしたことは、市民の皆様や議員各位の御理解と御協力のもと、ともに進めてきたたまものでありまして、喜びを分かち合いたいと思っておりますし、今後の市政運営の励みとなるとともに、美濃市のまちづくりの方向が正しいことが認められたあかしと私は思っております。今後も「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のため、小さくてもキラリと光るオンリーワンの特色あるまちづくりの推進を目指すために、「スローライフシティ」をキーワードに21世紀型のまちづくりを推進し、真に市民福祉の向上を目指してまいりたいと思っております。

当然、三位一体の改革の影響による厳しい財政状況を認識し、限られた財源の効果的、効率的な配分により、持続可能な健全財政を堅持するため、平成まちづくり改革による行財政改革を推進していきます。また、新たにスタートする第4次総合計画の後期基本計画の施策につきましては、各推進項目について、可能な限り目標値を設定し、計画を着実に推進してまいります。中長期的な取り組みとして、情報化社会に対応したまちづくりとしてケーブルテレビ整備事業、あるいはスローライフ時代の到来に向けてのまちづくりとして、美濃市まるごと川の駅構想やサイクルツアーシティ構想を推進してまいります。

私は、市民の期待にこたえていくため、いよいよ本格的な人口減少社会に入っておりますので、今までに積み上げた住みたい条件づくりをさらに充実させ、少子・高齢化に対応した施策を重点に進め、さらなる市民の理解と信頼を得ることに努めてまいります。職員ともども、みずからを高め、清廉にして、かつ市民協働、市民主体の個性と魅力のある、小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に全力を傾注し、まちづくりに努めてまいりますので、御理解と変わらぬ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に3点目の、国勢調査人口に伴う地方交付税の影響についてであります。

平成17年10月に実施された国勢調査による美濃市の人口速報値は2万3,390人で、議員御指摘のように、平成12年の国勢調査から1,272人の減少となっております。平成17年度普通交付税の算定上、国勢調査人口を単位測定とする費目は、消防費、社会福祉費など経常経費、投資的経費、合わせて20費目で、それぞれの経費を17年度国勢調査人口で算定すると、平成18年度においては約7,900万円の減額と見込んでおります。

次に一般質問の2点目、財政状況と持続可能な発展についてであります。

地方交付税は、市税収入と密接な関係があり、市税収入の75%が普通交付税の基準財政需要額として算入されます。税収入がふえますと、地方交付税は結果としては減額となるという仕組みになっているわけでありまして、昨年3月に公表しました平成まちづくり改革の財政計画では、平成19年度の予測としての市税が28億8,500万円、地方交付税が27億7,500万円、合わせて56億6,000万円と見込んでおります。これを平成17年度決算見込みと比較をいたしまして、27億7,500万円に対して市税が29億7,000万円、地方交付税が27億1,000万円程度で、27億7,500万円を見込んでおりました。こうして合わせますと56億8,000万円となりまして、あくまで見込みではありますが、市税と交付税を合わせた合算額ではほぼ同額となると見込んでおります。ただし、法人市民税を中心とする税収が回復した分、地方交付税が減額となりますので、18年度は税制改正もまた予想されており、逆に市税の増加という傾向がさらに顕著なものとなる分、地方交付税はさらに減ると思われます。したがって、市税と交付税の合計額の見込み額に大きな差はしかし生じないと、このように予測しております。

市債の状況は、一般会計平成7年度末残高の約88億4,000万円が、一般会計平成18年度見込み額で約95億3,300万円となりまして、約6億9,000万円の増加となりました。しか



し、100%市の負担のかからない臨時財政対策債、こういった市債を借りておりますが、これを差し引いた実質的な一般会計の市債の残高は平成18年度末では76億5,000万円となりまして、平成7年度に比べて11億9,000万円の減額となります。さらに、18年度末で全会計で297億2,600万円の残高となりまして300億を割ることになります。これを平成7年度末と比較しますと149億1,700万円の増加ではありますが、美濃病院の建設費44億5,800万円、下水道整備事業費96億8,200万円、計141億4,000万円が増加の原因であります。

借金がだめだという御指摘ではありますが、公共下水道に取り組みず、また美濃病院を建てかえずに今日まで来ましたら、美濃市はどうなったのでしょうか。私は、適切な投資であり、皆さんが高額な例えば家とか、あるいは自動車を買う場合に、ローンを組まれると思います。現在の市民だけがこういったものを負担するのではなくて、将来にわたって恩恵を受ける将来市民もまたこの費用を分かち合うと。こうした安定的な計画的な返済は私は必要であり、まことに市民にとってこれはよかったと、このように考えております。

また、美濃病院は、平成19年度で医療機器にかかわる償還が完了し、平成20年度以降の償還額は毎年約6,300万円ほど減少していき、収支のバランスはよくなってまいります。下水道は、整備事業完了までいましばらく市債を借りなければなりません。既に返済により減りつつあります。市全体では、引き続き、市債発行を元利償還金が交付税措置されるものに絞るなどして、計画的に発行を抑制してまいっているところであります。また、歳出では、平成まちづくり改革を着実に推進し、経費削減を図るとともに、重点事業を絞りながら、限られた財源の効果的、効率的な配分により、健全財政を堅持してまいります。

御質問の3点目、施政方針についての一つ目、平成まちづくり改革の推進状況についてであります。

平成18年度予算編成に当たっては、平成まちづくり改革大綱及び行動計画にのっとり、改革項目は原則実施という確固たる方針で臨んだところであります。この結果、平成17年度と18年度の当初予算比較で、事務的経費及び管理的経費、交際費、市税納期前納付報奨金など12項目の経費の節減、職員互助会補助金の全廃など34補助金の削減・廃止、あるいは職員数の削減など計53項目の改革を行い、金額で換算できるものとして約1億6,000万円の削減を図ったところであります。平成17年度の成果は決算ベースで取りまとめるため、18年度に入ってから作業となりますので、現在は申し上げられません。しかし、助役の収入役事務兼掌、職員の削減、指定管理者制度の導入、電子入札の試行、経費の節減、補助金の削減、出張所機能の見直しなど、行動計画に沿った改革を実施しているところであります。また、平成16年度の成果は、段・西洞線の凍結、職員数の削減など、金額に換算できるものとして約4億9,000万円の削減を図ってきたところであります。

平成まちづくり改革委員会からの提言は十分に尊重いたしまして、大綱をつくり、行動計画を策定して、現在実施しているところは御承知のとおりだと思います。さらに、国の方針に従い、集中改革プランを策定しておりまして、施政方針で申し上げましたように、

今後も平成まちづくり改革を着実に推進していきたいと考えております。

二つ目の市の説明責任についてであります。第4次総合計画の見直し、道の駅整備事業など、市の重要課題につきましては、市民本位の市政を志向して、常に市民の皆様の御意見を聞き、市政懇談会やパブリックコメント、ワークショップなどを通して市民の皆様に参加をいただいているところでございます。現在、第4次総合計画・後期基本計画を策定中ですが、素案が固まりましたので、2月20日から3月10日までの間にパブリックコメントにより市民の皆様の御意見をお聞きしたところでございます。今後も、市政の重要課題に市民の皆様の参加を得て、協働のまちづくりに参加できる仕組みづくりに努め、さらなるアカウンタビリティー、いわゆる説明責任の遂行やパブリックコメントに取り組んでまいりたいと思います。

出張所の機能の見直しにつきましては、平成まちづくり改革の推進項目の一つであり、議員さんを初め、美濃地区を含めた市内全7地区ごとに自治会長さんにもお集まりをいただきまして、出張所機能の見直しに伴う事務取扱業務の変更点などを説明いたしまして、大きな異論はなく、御理解をいただいたところであります。また、広報の2月号や出張所での掲示によりPRに努めており、「広報みの」3月号とともに各家庭へチラシを配布しております。あわせて、4月1日から9月30日までの間、市民課の市民係の窓口を午後6時15分まで1時間延長するといった試行もしているところであります。

三つ目の安心・安全なまちづくりについてでございますが、一昨年の台風23号災害を機に、平成17年度の市防災計画のうち、防災メールなど情報の発信・収集、職員の非常配置態勢などについて運用計画の一部を見直して、自治会、消防団及び行政が連携しながら、地域一体となった防災体制の充実を図ったところでございます。また、AEDを市内主要公共施設や各地区に配置し、多くの方に取り扱い方法の講習を受けていただきました。今後も、自主防災組織の結成、防災訓練の充実などによりまして、安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

東海環状自動車道の長良川架橋の件につきましては、昨年秋以来、延べ10回の地元説明会を国土交通省とともに開催しております。市といたしましては、建設促進を原則としながら、地元の不安や御要望には十分耳を傾け、常に市民・地元の立場に立って国土交通省との交渉に当たり、地元の声が国に届くよう、かつ地元の御理解をいただけるよう努力しているところでありますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして質問の4点目、ケーブルテレビの導入についてであります。

ケーブルテレビ導入の取り組みについては、昨年、自治会や市内43のテレビ共同受信施設、あるいは役員、組合員など多くの方々を対象にした説明会を実施してきました。また、説明会ではいろいろな御質問や御意見をいただきまして、これを現在取り込みながら、改めて継続して説明会を開催しているところであります。

事業費と負担額についてでございますが、18年度から国の補助制度が交付金制度に変更になります。交付率につきましては国の変更はありませんが、県の負担率の変更があるよう

に聞いております。しかし、現段階で率の確定はされていない状況にあります。そこで、予算ベースで御説明を申し上げますと、線路・伝送設備等の工事費の総額6億円のうち、国が1億5,000万円、県が5,000万円、市が3億2,500万円、そして事業者が7,500万円をそれぞれ負担することといたしております。

また、共同受信施設の撤去費用については市が負担することにしておりますが、共同アンテナ組合の規模や受信点の位置により費用は大きく異なりますし、現時点で施設の撤去対象組合が明確ではありませんので、正確な撤去費用については積算をしておりません。したがって、18年度当初予算では計上しておりません。国への要望は、共同受信施設の撤去費用についても交付金の対象になるよう要望しているところであり、個人のアンテナの撤去につきましては、事業者が撤去のお手伝いをいたします。

次に、加入料金の一定期間無料についての扱いは、現時点では開局の時期が決まっていないため、今後事業者と協議を進めてまいりたいと思っておりますが、加入促進を図る意味から一定の期間を定めるものでありまして、この加入金については事業者負担となります。

ケーブルテレビの1ヵ月の利用料金は、見るチャンネル数によりまして5コースを設定しておりまして、それは議員御存じのとおりであります。1,050円を初め5種類で、この1,050円から1,575円、あるいは2,415円、3,675円、3,990円、こうした美濃市独自の低料金のコースを定めているところであり、どのコースでも、テレビが地上デジタル対応のテレビもしくはチューナーを設置したテレビであれば、8から9チャンネルの地上デジタル放送はこの低額料金におきましても受信が可能であります。多チャンネルを選択するコースでは、当然、ホームターミナルが必要となります。しかし、これらはこれを含んだ金額であります。共同アンテナを改修した場合でも、テレビが地上デジタル対応のテレビもしくはチューナーを設置したテレビでなければ、共同アンテナ組合の行う改修におきましても、2011年7月からは地上デジタル放送は見ることができなくなるということを御存じかと思っておりますが、そのように申し上げます。

なお、利用料金の見直しにつきましては、現在、美濃市独自の低額コースの料金が1,050円であります。私は、地域情報は大変大切であり、今後こういった低額料金に、さらに御指摘の点については考えてまいりたいと思っております。

次に、加入件数が少ない場合の月額料金の値上げについてであります。加入件数が少ないことによる値上げはありません。

最後に、ケーブルテレビの導入につきまして、今後も格別の御理解と御協力を賜りますよう議員さんをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（平田雄三君） 16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） 再質問を行います。

2点目の質問の、財政状況と持続可能な発展について再質問をいたします。

1年前に市民に公表した財政計画に示す地方交付税の額と18年度予算額が大きく食い違

うことは、どういうことでしょうか。平成15年の秋に合併問題で市民に配布された資料の中の財政見通しも、信用に値するものではありませんでした。昨年1月に公表された平成25年を目標とした財政計画は、早くも使い物にならない計画になってしまいました。合併問題のときに素人の市民グループが「未来みの」で発表した数字の方が信憑性が高いと言わざるを得ません。この財政計画を公表した市報には、建設事業の抑制は避けられないと説明されております。しかし、普通建設事業費は、16年度の決算見込みとして公表されたのが13億9,000万円、17年度当初予算が10億8,000万円、18年度予算が19億7,000万円となっております。市報で市民に約束した建設事業抑制をほごにするのですか。建設事業の抑制は何だったのか、お答えください。

段・西洞線の橋の建設凍結は、賢明な判断であったと思います。道の駅についても建設をやめられれば、これほどまでに予算を圧迫することはないでしょう。道の駅建設に執着する理由はどこにあるのでしょうか。

18年度予算編成は相当苦勞されたようであり、基金を取り崩して、大幅な財源不足を補って帳じりを合わせてあります。財政調整基金は16年度末で12億8,500万円でしたが、18年度末には8億円そこそこにまで減るのではないのでしょうか。18年度末の残高はどれだけになるのか、お聞きします。

財政調整基金は、災害など予測できない事態発生のためや、今後交付税が大幅に減っても安定した財政運営をするために、今は積み増しをして財政基盤を強くするときであります。アクセルを踏み続け、ブレーキのきかない財政運営を続け、果たして持続可能な発展はできるのでしょうか。全国の多くの自治体は、地方交付税の減少などの財源不足で、来年度は緊縮型の予算となるようです。経営が行き詰まり、そのあげくの果てに、国保税や介護保険料、保育料、水道料や下水道料などの値上げや、医療費の助成をカットしたり、値下げしたわっちも乗るCarの運賃を再値上げして市民に負担を強制したり、職員給与をカットするなどの事態は、絶対に避けなければなりません。他市並みの行政サービスが提供できない事態になってから議会がだめだと言っても遅いですから、今お聞きする次第です。

私は、美濃市が持続していくために、市議会議員の責任として真剣に質問しております。先ほどの財政状況についての答弁は不十分なのです。市長として責任ある再度の答弁を求めます。

また、三位一体改革では、国の補助金を4兆円削り、3兆円が地方に税源移譲されました。地方交付税は今後さらに減額が続くでしょう。使い物にならなくなった財政計画は現在修正されているのかどうか、お伺いをいたします。修正されているのであれば、この場で公表していただきたい。

以上、再質問にお答えください。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 野倉議員の御指摘については、謙虚に承っておきます。

さらに、再質問についてお答えをしたいと思います。

初めに、平成まちづくり改革の財政計画で公表した建設事業の抑制とは何だったのかということについてお答えをいたします。

普通建設事業費は、平成17年度当初予算に比べて本年度は約8億9,000万円の増額となっております。これはケーブルテレビ5億2,600万円、道の駅整備事業費約4億5,000万円の重点事業に加え、道路新設改良事業や区画整理事業、留守家庭児童教室整備事業などを実施することによるものであります。美濃市の未来の方向を見通し、将来にわたって美濃市の活力が持続するため、今実施しなければ大きく将来支障を来すといったような事業、あるいは国等の補助採択が今後はより困難なものになるなどの理由によりまして、今回予算化を決断したものであります。予算化に当たりましては、当年の事業が圧迫されることのないよう、今日まで計画的に積み上げてまいりました財政調整基金や地域づくり推進基金からの繰り入れを主な財源とし、市政全般にわたり市民サービスの低下に極力つながらないように配慮したところであります。

次に、平成18年度末の財政調整基金残高でございますが、平成16年度末は13億5,600万円ですが、平成17年度当初予算におきまして3億3,000万円の取り崩しを予定したところでございます。しかし、平成17年度の収支をさらに切り詰めることによりまして、3月補正におきまして、当初の3億3,000万円は取り崩さず、逆に繰り入れをいたしまして、今年は6,000万円の積み上げをするということにしております。18年度当初予算で計上した取り崩し額5億8,000万円を差し引くと、約8億3,700万円ということに残高はなります。これらは平成17年度に事業をしなかった分も含めてありますので、18年度の当初予算が膨らんだところであります。平成18年度の予算執行に当たりましては、歳入は厳しく見積もっており、これらの余裕財源といいたいでしょうか、そういったものと滞納整理などによる歳入確保、さらなる経費節減、適正な予算執行によりまして、財政調整基金の取り崩しについては年度末でできるだけ少なくなるように18年度も運営してまいりたいと、このように思っています。

次に、財政計画でございますが、平成18年度中に中長期地方財政ビジョンを国が示す予定になっておりますので、これらの方向を見ながら、これにのっとりまして修正を加えてまいりたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） 再々質問を行います。

財政状況と施政方針について申し上げます。

市長は、施政方針の中で財政が厳しいとは言われましたが、それが予算では読み取れません。言葉の上だけでしょうか。市長は財政の危機管理意識が極めて低いようですが、私は、美濃市の財政は債務超過と財源不足により危機的状態にあると思います。この危機を

招いたのは、あれもやりたい、これもやりたいと借金を膨らませたのが最大原因であります。多額の借金のツケは市民が負うこととなります。今は成果主義とか競争時代と言われております。美濃市は合併せず単独を決めた以上、ひもじい思いをしてでも、10年後によかったと実感できるようにしなければなりません。合併をなし遂げて合併特例債を使って新市の建設事業を展開している他市に対抗してみても、勝ち目はありません。夢に終わるかもしれないが、はでなことに借金を重ね、あげくの果てに破綻をしたら、単独の選択が判断ミスだったこととなります。そのときになって後悔しても遅過ぎます。

17年度の施政方針の取り組みについては、大いに反省すべきところが多い。18年度の施政方針についても、相変わらず自画自賛が多く、あれもこれもとよいことばかり並べてありますが、本当に実現できるのでしょうか。イベントも大切な事業だとは思いますが、イベントのときだけ多くの人が集まっても、ふだんは閑散としており、活力は一向に生まれてきません。市民は大変な勉強家です。専門書を読んだり、専門家の話を聞いたりして、地方自治体が今どういう状況にあり、今後どうなっていくのか、よく研究しております。経済人の市長として、もっと論理的な説明をし、2万3,000市民を路頭に迷わせることにならないように誠実な市政運営をされるよう意見を申し上げ、質問を終わります。

○議長（平田雄三君） 次に、15番 市原良英君。

○15番（市原良英君） 発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

美濃市の瓢ヶ岳は、古くから山岳信仰によって開かれた山で、近年、人々の自然志向から、森林レクリエーションの需要や、広場、またキャンプ、休憩施設の整備など、都市との交流の場として整備を進められてまいりました。豊かな森林の果たす役割は、国土の保全、心身の涵養の場としての提供はもとより、温暖化防止など、さまざまな機能を通じて、地域の経済、環境など、社会を支える土台であります。

こうした中、一昨年ごろから片知・板山地区のふくべの森の周辺において、ハイキングや軽登山目的の人のほかに、岩登りが目的の人が多数訪れるようになってまいりました。地元財産区としては、住民とのトラブル及び利用者のマナーについて岩登りの人たちの代表者と取り決め事項を交わし、財産区所有地についての利用を許可しているのが今の現状であります。日本のトップボルダーによると、この板山地区のふくべの森付近は、岩登りを行う場所としては日本でも有数のところであることが報告されています。ボルダーと言いましたが、ボルダーというのは、道具を何も使用しないで自分の力で岩を登る人のことでございます。また、アメリカのコロラド州のボルダー郡が発祥の地だと言われております。

さて、現在のこの地区の状況を考えますと、高齢化がますます進み、過疎に拍車をかけている状況であります。これをとらえ、この地区を日本のボルダービレッジとして位置づけ、利用者を主体とするボルダーマップ、自然景観の保全とボルダーなどの交流人口を利用した活性化対策としてこれを機会に整備することはできないか、市長にお尋ねするものでございます。

また、「ロックアンドスノー」という雑誌でございますが、これに地元の瓢の山の岩とか、そしていろいろな地元とのマナーの取り決め等が載っておりますが、皆さんも一度参考に見ていただくとよいかと思えます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 市原良英議員の一般質問、下牧財産区の所有地はボルダーにとっては日本有数の場所として報告されており、これを機会にボルダーなどの交流人口を利用した活性化対策として整備ができないかということについてお答えをしたいと思います。

瓢ヶ岳・高賀山一帯は、森林、渓谷を生かした観光振興策として美濃中央高原開発計画というのがございまして、美濃市におきましても、林道を 7,330メートル、ふくべの森憩いの広場にトイレやあずまや、池、遊歩道、駐車場等を整備してきたところであります。

議員御質問のとおり、下牧財産区所有地のあります瓢ヶ岳には、確認されているだけでも岩登りに適した岩が約 100ほどあると聞いております。一昨年ごろから、ハイキングや登山のほかに、ボルダーと言われる岩登りをする人たちが多く訪れるようになっております。そのため、下牧財産区とボルダーの代表者と話し合いをいたしまして、マナーを守って入山することで許可を与えているところであります。

財産区では、今年の10月からは入山記録簿を設けまして、入山者数などを把握しておりますが、去年は10月から3ヵ月で 315人ほどが訪れております。今年に入り、岩登りの雑誌にも御指摘のとおりこの瓢ヶ岳の一帯が「岐阜・ふくべが岳ボルダー」として大きく紹介されています。このため、今年度は 1,000人以上の人が訪れられるのではないかと推測しているところであります。

市といたしましても、うだつの上がる町並みを初め、美濃市まるごと川の駅構想にありますように、スローライフ時代にふさわしい、市民はもとより、市外からの来訪者のためのこうした拠点を整備していかなければならないと考えているところであります。したがって、市内の各地域の自然や文化を活用した交流と、健康増進活動が展開できる場所が必要と考えております。登山や片知渓谷のこうした岩場は貴重な資源でありますので、また美濃市をPRする絶好の機会と考えまして、下牧財産区等とも協議をいたしまして、案内標識や看板の設置、または市内飲食店等のマップやチラシの配布により、ボルダーの人たちや瓢ヶ岳を訪れる人たちに便宜を図りまして、多くの方が訪れていただけるような具体的な検討を始めたいと思っております。御指摘のとおりでございますので、御理解を賜りますよう、努力いたしますことを約束いたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（平田雄三君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、一般質問を2点行います。

1点目は、予防防災についてであります。

御承知のように、災害対策の基本は、災害から国民、住民の生命と財産を守ることです。それは災害基本法の目的にも明記された最優先の課題でもあります。そのために

は、平常時の災害予防対策が重要になってまいります。

今日、災害が起こる要因について調査・研究が進み、災害が起こるメカニズムや原因が明らかになり、科学技術の発展に伴って、再びそのような災害が発生しないようにする予防対策が重要な課題になってまいりました。さらに、災害には豪雨や地震、噴火など、その起因によって異なることから、防災対策は基本計画とともにその起因に応じた対策や計画を定めることが必要であります。また、被害は社会的弱者、身体的弱者に大きく、またそれらが被害の拡大の要因にもなっております。阪神・淡路大震災から11年目、その後、新潟の中越地震、福井豪雨災害を初め、一昨年秋には美濃市でも集中豪雨により長良川が決壊し、多くの被害が出ました。防災対策において、何よりも被害を大規模化させないための予防防災を自治体と住民がふだんから協働して取り組むことが必要であると思います。

そのために、まず第1点として、地域ハザードマップの作成と市民への配布（災害危険情報の共有化）について質問をいたします。

防災対策の基本的な問題として、自治体と住民が地域の災害危険情報についての共通の認識を持つことが必要であります。地域のどこにどのような危険場所があるかという基本的な情報は、何をなすべきかを検討し、計画あるいは対策を立てる上の前提であります。そのためには、具体的で詳細な危険性を明らかにしたハザードマップを作成する必要があると考えます。具体的には、地震災害、あるいは浸水害、土砂崩壊などであります。それには、自治体が専門家などの協力を得て科学的な調査を通じて公表することにより、住民と共有でき、住民との連帯の条件が生まれてくると思います。

当市においても、これまで長良川沿線の流域地域への災害のハザードマップをつくり、来年度も長良川・板取川合流地点から上流のハザードマップをつくるための予算がつけられております。これまで市がつくったハザードマップは、主に水害を未然に防ぐためのもので、地震災害や土砂崩壊などのマップはつくられていないと思います。今後の作成はどのように進められていくのか、お尋ねをいたします。

質問の2点目として、市民参加の防災まちづくり事業の推進について伺います。

当市は、自主防災組織が自治会単位でつくられ、その組織率も90%ぐらいになっておりますが、つくられても、実際にどこで何をどのように実施するかという内容と、組織としての訓練、また安全確保については不十分な点が多く、地域住民の皆さんが防災対処能力をつけるためには多くの課題があると思います。そのために、市として、防災学習の場の設置、また住民による防災点検活動や市民版地区防災診断地図づくりへの支援、専門家などの派遣が必要かと思いますが、その点、いかがでしょうか。

三つ目の問題として、公共施設と住宅の耐震化促進への支援であります。

東海地震等被害調査では、岐阜県の想定される地震被害として、東海地震では震度5以上の強い揺れに見舞われる人口の割合は62%で、建物全壊が700から1,700、死者数が20人から80人、重傷者が300人から500人。また、東海地震と東南海地震が同時に発生した複合型の地震の場合には、震度5強以上の強い揺れに見舞われる人口の割合は84%と非常



に高くなり、建物全壊が 1,200から 2,800、死者数が50人から 160人、重傷者も 500人から 700人となっております。

05年3月中央防災会議では、大規模地震に関する人的被害の軽減について、達成時期を含め具体的目標をまとめ、地域の目標をつくるよう自治体に要請するということにしており、地震防災戦略会議では、全国的な目標として、今後10年間で住宅の耐震化率を9割に上げるとしております。国土交通省では、そのために年間で耐震改修の現状を2倍から3倍、建てかえで年間5万から10万戸上乘せする必要があるとしております。

そこで、本市の場合、まず公共施設の耐震化はどうなっているのか、質問をいたします。現在市が管理している公共施設で、耐震化が完了したのは全体のどのくらいあるのか。また、保育園や幼稚園は民間事業者に委託をしておりますが、それらの耐震化はどうか。

次に、民間の木造住宅について質問いたします。

本市の場合、耐震診断の対象となる昭和56年以前の建物が約 3,600戸以上あり、それは全体の約半分であります。本市でも、これまで国の制度を活用し、耐震診断については限度額を3万円とし、2万円を国・県・市で、残りの1万円は所有者負担、また補強工事についても限度額を120万円とし、国・県・市で60万円、残りは所有者負担となっております。しかし、制度があっても利用が少ないのが現状であります。

そこで、これまでこの制度を利用された方は何件あるのか、利用されない原因がどこにあるのか、あわせて伺っておきます。

現在、私が調べた限りでは、耐震診断費を無料にしている県は愛知、静岡、兵庫県の3県、耐震改修費に利子補給をしているのは兵庫県、静岡県、市では横浜市1市であります。まだまだ数は少ないようでございますが、この際、岐阜県にも耐震診断費を無料にして耐震化が進むよう働きかけてもらいたいと思うわけでありませぬ。

市民の皆さんの中には、補強工事をやりたいが、自己負担が相当あるから、ためらっておられる方もあると思います。一般的にはどのくらい必要だと思われるのか。例えば200万円の工事費がかかった場合、60万円が助成され、自己負担が140万円になりますが、おいそれとできるものではありません。せめて工事費に必要な資金を金融機関で借りた場合、利子補給をすることはできないか、質問をいたします。また、災害弱者と言われる高齢者や障害者に対しては特別の対策が必要かと思いますが、どうでしょうか。

4点目として、自治体職員の災害時における緊急対応、いわゆる状況判断訓練の実施についてであります。

災害時、自治体職員が敏速に対応できない要因は、非常に混乱した状況下で敏速に判断し、ふだんと異なった業務をしなければならないことにあると思います。そうした業務能力を少しでも向上させるためには、ふだんから実際的な訓練を通じて習熟する以外ないと思います。そのために、さまざまな災害場面を想定し、図上訓練を積み上げることが大変重要かと思いますが、その点、本市はどうかでしょうか。

以上、予防防災について4点、よろしくお願いをいたします。

質問の2点目、通学時における児童・生徒の安全確保について、特に昭和中へ通う半道の生徒の対応についてお尋ねをいたします。

昨今、不審者による児童・生徒への危害や殺傷事件は大きな社会問題になっています。3月8日の新聞報道でも、愛知県美和町で中学2年生の生徒が刃物で切りつけられる事件、また富山県高岡市でも小学6年生がナイフでランドセルを切られる事件が起きております。

当市では、広島、栃木と相次いだ女兒殺害事件をきっかけに、小学校単位で地域子ども見守り隊を昨年末発足させました。各地域においては、学校関係者、PTA、また老人会など、多くの住民の参加で子供を事故や不審者から守ろうと取り組まれております。ほとんどの学校で当番表をつくって実施されていると思いますが、保護者の中には仕事を早退して当番に当たらなければならない方もおられるようであります。長続きさせるためには、無理のないように考えていかなければなりません。その点、教育委員会は学校側とも十分な話し合いをして、改善しなければならないところは手を打つようにしてもらいたいと思っております。

言うまでもなく、こうした問題は学校やPTA任せでは大変です。地域全体で子供を見守っていくという体制をどうつくるのか、このことが大切かと思えます。そこで、特に遠距離から通学されている児童・生徒の安全確保について質問したいと思います。

まず美濃小の場合、現在、口野々から2名と富野から7名が徒歩で集団登下校されているようであります。美濃北中へは乙狩、片知の生徒が16名で、2名は自転車で、残りの14名はバスで通学されているようであります。美濃中へ通う洲原の生徒は、御承知のように、長良川鉄道を利用されております。昭和中へ通う半道の生徒は、学校では自転車通学となっておりますが、冬場の時期は、保護者の方は子供の安全を考え、車で送迎されており、中には年間を通して親さんが送迎されているようであります。それから、交通安全上大変危険なところを通学しておられるのは、安毛から美濃小へ通う児童です。美濃橋までの県道は、朝夕、多くの車が通り、歩道がないため、危険と隣り合わせの状況であります。

地域全体で子供の安全を見守ることは、これとして大変大事であります。市として、行政として今後の対応を考えていかなければならない点、私なりに申し上げたいと思えます。

まず安毛の児童の交通安全対策、そして美濃小へ通う口野々方面からの児童の安全対策、親の負担になっている昭和中へ通う半道の生徒の問題、まだほかにもあると思えますが、そこで今回は特に半道の生徒について質問をいたします。

現在、昭和中には半道から5名の生徒がいます。18年度は4名になります。先般、親さんからの話を聞いてきましたが、おじいさんがある家がいいが、両親2人だけだと下校時に都合がつかないときがあり大変だった。また、仕事の都合で1時間以上も子供を待たせた。とても自転車では、トンネルの中は薄暗いし、部活で遅くなる時などは恐ろしくて1人では通学させられないので年じゅう送迎したなどであります。私がお話の中で、大矢田小学校はスクールバスがある、そこで中学校の生徒さんも一緒に乗るような方法を

考えたらどうかと言いましたら、そうしてもらえれば大変ありがたいというふうに口をそろえて言っておられました。

そこで、現在大矢田小で使われているスクールバスは9人乗りで、大矢田小に通う半道の児童は7人、昭和中に通う生徒が5人で合計12人となり、全員が乗ることができません。来年度は小学校が6人、中学校が4人で、1人オーバーになります。今年度はもう終わりですので、来年度から、1人オーバーですが、交代で乗せることは私は可能であるというふうに思います。細かいことは学校や保護者でよく相談して解決できると思います。いかがでしょうか。教育長の答弁を求め、私の1回目の質問を終わります。

○議長（平田雄三君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、塚田議員の一般質問の1点目、予防防災についてお答えいたします。

いつ起きてもおかしくないと言われる東海地震や、平成16年の台風23号災害により、市民の防災に対する関心は高まり、昨年開催いたしました市政懇談会におきましても各会場で話題となりました。新年度予算においても、防災を重点施策の一つとして編成したところでございます。

さて、質問の1点目、地域ハザードマップの作成と市民への配布についてでございますが、長良川洪水ハザードマップは、板取川との合流点から下流について平成14年度に作成し、浸水が予想される世帯や関係機関に配布いたしました。新年度には、合流点上流と板取川の洪水ハザードマップを作成いたします。美濃市の土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険区域などの区域を示した土砂災害危険区域図は、美濃建設事務所が平成15年度に作成し、関係機関や団体に配布をいたしております。同じく平成15年度には、市内での東海地震、東南海地震、複合型東海地震の震度予測を含め、地震、火災、風水害、土砂災害に対する基礎知識や防災・減災対策に、避難所や防火水槽、消火栓などの位置を記載した防災マップを組み合わせた「わが家の防災マニュアル」を市内全世帯に配布したところでございます。今後は、平成17年に岐阜県が公表した東海地震等被害想定調査による震度予測や液状化予測などのデータを活用した地震防災マップの作成を検討してまいります。

質問の二つ目、地域における市民参加の防災まちづくり事業の推進についてですが、本年2月末の市内自主防災組織の組織率は89.2%で、県内でも特異な美濃市独自の制度であります自主防災組織防災訓練補助金を活用して、本年度には22団体が自主防災訓練を実施されておるところでございます。昨年12月には、市内で初の図上訓練を上河和地区で県専門官の指導により実施いたしましたところでございます。図上訓練は、地域住民がグルー

プに分かれ、地図により避難場所や避難路の点検、危険箇所などを話し合いながらチェックするものでございます。今後は、従来の防災訓練に加え、この図上訓練とAEDの使用訓練を含めた救急救命講習を重点に、専門である消防署と連携をしながら進めてまいります。

質問の三つ目、公共施設と住宅の耐震化促進への支援についてでございますが、民間住宅に対する耐震診断及び耐震補強工事に対する助成制度は、これまでに耐震診断9件と耐震補強工事1件の実績がございます。耐震診断の対象を昭和56年5月以前の木造住宅に限っておりましたが、新年度からはすべての建築物を対象とし、木造住宅は3万円が変わりございませんが、補助金の上限を150万円といたします。また、耐震補強工事も、昭和56年5月以前の木造建築に加え、人口集中地域の特定建築物を対象とし、補助金限度額を引き上げております。

耐震補強工事の一般的な費用については、建物の大きさや構造などにより異なりますので、この場でお答えすることはできませんが、御質問の耐震診断の無料化や耐震補強工事の利子補給制度、あるいは災害弱者の対応については、今後検討をさせていただきます。

耐震補強工事については、地域住宅交付金制度を活用しながら、補助金を上乘せし、所有者負担を2分の1から3分の1程度に軽減を図ってまいります。公共施設については、現在居室を有するものが全部で118施設あり、うち45施設が昭和56年5月以前に建築されたものでございます。美濃小学校、中有知小学校は耐震補強工事が完了し、上牧小学校及び昭和41年から52年までの市営住宅7カ所については、耐震調査の結果、基準強度を満たしているとの結果を得ております。残りの施設につきましては、防災業務の拠点となる市役所を最優先に、避難所を優先しながら、今後計画的に耐震診断、耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。

また、幼稚園、保育園につきましては、昭和56年以前の棟数が11棟あり、うち6棟が耐震診断を実施、3棟が補強工事を終え、未改修が8棟となっております。幼稚園、保育園が耐震補強工事を実施される場合には、所要の助成措置をとってまいります。

四つ目の質問、自治体職員の災害時における緊急対応、状況判断の訓練の実施については、本年度に市防災計画の運用について一部を見直し、職員の非常配備についても、情報収集班や河川巡視班を新たに設置いたしました。また、大地震が発生した際には自動的に警戒配置をとることとし、震度4の地震で第2警戒配置、震度5以上の地震が発生すれば第3警戒配置とし、全職員が自主的に登庁することといたしました。毎年の防災訓練により、職員は地域住民や関係機関と連携した災害救助活動訓練を行っており、平成16年度には、市防災訓練とは別に、地震対策として職員の登庁訓練を実施いたしました。また、日常業務の中で、危機管理意識を保ちながら、危険箇所の点検を初め、職員各自がその担任する防災業務を熟知し、万一の災害時には的確に状況判断を行い、災害対策活動の中核として活動するため、今後も計画的な訓練の実施や職場研修の実施に努めてまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） おはようございます。

塚田議員の一般質問の2点目、通学時における児童・生徒の安全確保、特に昭和中学校へ通う半道の生徒への対応についてお答えいたします。

半道地区の通学につきましては、半道分校が大矢田小学校に統合いたしました昭和63年より、通学が遠距離になって環境が大きく変わることによる緩和策といたしまして、小学生の通学方法としてマイクロバスを運行しているところでございます。中学生につきましては、従前より自転車による通学を行っております。

児童・生徒の通学につきましては、本来は校区内を、自然とのかかわり、人との触れ合いを感じながら、時には苦しくとも、楽しんで通学してほしいものと思っておりますし、自転車が通える範囲については自転車通学が望ましいと考えているところでございます。しかし、御指摘のように、交通の問題、不審者への対応など、新たな問題も生じていると承知しております。

本市では、12月6日に美濃市緊急子ども見守り隊を結成し、早速パトロールを開始し、各小学校区におきましても地域子ども見守り隊が結成され、現在計画的にパトロールが実施されております。地域におきましては、通学時における子供たちの安全を確保しようという機運が高まってきているところであります。地域の方々が子供たちに目を届けていただける活動をPTAから地域の幅広い層の方々にも協力いただいて、地域で子供たちを守る機運を一層高めていただきますようお願いしているところであります。

半道から昭和中学校へ通う生徒も含めまして、市内の子供たちの通学方法につきましては、市内各所の子供の数や通学の状況、これからの学校再編成等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。不審者対応につきましては、現在、緊急子ども見守り隊によるパトロールや、大矢田小学校区地域子ども見守り隊によるパトロールが実施され、子供の安全確保を図っていただいておりますことで対応したいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げたいと思います。

まず1点目の予防防災についてであります。まず第1点の、地域のいわゆる土砂崩壊や、あるいは人災害についてのそういうマップについては、配布について答弁はございましたが、今後、地震の防災マップについては検討をしていくということであったと思います。そして土砂崩壊については、先ほど答弁では、美濃の建設事務所がつくって関係機関や関係団体には配布されているということですが、やはりそういう機関や団体だけではなく、一般の市民の皆さんにもそういう状況を説明したものを配布するということは、それこそ市民とそういう情報が共有できるというふうに思いますので、そういうつくったものを一般市民の皆さんにもぜひ配布してもらいたいと思っておりますが、どうでし

ようか。

それから2番目の、地域による市民参加の防災まちづくりについてであります。先ほど答弁では、現在では22の自主防災組織がいろいろ訓練をされているという話でしたが、私の知り得ている限りでは、そういう訓練もなかなかできないと。また、やっていないという組織もございます。ですから、こういう地域の自主防災組織についても、計画的にそういった訓練を含めた対策をとってほしいというふうに思っております。

そしてもう一つには、やはり地域の皆さん方が自分の地域でどういう場所に危険なところがあるかということが一番知ってみえるはずだと思います。ですから、地域の皆さん方がそういう危険場所の点検、そしてそれに基づいて地図で落とししていく、そういう危険の地図づくりというものをやはり専門家の協力を得てやっていく必要があると。それこそきめ細かなものができるというふうに思いますが、その点、やはりそういう要請があれば、専門家を市の方で派遣したりというようなことは考えていないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから3番目の、公共施設と民間住宅の耐震の問題であります。先ほど答弁にありました、当然、防災活動の拠点となるこの市役所、ここは耐震の診断、あるいは耐震補強をやるのは当然だと思います。そして避難所。同時に、私は関係課で聞いたわけですが、文化会館、あるいは図書館、体育館、こういうようなところも人が集まるところであります。そういうところも今後計画的に耐震化を進めてほしいというふうに思っております。

そして学校関係では、美濃北中の校舎、あるいは体育館はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。あの学校は大改修をされました。しかし、今の耐震の基準にはどうなのかということが大変心配でありますので、その点どうなのか、質問をいたします。

そして、保育園の耐震補強につきましては、今既にやってあるところもあるし、やっていないところもあるという答弁でありましたが、保育園につきましては、この制度として、国がかかった費用の2分の1、県・市がそれぞれ8分の1と、自己負担が4分の1というふうになるようであります。私は、ある園に聞きました。やはり耐震改修は必要というふうに言われましたが、4分の1の自己負担は相当な額になるようであります。ですから、美濃市はその保育園の事業を民間に委託しているわけでありますので、応分の助成といたしますか、そういうものが園に対してはできないかというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

そして、耐震の診断や、あるいは利子補給については今後検討するということですが、特に私は、先ほど言いましたように、災害弱者と言われる障害者や、そしてひとり暮らしの方、さらには老夫婦で住まれている方、こういう方には優先的に耐震の診断をやるべきだというふうに思いますが、こういう方々にはまずは無料でやるということではないでしょうか、それを再質問いたします。

この耐震化率を向上させるためには、市だけではいろいろ難しい点があります。やはり

国・県に対しても財政措置を求めていくということが必要であるかというふうに思いますので、市長はそういった機会が多くあると思いますので、ぜひ市長、そういう耐震改修の補助制度を県に対しても、また国に対しても引き上げるよう申し上げてほしいと、これは要望しておきます。

そして質問の2点目の、通学時における児童・生徒の安全確保について、半道の生徒の問題をきょうは皆さんに申し上げたわけではありますが、やはり私は、教育長が言われた、今後の少子化、あるいは学校再編の中で半道のことも含めて検討するということではありますが、今現にこういうふうに困っている、そして可能性としては、ここをこうすればこうなるという可能性があるんです。今言われたように、小学校のバスに半道の生徒も一緒に乗せて送迎できないかということでもありますので、私は可能性があるところからやっても何にも問題がないというふうに思うわけでもあります。特に半道の親さん方の中には、本当にあのトンネルが薄暗い、また坂がぐっと曲がっているというふうで、自転車通学はとてもできないというふうで、お母さん方、お父さん方が送迎をされているわけです。そういう状況を考えるときに、私はまずできるところから手を打っていくべきだと、このように思いますが、どうでしょうか。確かに今言われました、私は思いますが、安毛の児童・生徒の安全、そして片知の方、あるいは口野々の方、そういうところも当然私は早く対策を考えていかなければいけないと思いますが、まずは手を打てるところから早急に手を打っていく。その間、事故や事件が起きたら、これは本当に取り返しがつかない事態になると思います。ですから、早急に半道の問題には手を打ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（平田雄三君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 塚田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

その前に、先ほど答弁の中で「昭和56年」と申し上げるのが本当のところを「平成56年」と申し上げたそうでございますので、おわび申し上げます。

塚田議員の再質問でございますけれども、土砂災害危険区域図の配布につきましては、区域図を見直しながら、その配布について検討をしてみたいと思っております。

それから次に自主防災組織につきましては、消防署、あるいは消防団等、関係機関と連携しながら、防災訓練マニュアルも作成しながら、防災訓練、図上訓練等の実施を促進してみたいと思っております。

美濃北中につきましては、校舎の危険改築、あるいは学校再編成等も視野に入れて計画をしてみたいと思っております。

その他の施設につきましても、避難所を優先しながら、耐震改修促進法にも基づきながら計画をしてみたいと思っております。

それから保育園につきましても、所要の助成措置はとってまいりたいと思っておりますし、災害弱者と言われるところの世帯につきましては、先ほどお答えしましたように、今

後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（平田雄三君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 塚田議員の再質問にお答えいたします。

スクールバスがある校区のみの対応でなくて、市内の各所の状況をよく見ながら検討をこれからもしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再々質問をしたいと思えます。

まず1点目の災害予防につきましての答弁は、大体了解しましたが、ただ、保育園についての耐震改修の場合、一定の補助率があって自己負担があるわけですが、これに上乘せをして市で助成することは考えておられないかということについて明快な答弁がなかったと思います。その点どうでしょうか。

そして、こうした問題は、やはりなかなか耐震化が進んでいかんということについては、どうしても自己負担があるということですね。ですから、やっぱりその自己負担の割合をいかに抑えて、そしていったいそういう市の方や県の方で負担額を上げるということがどうしても必要かと思えますので、そこら辺、今後ぜひ検討をしていってほしいと、この点は要望しておきます。

そして、半道の子供さんについてであります。教育長の答弁は全く理解できません。なぜそんなふうに言われるのかということですね。ということは、危険なところがある地域がたくさんある、全体を一緒にやらなければどうしていけないのか。スクールバスがあるところだけやったらいけないのか。だったら、改善したくても、なかなかいろんなことで難しいところもあると思うんです。しかし、半道の場合は現実に小学校でスクールバスを使ってみえる、それに便乗してはどうかということをやったわけです。なぜそれができないのか、どこに問題があるのか。私はそのことについて、半道だけやって妥当性がないというふうには考えておりません。事故を未然に防ぐ、それが行政、教育委員会の仕事であると思えます。この間に何か起こったらどうなるのか。親さんの負担も本当にふえるんです。そういう点を考えると、まず率先してできるところはやっていくという、どうしてそういう姿勢に立てないのか、納得できません。もう一回答弁をお願いします。

○議長（平田雄三君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 保育園の助成制度につきましては、現状では制度にのっとって助成をさせていただきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（平田雄三君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 塚田議員の一般質問の再々質問にお答えいたします。

子供の通学については、地域の方々に見守られてどうにか通学できるようにということ



で、子ども見守り隊を結成しているということでございます。そのことを精いっぱい活用していただくということが第一でございますし、それから通学路につきましては、スクールバスがあるところというのは話でございましたが、これからの学校再編成等を勘案しながら、一遍にやるということではない、計画が立ち次第また実行できると思っておりますけれども、まだそういう状況ではございませんし、子供たちのそういう環境の中でどうやって生きていくかということについてもよく勘案しながら検討させていただきたいというふうな思っておるところでございます。

○議長（平田雄三君） 次に、18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 私は、大きい項目で2点の質問を行います。

最初に、新年度の予算案について2点ほど質問いたします。

新年度の一般会計予算案を初め、介護保険特別会計、老人保健特別会計などは、国の制度改定を受けて、市民の皆さんの負担が増大する予算案となっています。

まず一般会計予算案について見てみますと、地方税制の改定による税金の負担増があります。特にこれは高齢者には厳しく、老年者控除48万円の廃止を初め 140万円から 120万円への公的年金等控除額の引き下げ、住民税非課税限度額 125万円の廃止などがあります。ほかに、定率減税の半減や、住民税均等割の妻の非課税措置廃止があります。住民の税負担の増大は、一方で税収の増加という面もあります。しかし、所得が伸びた結果、税収も伸びるのであれば健全な状態と言えませんが、今回の措置は市民の皆さんに大きな犠牲を強いるものとなっています。一体予算上の見込みではどのくらいにその影響額はなるのでしょうか、伺いたいと思います。

次に、民生費に係る障害者福祉ですが、昨年の通常国会で全国的な障害者やその家族の反対運動の盛り上がりで一たん廃案となった障害者自立支援法が、解散総選挙後の特別国会に再提出され、成立しました。これまでの障害者福祉サービスは、収入に応じた負担方式で、負担が低く抑えられていました。その結果、サービス利用者の95%の人が無料で利用できていましたが、今度は障害者自立支援法で、障害者が利用しているサービスは利益を受けるものだということで、その利益に応じて負担するという応益負担の考え方を導入し、原則1割の定率負担となりました。その負担増はどれほどと見込まれているのでしょうか。

新年度の一般会計予算には、以上申し上げた負担増のほか、どのようなものがあり、その額はどのくらいになるのかということも、あわせてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、介護保険における市民の負担増はどのようになるのか、伺います。

昨年、5年に1度の見直しが行われ、介護保険制度が大きく変更され、自己負担がふえることになりました。その中で大きな負担となったのは、施設入所者に居住費や食費の全額負担を強いたことです。これは昨年の10月から前倒しで実施されており、12月議会でもお尋ねをしたところでございますが、改めてお聞きをいたします。

また、介護保険料の見直しで、基準額が月に 2,600円から 3,300円に 700円の引き上げ

になる予定です。年額3万1,200円が3万9,600円となり8,400円引き上げられることになりますけれども、総額ではどのくらいになるのでしょうか。

さて、次に医療制度改定による問題です。

まずは、高額療養費の自己負担限度額がことしの10月から引き上げられることになります。今まで一般的には7万2,300円プラス医療費から24万1,000円を差し引いた額の1%であったものが、定率部分の7万2,300円が8万100円に高められます。これも市全体ではどのくらいの負担増になると見込まれているのでしょうか。

高齢者の医療制度は年々負担が増すばかりです。新年度は、現役世代と同じくらいの所得がある70歳以上の高齢者の窓口負担が2割から3割になります。夫婦世帯で年収520万円以上の世帯が該当するようですけれども、美濃市における影響はどのように予測しておられるのでしょうか。

最近、景気が上向いてきたと言われていますが、その実感はさらさらなく、それどころか、ますますの負担増で不安は募るばかりです。このようなときだからこそ、市民生活を直接応援する予算を組むことが求められていると思います。国の制度の変更による市民の皆さんの影響をできるだけ抑える努力をしていただきたいと思うものですが、いかがでしょうか。以上、伺います。

次に、新年度予算についての質問2点目に移ります。

2006年度は、三位一体の改革が一応区切りとなる年度です。国は、地方と国の財政のあり方について、補助金の見直しと税源移譲、そして交付税を三位一体で改革することとしてきました。この三位一体の改革は2003年度の芽出しの措置から始まったわけでありますけれども、この間、日本全体では国庫補助の削減が約5兆2,000億円で、そのうち税源移譲されたのは約3兆円、交付金化が約8,000億円で、このうち地方の裁量を広げたのは5,000億円程度だと言われていています。つまり、国庫補助の削減5兆2,000億円は、税源移譲と交付金化で3兆8,000億円が手当てされるわけです。しかし、残りの約1兆3,000億円は財源がなくなるということになるわけでありますけれども、この分は主に、財政をスリム化すると国は言うておりまして、納税者の立場に立ち、不要不急な事業は廃止・縮減をするというふうになるということでもあります。この多くは公共事業関係で縮小・廃止をされるということで、自治体財政に直接穴があくということにはならないようでありますけれども、住民にとって必要な公共事業ももちろんあるわけでありますから、自治体によっては予定の事業ができない場合も出てくるのではないかと思います。当市の場合はいかがでしょうか。

次に、3兆円の税源移譲についてですが、税収の少ない美濃市のような自治体は、補助金の削減分に見合った税収が確保できない可能性が出てきます。その分を交付税でカバーすることになるのですけれども、問題は、交付税の削減が国の方針ですから、完全にカバーできないのではないかとと思われることです。この地方交付税は、振りかえ措置である臨時財政対策債も含めて、前倒しの1年を含めた4年間の合計で5兆1,000億円ほどの削減

となりました。交付税は地方税がふえると減る仕組みになっていますから、単純に地方税の増収分を差し引くと、2兆4,000億円の交付税が削減されたことになるという計算になるわけです。

以上が三位一体の改革の全体的な概要ということになりますけれども、美濃市においてはどのような状態ということになったのでしょうか。2006年度予算においてどのようにそれがあらわれているのか、また過去2年分も含めてお答えいただけるようであれば、お願いをいたしたいと思います。

結局、三位一体改革は、地方分権を推進することにも、地方の自由度を高めることにもならないばかりか、国の責任を後退させ、地方財源の大幅な削減をもたらしたと思われるのですが、市としてはどのようにこの三位一体の改革を総括しておられるのでしょうか。また、今後の課題は何だと考えておられますか。その課題をどう実現するのか、そのためにはどのような努力が必要だと考えておられますか、お尋ねいたします。

次に2点目、子育て支援のため次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画が美濃市でも策定されましたが、策定に当たり実施されたアンケート調査の中で寄せられた自由意見に着目するなどして、以下のことをお尋ねいたします。

昨年12月、厚生労働省が発表した人口動態統計では、日本の人口が初めて自然減に転じました。去る1987年に、1人の女性が一生のうちに産む子供の数を示す合計特殊出生率は戦後最低の1.57を記録し「1.57ショック」と呼ばれてきました。それ以来、政府は、エンゼルプラン、新エンゼルプランを打ち出し、子育てと仕事の両立の負担感や子育てそのものの負担感の増大があると分析し、プランのもとで低年齢保育や延長保育などのニーズにこたえる緊急保育対策5ヵ年計画を初め、育児休業給付、週40時間労働制の実施、母子保健医療の整備、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備などに着手をしてきました。しかし、少子化傾向に歯どめはかかりませんでした。

その後、政府は、少子化の原因には夫婦の出生力、これは結婚持続期間15年から19年の夫婦がもうける平均子供数のことを言うそうでもありますけれども、これが低下していることも原因であるとして、少子化対策プラスワンの施策をまとめました。これまでは共働き家庭のための保育に関する施策が中心であったプランに、男性も含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代育成などの柱を追加し、子育てをしているすべての家庭や親、これから親になる人たちのために必要な施策を実施するとしてきました。そしてプラスワンの具体化として、次世代育成支援対策推進法が10年間の時限立法として成立をいたしました。

こうした流れの中で、美濃市においても保育行政はきめの細かい展開がなされておると思います。中でも、学童保育は年々充実し、近隣市町と比較して先進的であるというふうに私は理解をしております。しかし、今日的課題からはまだ不十分と言わなければなりません。

さて、市ではこのたび、さきに申し上げた次世代育成支援対策推進法に基づいて地域行

動計画を策定したわけでありませぬけれども、計画をつくるに当たって実施されたアンケートの自由意見には、いろいろな声が寄せられています。私は特にその自由意見に着目しながら、先ほども申しましたが、以下質問をしていきたいと思ひます。

まずアンケートでは、雨の日に遊べる施設、近くで利用できる遊び場の要望が大変上位を占めました。その要望にこたえるためには、児童センターの充実・拡充が必要ではないかと思ひます。老朽化しているセンターの施設や設備の整備を初め、利用したくても駐車場がなく不便だという声もありましたので、この要望にこたえるためにはセンターの近くに駐車場を確保することが必要だと思ひますけれども、その対策はどのように考へておられるか、伺ひます。

また、児童センターは現在市内に1カ所しかありません。地区ごとに生涯学習センターを、ボランティアの支援も受けて、児童センター的な親と子供の居場所として提供できないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

次には、近くで利用できる遊び場としては、小規模の公園が必要だという問題です。市内には、都市公園として小倉公園を初め運動公園、藍川や松森には児童公園があり、都市公園と言われる公園は総面積 33.18ヘクタールあります。ほかに各所のポケットパークや自治会などが管理しておられる小公園、学校や幼・保育園、生涯学習センターなどの運動場があると思ひます。このような施設は当然利用されているのですが、幼児を連れて歩いて行ける範囲にということになりますと、もっと必要になります。具体的には、どの地域にニーズが多いのかということや、どのくらいの年齢層の子供を持つ親さんに要求が多いかなどの調査を行って、既存施設の充実も含めた計画的な整備が必要だと思ひます。

次は、経済的な要求に関することです。

子育てにはお金がかかる。2005年版「国民生活白書」では、総務省の家計調査をもとに、1人の子供を育てる費用が集計されました。それによると、夫婦がゼロ歳から21歳までの1人の子供を育てるのに1,302万円かかると算出しています。この中には仕送りは入っておらず、一番大きいのは教育費で528万円ということになっています。このように、子育て支援には経済給付は重要な課題です。アンケート調査の自由意見の中でも要求の大きいことが見てとれます。

市の行動計画では、児童手当を初め、児童扶養手当や特別児童扶養手当の給付、乳幼児医療費の助成、母子・父子家庭の医療費助成や学校入学金の支給などの施策が目標に掲げられています。しかし、その多くは、現行制度の継続であるか、実施を検討という目標になっています。今必要なのは、子育て支援に人口対策、少子化対策を視野に入れ、思い切った施策を展開することではないでしょうか。

経済給付といえば、医療費助成や保育料の軽減が要求の上位に来ると思ひます。子供の医療費の助成は、美濃市は入院・外来とも小学校入学までの子供が対象ですが、新年度からは入院だけ小学校6年生までに拡大される予定です。しかし、他市と横並びの施策では、美濃市が子育てしやすい環境とは言えません。市の行動計画では今後5年かけて外

来も小学生まで段階的に実施するとなっていますけれども、スピードアップを図っていただきたいと思います。県でも、新年度から入院・外来とも小学校入学までの子供に拡大されました。そのため、これまでより県の補助がふえるということにもなりますので、思い切った拡大を求めます。

そこで、外来の助成をせめて小学校3年生までに拡大すると、あと幾らの財源が必要になるのか、それをお聞きするとともに、その拡大はできないでしょうか。また、今後の計画をもう少し具体的に考えておられるのなら、お聞かせをいただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、保育料についてです。

自由意見には、保育園の料金がもう少し安かったらとか、子育てには経済的負担がかかる、3歳未満の子の保育料が高いなど、保育料を安くしてほしいという意見が多くあったと思います。美濃市では、国の徴収基準より平均29.3%の軽減を図り、そのための費用は約5,000万円です。今、特に若年層が働く環境は厳しく、保育料は子育て費用のうちでも家計の大きな負担になっています。この保育料にも思い切った対策が必要です。

ところが、行動計画では保育料の軽減に対する計画が見当たらず、第4次総合計画の後期計画素案で5年後の目標を31.3%としています。現行より2ポイントの引き上げということになるわけでありませうけれども、2ポイント引き上げると一体幾らになるのでしょうか。私は、このような目標では現状維持という程度だと思います。もっと目標を上げていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

最後に、特に人口対策とも関連して、若年層の美濃市への定住を促進させるために、低廉で、ある程度の水準を満たした住宅の供給が必要ではないかという問題です。

若年層世帯は、終身雇用や年功序列賃金制が崩れるなどで、将来に安定した収入が見込める可能性が少なくなってきました。こうした状況では、これまで政府が推進してきた持ち家政策はその推進が困難になってきていますし、高い家賃の借家にも住めない状況が出ています。美濃市でも区画整理事業で宅地の供給を行っていますが、若年世帯にはなかなか取得がしにくい価格です。

ここで参考にしたいのが、長野県の最南部にある下條村です。人口約4,200余人の村ですが、ここでは若者の定住促進のために村営住宅を1990年から168戸も建設をしてきました。その結果、1991年の人口は3,800人台であったものが、2004年には4,200人に回復をいたしました。合計特殊出生率も、1993年から97年の平均が1.80、98年から2002年の平均が1.97となり、2004年単年では2.59にまでなったということです。美濃市の2003年の合計特殊出生率は1.24です。ちなみに、下條村の医療費助成は中学生まで無料です。

美濃市でも、低廉な家賃の公営住宅法の規定を受けない市営住宅を建設するとか、民間の賃貸住宅の家賃に補助を出すとか、既存の市営住宅の中には家賃が5万1,000円の住宅があり、ここでは長い間空き家になっているところがありますので、もっと安く借りられるようにするとか、いろいろな手を打って若者世帯の流入を促進し、流出を防ぐことが大

切だと考えますけれども、いかがでしょうか。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（平田雄三君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時10分

---

再開 午後1時00分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の一般質問の1点目、新年度予算についてお答えをいたします。

質問の一つ目は、地方税、介護保険、医療、障害者福祉制度などの改定により、市民負担はどれほどふえるかとの御質問でございますが、まず地方税について次の6点が変わります。一つ、均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻に対する非課税措置の経過措置を廃止するということでありまして、均等割が1,500円から3,000円となります。二つ目に、市県民税の定率減税15%を2分の1の7.5%に減額する。また、平成19年度からは定率減税が廃止となります。それから三つ目に、65歳以上の公的年金等の控除額を140万円から120万円に引き下げるといことです。それから四つ目に、高齢者控除の48万円を廃止する。五つ目に、65歳以上で所得金額が125万円以下の方の非課税措置を廃止し、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた方は、18年度は所得割、均等割の税額の3分の2が減額となります。平成19年度は3分の1が減額、20年度からは廃止となります。国保税における上記改定による国保税へのはね返し分及び介護保険税の最高限度額を8万円から9万円に改正する。以上6点によりまして、市税及び国保税への影響額を平成18年度で7,400万程度と見込んでおります。

次に介護保険でございますが、標準階層の場合、美濃市の保険料を4月から月額2,600円から3,300円に改定いたしますが、地域支援事業が創設され、総合的な介護予防システムの確立を図ってまいりたいと思います。保険料収入の総額を平成17年度の当初予算額で1億8,400万円としておりましたが、平成18年度予算では2億4,500万円と見込んでおりますので、約6,100万円の負担増となります。また、70歳以上の方の長期療養入院の場合の調理費用に相当する食費と居住費が自己負担となります。影響額を国では給付総額の5%と見込んでおりますので、昨年10月の改正により対象となるサービス提供分に5%を掛けまして、18年度の影響額を約2,350万円と見込んでおります。ただし、この5%には、10月改正により利用者負担が増となることに伴う軽減対策として、新たに制度化された特定入所者サービスが加算されますので、この分の軽減額を1,900万円と見込んでおります。したがって、差し引きしますと450万円の増となります。

医療につきましては、平成18年度4月から診療報酬が3.16%引き下げられますので、国保会計に限れば、平成16年度決算の医療費総額約34億6,000万円に単純に3.16%を掛けま

すと1億1,000万円程度の軽減になります。また、高額医療費自己負担限度額の引き上げに伴う影響額は、平成16年度決算の高額医療費ベースに算定いたしますと240万円程度と見込まれます。10月からは、70歳以上の夫婦で年収520万円以上の所得がある高齢者の窓口負担が2割から現役並みの3割に引き上げられます。この影響を積算するための基礎数値、対象となる高齢者数やその医療費について現時点では把握できませんので、影響額の算定はできません。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、利用者負担と自立支援医療費負担が変わります。平成18年4月から身体障害、知的障害、精神障害の3障害ごとに異なっていた福祉サービスが統合されまして、これまで支援費制度の対象とならなかった精神障害者の方も新制度の対象となります。一方で、障害福祉サービスの利用者負担がサービス利用料の1割負担に、また施設に入所されている方の食費、光熱水費などが実費負担となります。自立支援医療費も医療費の原則1割負担となり、また入院されている方の食費が利用者負担となりますが、それぞれに低所得者に対する負担軽減措置と減免措置がございます。平成18年度予算では、施設支援事業費、居宅支援事業費及び自立支援等給付費の総額を約1億9,000万円と見込んでおりますので、1割負担となる影響額を1,900万程度、食費、光熱水費など実費負担となる影響額を介護保険と同様に5%を掛けまして950万円程度と見込んでおります。

以上の改正は国の制度改正に伴うもので、市といたしましては、重点施策である健康対策を市全体で推進し、医療費の抑制を図りながら、市民の皆様の負担軽減を図ってまいります。また、重度心身障害者医療費助成制度によりまして負担軽減を図っており、新年度から福祉医療重度心身障害者乳幼児福祉医療費のうち、入院費の無料化を小学校6年生まで拡充することによりまして約560万円の負担減となります。

次に二つ目の、三位一体改革は一区切りすることになるが、その総括と今後の課題をどのように受けとめておられるかということについてでございますが、平成17年11月30日に政府・与党が合意しました三位一体の改革による影響のうち、国庫補助負担金の廃止または補助率引き下げの対象となるものにつきましては、平成18年度予算では、児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、農業委員会交付金、農業共済事業事務費負担金、公営住宅家賃対策補助金、公営住宅家賃収入補助の6事業であります。このうち農業共済事業事務費負担金の美濃市負担分が未定ですが、合わせて6,200万円程度と見込んでおります。平成15年度から17年度の改革に伴うものは、平成15年度が児童育成事業費補助金、16年度が介護保険事務費交付金など5事業、17年度が養護老人ホーム等保護費負担金など6事業で、平成15年度から18年度合計で9,500万円程度影響額があると見込んでおります。ただし、国庫補助負担金改革は地方交付税算定上の単位費用にも影響しますが、この影響分は未算定でございます。平成18年度の影響額9,500万円は全額を所得譲与税で措置されますが、国庫補助負担金改革のうち税源移譲に結びつく改革は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として本格的に税源移譲となります。

次に交付税改革は、地方財政計画と決算の一体的乖離是正 1 兆 3,500億円の減額などを含みまして、平成16年度から平成18年度の3年間で地方交付税及び臨時財政対策債の総額が5兆1,000億円抑制されます。影響額は平成18年度普通交付税の算定を待たなければわかりませんが、平成18年度地方財政計画では地方交付税の総額が5.9%の減額となっております。平成18年度の税源移譲額は所得譲与税で措置され、全額が基準財政需要額に算入されますので、所得譲与税の予算計上額と影響額実額の差額約3,100万円ほどが減額になるものと見込んでおります。

さて、三位一体改革の総括でございますが、4兆7,000億円の国庫補助負担金が廃止または補助率引き下げとなるものの、3兆円が税源移譲され、基幹税である個人住民税での恒久措置として実施されますことは画期的なことと評価をいたします。また、生活保護費が改革の対象とならなかったことはまずまずであり、義務教育施設整備費が3分の1という負担率が残ったものの、地方の裁量が高まるという意味で評価できるものであります。

しかしながら、税源移譲される項目には、厚生労働省を中心に負担率の変更を行って、将来的にさらに地方の負担率が上がる分を税源移譲するという形のものがありまして、地方の自由度がふえるという項目が少ないこと。また、三位一体改革の名をかりて、補助金の交付金化により、一部国の関与を継続しながら公営住宅の施設整備費など実質的に補助率を引き下げるものが散見され、真の地方分権に結びついていないということが問題として残っていると思います。

特に交付税改革は5兆1,000億円もの削減が行われることとなり、削減の理由の一つとして、地方財政計画における投資単独事業と一般行政経費の決算乖離の是正を上げています。こうしたことは、地方にとっては極めて厳しい財政運営を強いられることとなります。市民の行政ニーズにきめ細かく対応することが困難な事態も懸念されるところであります。国をはるかに上回るペースでの職員削減や、経常経費の削減を徹底して経費を捻出し、少子・高齢化対策や教育の充実など、市民生活の向上のための事業を実施している実態を無視しているものと考えています。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地域間の財政力格差の調整と財源保障機能を有するものでありますので、地方財政の自立に不可欠なものと考えています。国は、おこなっている国自身の行政改革を断行すべきでありまして、国においては、平成19年度以降も地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保と、地方交付税・地方財政計画の透明化、中期の地方財政ビジョン策定への地方の参画の実現など、必要な財政措置の充実を行うべきであると考えているところであります。市長といたしましては、今後も国へ、全国市長会を通じて6団体とともに地方の声を主張してまいりたいと、このように思っています。

質問の2点目、人口対策や少子化にも対応した子育て支援についてのお答えであります。

全国的に広がる少子化の流れの中で、家庭、地域社会の変化とともに、子供を取り巻く環境は大きく変化しています。次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を総合的



に整えていくことは、市全体で取り組むべき重要な課題と考えております。

当市では、地域の特色を生かした「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、少子・高齢化対策を最重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進する指針として、美濃市次世代育成支援対策行動計画を策定いたしました。この計画は、未来を担う子供たちが心身ともに健康で健やかに成長していけるための環境整備の推進を目的としております。また、この行動計画は、子育てについて保護者が第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、その周囲の人々との協働によりまして、だれもが安心して子育てができる「みんなで子育てするまち」を目指しています。現在、行動計画で具体的な取り組みの目標を設定し、事業を推進しているところでございます。

西部議員の御質問の一つ目、児童センターの充実・拡充と小公園整備の計画につきましては、現在児童センターでは、多くの児童や市民の方々が御利用していただくため、土曜日や日曜日を中心に、遊びを通して、だれとでも遊べる場、幼児と親の教室など65事業を開催し、16年度では延べ7,615人の利用者がありました。今後も利用される方のニーズにこたえられるような事業を計画し、推進していきます。また、特色ある図書館づくりとして、親子の読書体験に役立つよう、3歳未満児を対象にした絵本の充実を図っていきたいと思っています。

また、施設につきましては、部屋の利用頻度が高く、カーペットが摩耗しているため、18年度予算で張りかえを予定しております。今後も利用しやすい環境整備を行っていきたいと考えております。

駐車場につきましては、児童センターの前の駐車場の台数が限られています。そのため、小さいお子さんをお連れになる保護者の方が安全に乗りおりできる場所といたしましては、美濃市役所を利用いただいております。児童センターの付近で借りられる場所があるかどうかを検討してまいりたいと思います。

また、児童センター的な子供の居場所としての地区の生涯学習センターの活用につきましては、4月から出張所の機能が変わり、生涯学習、福祉活動など、地域活動の推進の中心的役割を担うこととなりますので、各地域の実情に合った体制を充実させて、関係課が連携をとりながら検討していきたいと思っております。

小公園の整備につきましては、現在、保健センターで第1子の新生児訪問時に各地域で子供と一緒に出かけ遊ぶ場所がわかる「子育て情報美濃市遊び場マップ」をお渡ししていただき活用いただいております。既存の施設につきましては、地元の方々が地域全体で支援していただくよう御理解、御協力いただきまして、市と協働で維持管理をして、幼児たちが利用しやすい環境整備をしていきたいと考えております。

二つ目の、医療費無料化と保育料軽減の拡大計画及び低廉な家賃の住宅の提供につきましてお答えをいたします。

医療費無料化につきましては、これまで就学前までの入院・外来とも無料化としており

ましたが、より制度の充実を図るため、平成18年度は小学校1年生から6年生までの入院の無料化を図っていきたいと思います。

御質問の、外来を1年から3年生まで拡大しますと、その費用は約1,000万円ほどと見込んでおります。次世代育成支援行動計画では5年間で小学6年生までを目標にしておりますが、早期に実施していくように努力をしまいたいと考えております。

保育料の軽減につきましては、保護者の負担軽減を図るため、16年度では29.3%の軽減を行いました。平成17年度には、児童1人当たり年平均7,200円の保育料の引き下げを実施いたしております。また、現行の軽減率を2%上げるとしますと、約328万円の補助をすることになります。美濃市第4次総合計画・後期基本計画、美濃市次世代育成支援対策行動計画に基づいて、他市の状況も調査しながら、今後も保護者の負担軽減を図るよう努力をしまいたいと考えております。

次に、低廉な家賃の住宅の提供はできないかについてでございますが、市が低廉な家賃の住宅の提供を行う手段として、御承知のとおり、公営住宅法に基づく市営住宅があります。これは、住宅に困窮する低所得者の方に住宅のセーフティネットとして提供するものであります。市営住宅の規模拡大や同様な性格の住宅の建設は、中長期的な視野で、必ずしも人口対策や少子化に対応した子育て支援として、公営住宅法に基づいて住宅をすることについては大変難しいと考えています。むしろ、市営住宅においては、より公平・的確に公営住宅を提供できるよう、既存のストック市営住宅における入居者のうち、高額所得者、あるいは収入超過者等の退居を促して、入居資格を有する子育て世帯等の入居の機会を増やすことが肝要であると、このように考えています。

次に、民間の賃貸住宅に住む子育て世帯への家賃補助はできないかについてでございますが、持ち家に住む子育て世帯との関係や、民間賃貸住宅の家賃等の調査検討もする必要がありますと考えております。

御指摘のとおり、今後は住宅と福祉とまちづくり等の関連分野との連携強化が求められていることを勘案し、「住みたいまち」づくりのために、地域の自主性と創意工夫を生かして、地域住宅交付金事業を活用しながら、住民の居住ニーズに対応した住宅施策を進めていきたいと考えています。来年度は、NPOにより、子育て世帯を市街地の空き家に誘導し、住宅改修の支援、地域生活での支援・相談、こういったことを行う「美濃市らしい住まいづくりモデル事業」を立ち上げる予定でございます。今後もより細かな支援をしていきたいと考えておりますので、御理解、御指導を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 再質問に入ります前に、一つ訂正をさせていただきます。

先ほどの私の質問で、本来「児童センター」と言うべきところを「保健センター」というふうにしたのでありますので訂正をいたします。

再質問に入ります。

まず最初の、新年度予算における市民の負担増についてでありますけれども、今るる御答弁いただきましたように、大変な負担増が予想されているというふうに改めて驚くわけでありまして、こういう国の制度改定に伴う負担増というものを市が直接市の裁量で改善するというようなことは残念ながらできませんので、例えば税収がふえた分をこういう負担増で苦しむ人たちに直充てるような形で行政の運営を市長としては行っていただきたいというふうに思うところでありますけれども、今御答弁の中で、ただ一つ、介護保険の保険料については市の裁量でできるだけ引き上げ率を少なくするということができるのではないかとこのように思います。予算案を見ますと、先ほども申しましたように、月額が基準額で700円のアップということでありまして、前回のアップは100円でありました。それと比べましても、大変大幅な引き上げということになるわけでありまして。しかも、今度の税制改定によりまして、これまで住民税非課税であった方々が課税されるということで、それだけでも保険料は引き上げになるところにもってきてその基準額というベースが引き上がることで、保険料が大変な値上げになる人もあるのではないかとこのように思いますけれども、こういうところへ一般財源などを投入してぜひこの700円のアップを引き下げようことを考えていただきたいというふうに思うわけでありまして、そういうことについてもう一度答弁をよろしくお願いいたします。

次に、三位一体の改革についてでありますけれども、市長の答弁を了解してまいりますので、一生懸命、交付税の総額が減らないようにというようなことで努力をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。私たち議会もこの点については意見書などを出して、交付税の総額を確保し、そして本来の交付税の存在意義であります財政調整機能や財政保障機能、そういうものをきちんと持った交付税制度をこれからも維持できるように努力をしていかなければならないということを、ここで改めて皆さんに訴えをさせていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それともう1点、生活保護費の問題でありますけれども、補助率が引き下がらなかった分まあまあかなというような御答弁がありましたけれども、どうもこの問題は決着済みではないようであります。新聞などの報道を見ますと、政府と与党との合意で、地方が今後保護率を適正に行えるよう真摯に受けとめて努力をせよと。もし効果が上がらなければ、そのときには適正な改革を行うというようなことで合意ができたというような新聞記事を読みましたが、結局のところ、これは生活保護率を下げるように地方は努力をせよと、それができなければ補助率は引き下げるぞということだというふうに私は理解するわけでありまして、こういう意味からいまして決して生活保護費の問題はまだ決着済みではないですので、こういうことについても私たち目を配りながら、国に向けての要求運動をぜひやっていかなければならないというふうに思っております。これは意見を申し述べておくということで終わりたいと思います。

次に2点目の子育て支援についてでありますけれども、遊び場の問題は了解をいたしま

した。ぜひ検討をいただきまして、実現できるように努力をしていただきたいと思いますというふうに求めておきます。

医療費の助成についてでありますけれども、仮に小学校3年生まで拡大をしたら約1,000万円の財源が必要であるということではありますが、この1,000万円ぐらいのことなら、大変財政的に厳しく、私どもいろんなことをあれやれ、これやれと言うわけでありませぬけれども、何とか努力がしていただけないか、いろいろ経費をやりくりして実現できないかというふうに思う次第であります。新年度の予算の他市の状況をこの医療費助成について見てみますと、美濃加茂市と高山市がこの新年度で小学校6年生まで入院・外来とも拡大をするわけでありませぬけれども、そこまでいけとは申しませぬので、せめて小3まで6月に補正予算でも組んでできませんでしょうか、もう一遍御答弁をよろしく願います。

次に保育料の拡大についてであります、2ポイントで約330万円ということではありますが、5年かかって330万円引き上げることを努力するというのでは、余りにも間尺に合わないというふうに思うわけでありませぬ。ぜひ早急にこれも総額をさらにふやすことを願いたいのと、それから軽減方法についても一言申し上げておきます。

今、それぞれの住民税とか所得税の多寡によって徴収基準というのが決まっておるわけでありませぬけれども、ある階層以下は、例えば子供が3人保育園へ行っていると仮にしますと、1人目は満額、2人目が半額、3人目が1割、そのように保険料が軽減されるという方法をとっておりますけれども、所得の少ない方では、大きい子供が全額で、小さい例えば未満児などの保育料がたくさん要る子供がその1割ということに3人目はなるわけでありませぬけれども、一定の収入以上の家庭はそれが逆になりまして、一番お金の要る未満児が全額、2人目が半額、一番お金の要らない子供が1割という方法に軽減の方法となっておりますので、これをせめて所得の低い世帯の軽減の方法と一緒にするとか、あるいは3人の子供が保育園へ在園しているというときにはこれが適用になりますけれども、1人が卒園して小学校へ上がってしまうと2人になってしまいますので、兄弟姉妹は3人であっても在園児が2人ということで、その3人目の子は2人目という計算になりますので、そういうこともいろいろ、3人目はいつまでいっても3人目でありますので、子育ては3人しておるわけでありませぬから、そういう3人目ということでの軽減の方法というようなこともぜひとっていただきたいと思いますというふうに思うわけでありませぬ。

次に住宅問題でありますけれども、私の質問は、いろいろ収入基準がありまして、公営住宅法に基づく市営住宅では若者の流入を促進し、流出を防ぐということになかなかないので、市独自の、公営住宅法に基づかない、そういう住宅をつくったらどうかという質問でありませぬけれども、それに対する答弁が何か変てこりんだったと思いますので、その点についてもう一遍質問しますし、公営住宅法に基づかない住宅を建設することになりますと、財源の確保というのが難しいということがあって、てんで念頭にないかなというふうに答弁を聞いておりましたけれども、いろいろ工夫ができるのではないかと

いうふうに思うんです。例えば財源確保の一つの方法として、今、県などでも県民から借金をしてやるというようなことをやっておりますけれども、市も、市民の皆さんから借金を市がして、それを財源にするというようなことを一遍考えてみたらどうかというふうに思うんです。今、市債を発行するのに大体利子が 2.1%から 0.8%と聞いていますけれども、今度、市民が銀行に預金するときには利子はほとんどつかないという状況でありますから、仮に 0.8%で市が市民の皆さんから借金をするというようなことをしても、市民は利息がたくさんつくというふうに考えて協力していただけるのではないかということも思うんです。特に人口対策ということで、市民全体の悲願でもありますので、そういうような方法がぜひとれないものだろうか。研究をしていただきたいというふうに思いますけれども、難しい問題は私は素人でわかりませんが、こういう難しい問題があるということでありましたらまた御答弁いただければ結構ですけど、よろしくをお願いします。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の再質問でございますが、約 3 点かと思えます。

介護保険の負担増、こういったものに対して対応できないかということでございますが、介護保険制度や障害者福祉制度、こういったものは国の定める制度でございますので、制度にのっとってやらざるを得ないということでもあります。実際には標準世帯における全国平均は約 3,900円であります。そういう意味で、美濃市も政治的に低く抑えておるのが実情でございます。今後も制度の範囲内でできるだけ努力をしていきたいと、このように思います。

それから医療費の拡大でございますけれども、美濃市としては、子育て支援をしていくいろんな方法があるわけでありまして、これは住むという条件も同じことでございますけれども、例えば学童保育の年齢を引き上げていくとか、あるいは保育料を軽減し、それをまたさらに伸ばしていくとか、こういった医療費を免除していくとか、いろいろ総合的に考えていく必要がありまして、現在そういった私どもの計画に基づいてしているわけでありまして、当然やったらいいということはわかっておりますので、できるだけ前倒しをしていくような方法で検討していきたいと、このようにお答えさせていただきます。

それから、若者の流入による市独自の方策ということにつきましても、人口増対策は多様であります。要するに魅力のある住む条件、この中に今言われたようなこともあろうというふうに思います。大変貴重な意見だと思いますし、今市が進めようとしている PPP とか、あるいは PFI といった民間と協働する事業、こういった中でこのような取り組みもぜひ研究させていただきたいと、そのように思います。

以上をもって答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 再々質問をいたします。

まず 1 点目の、介護保険料を低く抑えるという問題についてでありますけれども、国の

制度であるので一つは御理解いただきたいと。美濃市の基準額は全国的にも低く抑えている、それは政治的に低く抑えているので御理解いただきたいと、こういうような答弁でありましたけれども、国の制度であるということなのかなということなのかな一つわかりませんが、介護保険というのは自治事務でありまして、市の自治事務なんですけれども、ということなのかなということと、政治的に低く抑えているというのは具体的にはどういうことかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、これは要望といいますか、意見を申し上げておきますけれども、ちょうどこの中日新聞にこういう記事が載りました。これは県が今年の7月に実施した、県下の従業員10人以上の1,400事業所で働く男女2,400人を対象に、働く女性を取り巻く環境調査というのをやったそうです。その結果が少し発表されたわけですが、子育て支援で重要と思うことについてというので、女性は、1番に上げたのが短時間勤務制度や再雇用制度だそうです。2番目に多かったのが延長保育や育児保育の充実、3点目に保育料軽減や医療費無料化、こういう順番であったそうです。男性は、トップが保育料軽減と医療費無料化、次いで扶養控除や児童手当拡充を上げたという記事が載ったわけですが、まさに医療費の助成をすとか保育料を軽減するというのが市民の合意であるということはこのアンケートからもわかると思いますし、いつ美濃市がアンケートをとりましても、市民は福祉や教育にもっとお金をつぎ込んでほしいというのが上位を占めるということからいっても、本当に市民的合意にこのことはなっているというふうに思いますので、あとは市長が決断をされるかどうかということだと思えます。何を大事にし、何を我慢するのかということだと思えますけれども、ぜひ要求が顕著に出ているこういう問題には早急に手当てをしていただきたいというふうに最後に強く求めまして、質問と意見を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の再々質問にお答えしたいと思います。

介護保険料を政治的に低く抑えたということは、それは政府のルールとまた違う自主性があるんじゃないかということではありますが、こういった面については、全体の給付料、こういったものの中でできるだけ努力をして低く抑えたというふうに御理解いただきたいと思えますし、それから介護保険料の総額の19%、この部分については、要は給付対象者といえますか、その方からいただく利用料でございますので、このルールを低く抑えて美濃市が一般会計からお金を入れてやるということではございませんので、そういうことで、19%はやっぱりいただかなきゃいけないという意味を申し上げたところでございますので、御理解を賜りますようによろしく申し上げます。

○議長（平田雄三君） 次に、12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、市政に対する一般質問を3点ほど市長、教育長にお尋ねするものでございます。

最初に、美濃インター前土地区画整理事業予定地へ大規模小売店舗が出店を計画中と聞

いております。スローライフシティを目指す市長のこの地・場所への大型店進出に対する所見、姿勢についてお尋ねするものでございます。

本市における大型店の出店状況は、昭和56年開店の主婦の店美濃店、昭和63年開店のジャスコ美濃店、平成10年開店のサピーショッピングセンターの3店舗で、この大型店3店舗の売り場面積は合わせまして1万3,644平米であります。反面、市内の小売店舗数は、ちょっと古くなりますけど、平成14年の商業統計調査によりますと296店で、その合計の売り場面積は2万6,211平米と聞いております。この商業統計調査が古いため、私なりに、それから4年たった今日、その市内小売店の現状を推測しますと、店舗数約230店舗、その店舗数の売り場面積の合計が約2万3,000平米ぐらいだと思っております。この区画整理予定地へ出店を計画中の大型店は、その売り場面積9,900平米、いわゆるサピーショッピングセンターの約1.5倍でありまして、既存の3店舗の大型店の売り場面積との合計は2万3,544平米となり、市内小売店の約2万3,000平米を大きく上回り、これでは美濃市内の小売店、商店街はたまったもんじゃないと思っております。

この郊外型大型店の進出は、今、日本全国至るところで問題を引き起こしております。その問題点といたしましては、1点目といたしまして、中心市街地小売業への悪影響、またこれにおきます市街地の空洞化、スプロール化がうたわれております。2点目といたしまして、この出店地域住民への交通、騒音、防犯等、いわゆる住環境、生活環境の悪化が心配されております。3点目といたしまして、特に、いわゆるその地方の地方公共団体が目指しております自治体全体へのまちづくりへの影響が大であると思っております。

国においては、先般、去る2月6日、郊外への大型店の出店を規制する柱、いわゆるまちづくり3法改革案が閣議決定され、今通常国会に提出され、採択される予定でございますが、この3法の改革法案、来年度から施行されるものと聞いております。この特に国の背景には、高齢者などが暮らしやすい中心市街地が寂れ、病院や、いわゆる公共施設までもが郊外に移転する例が全国的にも広がってきたからであると言われております。いわゆる国においては、人口増を前提にした拡大型のまちづくりを見直して、いわゆるヨーロッパ、欧州などで主流のコンパクトシティを目指すまちづくりにかじを切ったものであると思います。

このまちづくり3法の改正案は、いわゆる一言で言いますと、店舗面積が1万平米超の大型店の郊外出店は事実上全国どこでも困難となり、このため中心市街地の衰退に歯どめがかかるものであり、反面、国においては、この改正中心市街地活性化法に基づき、特に中心市街地の商業活性化事業に対して多種多様な財政支援を重点的に実施されるものであります。私自身、大変期待している一人であります。

このような観点に立ちまして、この美濃インター前区画整理予定地への来年19年11月開店予定の大型店の出店に対しましていかがお考えか、市長に所見をお尋ねするものでございます。

続きまして2点目、本市は単独の道が選択され、市民協働のまちづくりが重視される今

日であります。いわゆるエコマネー（地域通貨）の創設・導入を提案するものであります  
が、市長の所信をお尋ねするものであります。

エコマネーとは、地域社会の活性化をねらいとして、地域内での経済循環を図り、地域  
経済の自立性を高めるために、ある特定の地域の中だけで使えるようにした、いわゆる任  
意の地域通貨であります。日本においても 400を超える自治体で試みられております。

一般的にエコマネーは、地域内での福祉、環境、文化、教育などに関連したコミュニテ  
ィー活動を推進するねらいで、いわゆるボランティア団体、NPOや地域商店街によって  
運営されております。エコマネーは、いわゆる参加メンバーがサービスを提供してエコマ  
ネーを受け取る一方で、他のメンバーからサービスを楽しむことに対してエコマネーを  
支払うという、互助・互酬を基本とした相互主義の精神に基づくものであり、新しい人間  
関係の創出に私自身期待を寄せるものであります。

これからの地方自治は、地域経営の時代であると言われております。市町村合併、三位  
一体改革に伴う地方交付税、補助金の削減、税源移譲、少子・高齢化問題、福祉・教育問  
題、環境問題、また地域における産業の空洞化問題など、地域の未来を取り巻く環境が大  
変厳しくなると指摘されております。このような時代にありましては、美濃市民の一人ひ  
とりが美濃市の現状、未来を認識し、協働でネットワーク型の連携を図りながら生活・活  
動を行っていく必要が第一であると思うものであります。

また、この地域経営とは、美濃市で生活・活動する住民、自治会、各種団体、企業など  
がいわゆる経営主体となりまして協働で行っていくものであり、それぞれの経営主体が美  
濃市のことを考えながら、それぞれの諸活動を継続・発展していくことであります。これ  
らが緩やかにマネジメントされていくことによりまして、美濃市民の生活における満足度  
が向上していくものと確信いたすものであります。

このような観点に立ちまして、エコマネーの創設・導入を強く望むものであります  
が、市長はいかがお考えか、所信をお尋ねするものであります。

続きまして3点目、国の選定から8年目を迎えました、うだつの上がる町並み・美濃市  
美濃町伝統的建造物群保存地区に隣接する地域周辺について、保存地区として拡充するお  
考えがあるか、教育長にお尋ねします。

いわゆる平成11年5月13日に国の伝統的建造物群保存地区に選定され、8年目を迎える  
今日であります。電線類の地中化などの基盤整備などを初め、建造物の修理・修景の整備  
も順調に進み、いわゆる風情あるうだつの上がる町並みが形成されつつあります。

このような中、このうだつの上がる町並みへの観光客の数も年々ふえ、中心市街地には  
活力が生まれてまいりました。また、このような光景は伝建地区内に居住する私たちに誇  
りと勇気と希望を与えてくれるようになりましたが、いわゆる私自身、この保存地区に居  
住し、散策することにつれ、この景観・光景に違和感を持つようになりました。いわゆる  
この伝建地区の東側は県道美濃・川辺線が通っておりまして区切りがついているように思  
いますが、一番町通り、二番町通りを歩いておりまして西側を見渡しますと、まだまだ電



柱、電線類が交錯し、不自然さを感じます。このようなことから、先般、文化庁に保存地区の拡充について問い合わせましたところ、全国的にも数カ所あり、また特に県下の高山市においては2回の拡充がなされたと聞いております。このような観点に立ちまして、教育長に2点ほどお尋ねいたします。

1点目といたしまして、いわゆるこのうだつの町並み、観光ルートの一環としての保存地区に隣接する地区周辺について、保存地区として拡充するお考えがあるのかないのか。

2点目といたしまして、保存地区内、また地区周辺の老朽化した空き家は、壁、屋根などの崩壊が進み、通行人に危害を与えることが懸念されます。このような空き家の保護・保全について今後いかがお考えか、教育長にお尋ねするものでございます。

以上3点につきまして御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の1点目、美濃インター前区画整理予定地へ大規模小売店が出店を計画中であると。スローライフシティを目指す市長のこの場所への大型店進出に対する所見、姿勢についてお答えをしてほしいということであります。

現在施工中の美濃市美濃インター前の区画整理事業の施工期間は平成15年から平成21年という予定でございまして、面積は12.5ヘクタール、権利関係者は128名で、事業主体は美濃市美濃インター前区画整理組合であります。この区画整理の場所は美濃インター前で、市といたしましても、市の玄関口として最も立地条件に恵まれた場所と考えております。用途区域としては、第1種の住宅地域と準工業地域の二つでありまして、土地の有効利用と高度利用が望まれるところであります。

また、まちづくり3法の改正が今国会へ提出され、議論されようとしておりますが、市街地の活性化は、全国それぞれの事情と条件を踏まえた上での個性ある活性化が必要と考えております。一律とはいかないと。美濃市におきましても中心市街地活性化は不可欠と考えておりまして、現在までに町並みの整備、空き店舗対策や各種イベントの開催など努力をしているところであります。

大型店の進出については、現在のところ出店予定業者から出店に関する具体的な計画や説明は受けておりません。区画整理組合や地権者に対しての説明は始まっているというふうに聞いておりますが、該当地権者は50数名で、そのうち説明を聞かれたのはまだ半数ぐらいというふうに伺っています。市街地の商店街の皆様方の御心配も十分理解できますが、今後、地権者と業者の話し合いの進捗状況を踏まえ、各方面の御意見も伺いながら、また進出予定業者からの計画説明を受けた後、市長として総合的に美濃市の発展も考えながら慎重な判断をいたしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に質問の2点目、本市は単独の道が選択され、市民協働のまちづくりが重視されている今日、エコマネーの創設・導入を提案するものであるが、市長の所信を尋ねたいということについてお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、市民協働のまちづくりを推進していく上で、地域活性化への施策

の展開や地域を支える各種ボランティア活動の拡充は極めて重要になってまいりました。地域通貨の目的は、相互扶助に力点を置くものと、地域経済に力点を置くものに大別されますが、ボランティア活動をより充実していく手段の一つとして、地域通貨の創設・導入が考えられるわけであります。これは国が発行する法定通貨と違い、コミュニティが独自に発行し、物やサービスを特定の地域やグループの中で循環させることによって、コミュニティの再構築や地域の活性化などを促進する社会システムとして注目されているところであります。

具体的に申し上げますと、一人ひとりが「したいこと・できること」と「してほしいこと」をつなぐ通貨として、相手に地域通貨として渡すことから始まるもので、こうした善意の循環が地域を支え、活性化に結びついていくという考えであります。したがって、地域通貨は、特定の地域、グループにおいてのみ通用することから、外部への流出現象はなく、地域内での相互扶助や地域資源を生かした新たなビジネスの機会をつくることにもつながってくると考えられ、ベンチャーやコミュニティビジネスの起業、新たな雇用も生まれるなど、地域循環型市場の創出の可能性も持っていると思われまます。

一方、地域通貨の一つとしてのエコマネーは、時間や回数のサービスを単位として、サービスや物に交換することのできる通貨としているもので、昨年開催された愛・地球博でのEXPOエコマネーは、エコ活動をすることでポイントをため、エコ商品との交換などによりまして、人と地球に優しい環境通貨として使用された例があります。

市では、こうしたエコマネーを導入するために、NPOを初め、グループの育成やボランティアバンクの充実を図っていく必要があります。こうしたボランティア組織の中で、人と人との交流を促進し、信頼関係でつながった新しい地域コミュニティを形成する中での地域通貨の考え方、あるいはエコポイントなどを活用した商店街やスーパーなどの取り組みなど、地域通貨の活用を図っていくべきと考えております。また、地域通貨の表現方法も、通帳方式とか、あるいは紙券方式とか、チップ方式など、いろいろでございます。本市では今後どのような分野でどのような仕組みづくりが考えられるのか、あるいは先進地の事例も参考にしながら、将来の実施に向け調査・研究をしてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田雄三君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 日比野議員の一般質問の3点目、選定から8年を迎える今日、重要伝統的建造物群保存地区に隣接する地区について、保存地区として拡充するお考えがあるかについてお答えいたします。

平成11年5月に国の選定を受けた美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区は、東西方向の一番町通りと二番町通りの2筋と南北方向の四つの横道を直交させた目の字型の町割りを中心とした9.3ヘクタールであります。保存地区は、そこで暮らす住民の生活とともにあり、地区住民と市が協力し、主体的に町並み保存に取り組む仕組みになっています。今後

とも保護・保全に努めてまいりたいと存じます。

保存地区の範囲の見直しは、建造物の特質、景観の状況、さらに社会的な実態について詳細な調査を実施し、特にその価値が高いものと国が判断され、住民の合意形成がなされて、保存計画が変更となります。市としましては、保存地区の拡充見直しについては、文化庁の考えを聞きながら、今後十分研究してまいりたいと存じます。

一番町、二番町の東西の景観につきましては、今後、関係機関と協議をしながら、伝建地区にふさわしい景観形成に努めてまいりたいと存じます。

続いて、老朽化した空き家の建造物につきましては、修理・修景や保存・保全に御協力をいただけるよう所有者の理解を得ながら進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） 1点目の大型店の進出問題であります。私が地権者から聞き及ぶところによりますと、この1ヵ月足らずの間に3回の地権者と開発業者の話し合いが行われたと聞いております。恐らく来年の11月に出店を予定してみえますので、もうあとうまく地代家賃交渉がまとまれば恐らく出てくるだろうと思いますが、話もすぐに行政、会議所の方にも来るとと思いますが、ここで私が一番市長にお尋ねしたかったことは、いわゆる「住みたいまち 訪れたいまち」の実現を目指して、いわゆる人口増対策の特に柱としての優良住宅の供給のための区画整理事業なんです。だから、この優良宅地、この区画整理予定地への大型店の出店は、まだまだ先のことか慎重ではあります。常識的に考えて好ましいと思われるのか好ましくないと思われるのか、お尋ねしたいと思っております。

また、このような大規模な売り場面積の大型店は、もちろん市内の商店街には大打撃を与えることはもとより、特に私自身心配しているのは、今市の方で行ってみえる、来年19年3月に開業を目指しておられます、いわゆる第三セクターによります道の駅への経営に対する影響が私は大であると思っております。いわゆる農地の特産物販売に関しましても、物産館等に関しましても、本市が予定されている道の駅への影響が大であると思われませんが、いかがお考えか、お尋ねするものでございます。

2点目のエコマネーにつきましては、先ほども申し述べましたように、単独の道を市民によって選択したと。やはり市民も選択した義務がありまして、やはり美濃市に住んでよかったということで、相互主義の観点から、一日でも早く、ボランティアの方々に要するに何が必要なのかというようなこともお尋ねいただき、検討していただいて、ぜひともしばらくは単独の道を歩いていくと決断した市民への自覚を持たせるとともに、研究をお願いしたいと思っております。

3点目の伝建地区の地区対象につきましては、教育長は、文化庁等の考え、また専門家に問い合わせ再度検討するとのことでしたが、私が心配しておりますのは、2点目の、この所有者の老朽化した家屋ですね。この間も、雪が降りまして屋根が崩壊してありまし

た。やはりそこには空き家ですのでだれも住んでおられません。だから、こういうことは今後もあり得ると思います。恐らくこの伝建地区内だけでも、空き家で崩壊が心配される建造物が8軒近くあると思われます。だから、所有者の理解といたしましても、空き家ですので、やはりこれを補修するには所有者も実費負担がありますし、何はともあれ、屋根が崩壊して通行人に危害を加えることがありますと、これはやはり行政の責任にも当然なつてきますので、そこら辺をどのように考えておられるのか、再質問をいたします。以上でございます。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の再質問にお答えしたいと思います。

区画整理の目的は人口増対策として優良宅地の提供にあるのではないかと、それは大型店の進出とは相入れないのではないかとという御質問でございますが、区画整理の手法といたしましては新市街地を形成するということでありまして、当然、優良宅地もそうでございますが、新市街地のにぎわいも同時につくっていくということでもあります。したがって、この地域は、準工業地帯と住宅専用地域という形に分けて区画整理をしております。そういう中で、いろいろ御指摘の心配の点はあるかもしれませんが、私といたしましては市全体の発展を考えながら最終的に判断をしていきたいと思いますが、現状ではまだ判断をするに至っていないというふうで、御答弁とさせていただきます。

○議長（平田雄三君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 日比野議員の再質問にお答えいたします。

所有者の理解を得るということを進める以外にございませんので、その所有者の理解を得ながら進めてまいりたいということでございますが、御理解をいただきたいと思います。御答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 12番 日比野 豊君。

○12番（日比野 豊君） この大型店出店問題、先ほども申し述べました国のまちづくり3法の改正によりまして、今後、全国の各地方公共団体、自治体におきましては、この大型店の立地に際しまして、いわゆる周辺的生活環境の保持の観点からの配慮をする。また、この郊外立地に制限する必要があると。いわゆる地方公共団体、制限があると判断した場合は、いわゆるその土地利用規制の制度が盛り込まれておると聞いております。今、市長の所信をお伺いしまして、十分検討して今後配慮していくということですが、美濃市の将来のまちづくりのあり方に十分配慮、また検討され、いわゆる先ほどの道の駅問題、市街地の商店問題等、かじ取りを間違えないように今後お願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（平田雄三君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（石川道政君） 西部議員さんの住宅対策の中で、市民より資金を借りて、その資金によって住宅を建設したらどうかということに対する答弁といたしまして、今後研究させていただくということについて、どういう方法で研究するんだということについて、PFI方式とPPP方式と二つがあります。このことについて若干説明不足でございましたので、ちょっと説明をさせていただきます。

PFIという方式は、プライベート・ファイナンス・イニシアティブということで、特に公共事業へ民間の経営力を導入するという、イギリスで始まったものでございますけれども、初期的なものです。PPPとなりますと、パブリック・プライベート・パートナーシップといいまして、今議員さんが言われたように、民間でも、市民というか、そういった方々の力をかりて行政が協働で進めていくという方式でございます。このことについては平成まちづくり改革大綱の中でもうたっておりまして、御指摘のようなことについても研究をさせていただきますという答弁で終わりたいと思います。

○議長（平田雄三君） 次に、教育長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○教育長（後藤正之君） 日比野議員の一般質問の答弁の中で、伝建地区の選定を受けた年度について、11年5月を「15年」と言ったようでございますので「11年」と訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平田雄三君） 次に、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） それでは、一般質問4点についてお尋ね申し上げます。

初めに、ごみの減量化について4点お尋ねします。

健全財政の取り組みで、事業の見直し、経費削減、事業の効率化等取り組まれています。が、市民へのサービスを低下させることなく市財政の再建は極めて難しいと思われませんが、今までの流れの中での発想だけでは改革ができないのではないかと私は思います。机上での企画・立案はできても、成果としてあらわれるものではありません。成果を上げるには、新しい発想と挑戦が必要だと思います。市民の信頼にこたえるために、みずから思索・検討し、みずから実践する。現場対応を第一に、市民との意思疎通が大事な要素ではないかと思えます。

そこで、清掃費について毎年どのくらいの税金が投入されているのでしょうか。市民の方々も知られていないのではないかと思います。昨年の決算額は3億4,820万かかっています。その中で、塵芥処理費1億5,288万5,000円、これだけの多くの税金をごみ処理のために費やしているのです。現状は、ごみの減量対策より、出されたごみの収集業務主体となっています。収集するごみは、どうしても発生するもののでしょうか、減量する余地のないものなのでしょうか。減量に対する取り組みは、生ごみ発酵促進剤等購入の補助、電動生ごみ処理機購入補助、資源回収奨励等行われていますが、私は財政におけるむだ金の最た

るものはごみの処理であると思います。もっと積極的に減量に対する施策展開をすべきと思います。

私は、特に生ごみの減量化に取り組むべきだと思います。そのために、一つ、家庭から出る生ごみは、極力、コンポスト、電動生ごみ処理機等により半減を目指せないか。二つ目に、クリーンクリエイターの現状の活動状況と今後の取り組みについて。三つ目に、市民に対するきめ細かな啓発運動はどのようにされているのか。四つ目に、給食センターから出る残菜の処理は、コンポストによる処理はできないのか。この4点についてお尋ねをいたします。

続いて、道路改良と維持管理について2点お尋ねします。

車社会の中での道路の新設・改良は、避けて通れない問題だと思います。生活道路で、毎年同じ箇所では事故があるような、危険箇所のある既設道路についての改良がなかなか進んでいないように思います。新設の道路、新しいまちづくりへの投資も必要であります、地元自治会からの要望、特に危険箇所と思われる道路改良については早急に取り上げるよう、既設の生活道路の優先順位についてのお考えを第1にお願いするわけでございます。

また、冬期においては、スリップ事故が例年のごとく発生しています。本年も市民から除雪の方法、道路改良の要望がありました。運転する一人ひとりが気をつけて運転することは当然ですが、例年同じ箇所では事故があることについては、行政側にとっても、その発生状況から原因を追求し、改良する余地がないか検討すべきであると思います。そのために、二つ目として、冬期の凍結道路の安全対策のため、自治会から危険箇所を吸い上げ、ハザードマップ等を作成し、その解決策をお願いするものですが、その対応についてお尋ねをいたします。

続いて3点目に、ふれあいいいききサロン会場のバリアフリー化と空調設備等の取り組みについてお尋ねをいたします。

地域の自治会、民生委員が中心となって、高齢者の生きがいづくり、社会参加の機会づくりとしてのふれあいいいききサロンが15カ所ほど立ち上げられ、活動されているとお聞きしております。その会場としては、主に地域の集会場が利用されています。高齢者の集う場所として、当然、安全に快適に集える場所でなければなりません。各地のコミュニティーセンター、集会場のバリアフリー化、空調設備の設置について行政として積極的に取り組みを要望するものですが、そのお考えについてお尋ねをいたします。

続いて、職員の勤務時間の見直しについてお尋ねします。

項目としては3点、一つ目に正規の勤務時間について、二つ目に休息の付与位置、三つ目に昼休みの勤務の割り振りについてお尋ねをいたします。

職員の定員削減、事業の見直し、経費の削減等、財政再建の取り組みがなされている今日、限られた時間の中で、限られた職員数の中で、業務を効率的に遂行し、市民にサービスを提供しなければならず、また業務もふくそうし、職場環境も以前と比べると大変だと肌で感じてみえることと思います。その中で勤務時間について、今、見直しをしなければ

ばならないときではないかと思えます。

勤務時間は、休暇等に関する条例第2条1項によりますと、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間以内とする。これを受け、規則において、2条1項で、1週間当たりの勤務時間は38時間45分とする。2項で、1日当たり7時間45分とすると定められております。正規の勤務時間は、通常、一般市民から見ると、当然8時間としてみえます。1日15分の短縮された勤務時間について見直しをされる時期ではないかと思えます。

また、休息時間は、正規の勤務時間のうち、4時間につき15分の休息時間を置かなければならないと定められていますが、その位置、また業務繁忙時の付与義務について、12時から13時までの昼休み時間の勤務の割り振りについてはどのようになされているか、お尋ねします。

○議長（平田雄三君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、ごみの減量化についての一つ目の質問、家庭から出る生ごみは、極力、コンポスト、電動生ごみ処理機などにより半減を目指せないかについてお答えをいたします。

ごみ収集につきましては、ごみのリサイクルを基本といたしておりまして、一般廃棄物の家庭ごみは、可燃物、不燃物、食品トレー、缶、瓶、古紙、ペットボトルなど、16品目の分別収集を市民の皆さんの御協力により実施し、ごみの減量化に努めているところでございます。

生ごみの減量化は、循環型社会形成にとっても重要な課題であると思えます。平成16年度と平成15年度の市が直接収集したごみの量を比較しますと、可燃ごみ86トンの減少、不燃ごみ37トンの減少で、合計123トンの減少でありました。また、平成17年5月に家庭から出される可燃ごみの内容物調査を実施しました結果、紙類13.4%、樹脂類7.8%、その他21.9%、生ごみ46.9%でありました。抽出地域により異なりますが、平成14年の調査と比べ、生ごみが占める割合はふえておる状況でございます。

議員御指摘のように、生ごみの減量化はごみ全体の減量化につながり、経費の削減となることは言うまでもありません。生ごみの減量化や資源の有効活用については、市民へごみに対する意識の啓発や、食品の有効利用、完食をし食べ物を残さない運動、ごみを絶つ努力などの発生の抑制、また生ごみ発酵促進剤等購入補助金交付事業、ごみの減量化に係る処理装置の設置に関する補助金の交付制度を設けて、ごみの減量化に努めているところでありますが、減量化につながらないところがございます。コンポストの利用につきましても検討していかなければならないと思えますが、コンポストの利用は、立地条件を初め、悪臭、害虫の発生など、公害の発生防止など十分な管理が必要であると思っております。市民一人ひとりが生ごみの減量化に取り組んでいただくよう、小グループ単位の研修会などを開催し、一層の意識高揚に努めていきたいと思えます。

二つ目に、クリーンクリエイターの現状の活動状況などと今後の取り組みについてにお

答えをいたします。

クリーンクリエイターは、美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、各自治会より推薦していただき、66名の方を市長が委嘱しております。任務といたしましては、一般廃棄物の減量化対策を実効あるものにするため、行政との密接な連携のもと、地域に密着して、一般廃棄物の減量化、再利用を促進すること及び河川浄化活動を推進することを目的としています。その目的達成のため、年に一、二回の研修会を開催し、地域でのごみの減量化に努めていただいているところでございます。今後は、地区ごとによる生ごみの分別収集方法、減量化対策の研修会など開催し、御意見などを伺いながら、ごみの減量化に努めていきたいと思っているところでございます。

三つ目の、市民に対するきめ細かな啓発運動をどのようにされているかについてお答えをいたします。

「捨てればごみ、生かせば資源」を合い言葉に、ごみの減量化対策に取り組んでいきたいと思えます。新年度から生涯学習課が実施します「いきいきまちづくり講座」のメニューに「ごみ減量化とリサイクルの推進」を掲げ、積極的に向かい合いたいと考えています。また、ごみの減量化対策に取り組んでいただけるサークルや団体を中心に、モデル地区として指定するなど、ごみの減量化対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。一方、「広報みの」を活用した定期的なPRを行いながら啓発していきたいと考えているところでございます。

次に一般質問の3点目、ふれあいいきいきサロン会場のバリアフリー化、空調設備の設置等の取り組みについてお答えをいたします。

ふれあいいきいきサロンは、社会福祉協議会が中心となって、要介護状態のおそれのある高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者に、外出する機会や地域住民と交流する場を提供することによって明るく元気な生活が送れるよう、民生委員、福祉委員を中心に、ボランティアの方々の協力を得て進めているものでございます。こうした団体は、議員が言われるように、現在15団体が活動されているところでございます。

活動の場としまして、各地区に設置されております集会場が活用されているところでございます。その集会場には、空調設備が設置されているところも、また設置されていないところもございます。現在本市では、地区集会場の増築や改修をする場合に、美濃市地区集会施設設置等に関する補助金交付規則で、その費用の一部を補助することを定めております。

また、バリアフリー化につきましては、市内の公共施設や道路、公園、商店街などのバリアフリーを総点検した報告書を参考に推進しております。地区集会場におきましても、自治会でバリアフリー化のための改修が行われる場合には、この補助金交付規則に基づいて補助を行います。ただし、空調設備につきましては現在のところ補助の対象外となっております。

しかし、高齢者の自立や身心の健康を支えるのは地域における多くの人の見守りや触れ



合いであり、身近な地域にある自治会が管理している集会場を活用して、年間を通して活動を活発化するためには、集会場の設備を充実していく必要があると考えております。したがって、高齢者が元気で安心して暮らせる地域づくり、また地域の皆さんのさまざまな活動の場として、今後は、バリアフリー化は地区の集会場の要望に積極的に取り組むほか、集会場のいわゆるエアコンの整備につきましても補助対象としていく方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（平田雄三君） 教育次長 小椋茂樹君。

○教育次長兼教育総務課長兼学校給食センター所長（小椋茂樹君） 武井議員の一般質問の1点目、ごみの減量化についてのうち、四つ目の、給食センターから出る残菜のコンポストによる処理についてお答えいたします。

学校給食センターでは、1日平均2,100食、年間190日ほど給食を提供しております。給食の提供に当たっては、栄養士、調理主任、学校の給食主任を交えて献立を作成し、栄養バランスや、おいしくて安全な給食を心がけておりますし、児童・生徒に対しても食生活指導により残飯を少なくするよう努力しているところでございますが、給食の残飯と給食センターの調理の下処理で発生する野菜くず等で1日平均190キログラムの生ごみが発生しております。この処理につきましては、これまでも堆肥型電動生ごみ処理機を検討してまいりましたが、機器の購入費やメンテナンス、消耗品など維持管理費にコストがかかることと、堆肥の質及び堆肥の処分先など多くの課題があるため、現在は中濃地域広域行政事務組合クリーンプラザ中濃に直接搬入して焼却処分を行っております。焼却に要する費用は年間30万円ほどとなっております。

なお、給食センターで下処理される野菜くずのみでは、1日平均約55キログラムが発生しております。この野菜くずのコンポストによる処理については、簡易な容器に入れて、日数をかけてほぼ自然に堆肥化させるという方法でございまして、費用が少なく済むメリットはあるかと思いますが、堆肥となるまでの期間が長くかかり、1日55キログラムを処理するとなると相当の用地面積の確保や、場所によっては臭気など環境面の配慮も必要かと思ひますし、堆肥の処分先など検討すべき課題もございまして、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（平田雄三君） 経済建設部長 大塚孝治君。

○経済建設部長（大塚孝治君） それでは、武井議員の2点目、道路改良と維持管理についてお答えをいたします。

まず一つ目の、既設生活道路の改良優先順位についてでございますが、市内全域の既設の生活道路につきましては、昭和40年代から50年代にかけて、幅員を3メートルから6メートルの道路拡幅改良を実施してまいりました。近年では、車両の増加や大型化、またドライバーの増加と年齢層の広がりなど、車事情も大きく変わってまいりました。

議員御指摘の既設市道の局部的改良は、新設の道路改良と同様に重要であると考えます。しかし、改良手法によりましては、相当の用地や工事費なども必要になります。したがって、毎年市に提出していただいております各自治会からの要望の中、道路の危険と思われる箇所の改良につきましては、現地確認をいたし、その状況の把握は無論のこと、地元の御意見を十分聞きながら具体的な対応策を検討し、優先的にできるように考えてまいりたいと思います。

次に二つ目の、冬期の凍結道路の安全対策についてでございますが、これはただいま申し上げました危険と思われる箇所の問題と共通するところもございますが、市道路線の中で道路の凍結する箇所は、日陰で雪解けの遅いところ、路線の排水が悪いところ、湧水のあるところなどでスリップ事故のおそれがあります。当然ながら、このような箇所では減速などの安全運転が大切であります。市といたしましては、現地の実情に詳しい地元の方のお話を聞きながら、凍結防止剤の散布、注意看板設置によるドライバーへの注意喚起を行っております。しかし、これだけでは事故防止はできません。運転する人が道路の状況に応じて十分注意して運転していただくことが肝要と思います。

今後、凍結道路の危険箇所の安全対策といたしましては、凍結防止剤の重点的な散布や、「凍結、スリップ注意」の看板等の設置などにより運転手への注意の喚起を促すとともに、除雪の方法なども地元の御意見をお聞きし、安全対策などを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（平田雄三君） 秘書課長 梅村 健君。

○秘書課長（梅村 健君） 武井議員の御質問4点目、職員の勤務時間の見直しについてお答えいたします。

平成17年1月に策定いたしました平成まちづくり改革大綱に基づき、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、簡素で効率的な組織編成、職員の定数削減、職員給与の適正化の推進を図っているところでございまして、職員の勤務時間につきましても検討事項の一つでございます。

一つ目の正規の勤務時間につきましては、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定によりまして、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間以内となっており、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によりまして、1週間の勤務時間は38時間45分、1日当たり7時間45分となっております。執務時間は、美濃市役所の執務時間に関する規則の規定によりまして、午前8時30分から午後5時と定めております。

二つ目の休息付与位置につきましては、同規則の規定によりまして、正規の勤務時間4時間につき15分の休息時間を置くことといたしまして、基本的には午後3時から15分置いております。

三つ目の昼休みの勤務の割り振りににつきましては、同条例の規定によりまして、1日の勤務時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くことといたしまして、基本的には午後零時15分から午後1時までの45分となっております。

ただし、市民の皆さんへの窓口業務の対応等、市民サービスに影響が出ないよう、昼の休憩時間には各部署におきまして窓口当番を置くことといたしております、昼休みの45分はもとより、午後3時からの休憩時間15分につきましても、各所属所により、割り振りをかえて対応しておるのが現状でございます。

職員の勤務時間の見直しにつきましては、近年、民間準拠が求められております状況の中、市民サービスのより一層の向上の観点から見直しを検討してまいりまして、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正いたしまして、この4月1日から、1週間の勤務時間を40時間、1日当たり8時間といたしまして、午後の執務時間を5時15分までとすることといたしますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 4点についての答弁は了解しますが、特にごみ問題と道路についての一部だけちょっと要望として述べておきます。

生ごみの処理というのを私は提起しておるんですが、コンポストの取り組みについては、御答弁の中にも、立地条件を初め、悪臭、害虫の発生など、公害の発生防止など十分な管理が必要であると答弁されております。私は、生ごみ処理機を購入して生ごみの減量化に取り組みまして、それよりまた環境に優しいコンポストに切りかえ、2個設置し、すべて生ごみはコンポストにより処理をしております。答弁されております悪臭等、近所からの苦情も聞いておりません。

ごみ減量化に取り組む姿勢としては、実際に実施することなく、こうした問題が起こるであろうと考え妥協してしまう、これでは減量化は一步も進まないと思います。市長の施政方針演説の中でも、ごみ問題については、特にクリーンセンターの元金償還を初め6,600万円ほど前年度より支出が多くなっておるといようなお話もあり、また、ごみ問題についても一層努力し、ごみゼロ社会の構築を目指すと述べられております。

そうした中、一般廃棄物のごみ減量化については、生ごみが特に46.9%を占めるということから、この減量化なくしてごみの減量化はできないということで、いま一度研究に一層取り組まれ、減量化に努めていただきたいということと、また、66名のクリーンクリエイターさんが委嘱されております。特にごみ問題に対しての現状を深く理解いただき、御支援いただける取り組みを御要望いたします。

また、給食センターの生ごみの関係ですが、前の一般質問の中では残飯ということで御提案したんですが、今回は残菜ということで、本当にこれは自然の中に放置しても、すべて土に返っていく。そういったことの生ごみの処理ができなくて市民に訴えることはできないということで、ぜひこういったことをクリアしながら、そういったことを範を示すという意味でもどうしても取り組んでいただきたいと御要望しておきます。

また、道路の凍結防止、それから危険箇所についてですが、特に凍結防止なんかは、年

間、冬場になりますと大きな事故で、私の知っておる限りでも、2台の車がある場で廃車になるというような、何百万というような財産を一瞬にして失ったと。そういったような危険箇所はいかにして防げないかということをおもうんですが、特に道路を見ますと、暑いときも「凍結注意」という看板が一年じゅう立ちっ放しだと。こういったことで、その危険箇所、凍結をするであろうという場所に立っている看板は、その時々立っておれば、ああ、看板が立っておるといふ気になるんですが、一年じゅう同じ場所に立っておって、やっぱりそういった看板では効果がない。こういったことに対して、どのような看板をどのように設置したら、そういったことも含めて研究する余地がないかと思っておりますので、そういった面も含めて、細かいそういった防止対策に努めていただきたいことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） 次に、9番 岩原輝夫君。

○9番（岩原輝夫君） 発言のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、平成18年度重要施策の3事業について、現在の進捗状況や今後の見通しについてお尋ねいたします。

平成18年度予算の最重要事業として掲げられた道の駅整備、ケーブルテレビ整備、少子・高齢化対策の3事業は、21世紀型のまちづくりを推進し、小さくてもキラリと光るオンリーマンのまち「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向けて、いずれも時代に即応した重要な事業と存じます。これらの事業が実現され、適正な運用により確実な効果が得られれば、美濃市の未来にとって大きな力になるものと期待を寄せるものでございます。

まず質問の1点目は、道の駅整備事業についてでございます。

道の駅は、美濃市の豊かな伝統文化と、長良川を中心にした恵まれた自然を生かしたまちづくり、美濃市まるごと川の駅構想の中核施設で、市民の関心も高い事業でございます。平成16年度に市民との協働により開催されたワークショップにより基本構想が策定され、地元産の木材を使った大屋根形式の施設コンセプトや経営指標等が提案されました。また、施政方針のキーワードとなっている「スローライフ」の象徴的事業、サイクルツアーシティ構想の具現化の一步として、サイクルステーションの併設が盛り込まれております。この基本構想に基づき、平成17年度には、実施計画を初め、第三セクターの立ち上げなど、平成19年3月開業を目指して準備が着々と進められているものと存じます。

そこで質問の1点目、実施計画における施設の具体的な規模や内容がどの程度になるのか。また、施設の特色をどのように出していくのかをお尋ねいたします。

二つ目として、開業までのスケジュールがどのようになるのか。その中で、駅長選びをいつごろ、どのように行っていくのか。

三つ目に、開業後にどのような事業展開を目指し、地域の活性化に結びつけていくのかをお尋ねいたします。

質問の2点目は、CATV（ケーブルテレビ）についてでございます。

2011年の地上波デジタル化に備え、市内約70%が難視聴地域と言われる美濃市にとって、遅かれ早かれ着手しなければならない事業と存じます。特に山間の洲原地区や牧谷地区にとっては、ケーブルテレビが導入されなければ、デジタル波に対応した共同受信施設整備に多額の経費が必要となりますので、市民生活に直結した基盤整備事業でございます。

そこで質問の一つ目に、現在の進捗状況についてお尋ねをします。担当課では、市内各テレビ受信組合を対象に、ケーブルテレビ導入計画の説明会が精力的に開催されていると聞いておりますが、最新の状況と見通しについてお答え願います。

次に、使用料についてです。これまでの説明で、ケーブルテレビ開設に当たり美濃市独自の低料金コースを設定していくと聞いておりますが、さらに、障害者や高齢者など、社会的弱者に対する負担軽減策がとれないものでしょうか。

質問の3点目は、少子・高齢化対策であります。

特に少子化問題は、国民的関心事で、国や岐阜県も最重要課題の一つとしており、国においては児童手当の支給対象を小学校6年生まで、岐阜県においても福祉医療の支給対象を未就学児までにそれぞれ拡大されるとの報道がございました。美濃市においても、留守家庭児童教室の対象学年の拡大と、施設整備や福祉医療の拡大、小学校6年生までの入院費無料化を初め、保育料の昨年並みの軽減や特定不妊治療費の助成制度新設など、子供を安心して産み育てられる環境づくりや、仕事と子育てが両立できる体制づくりのため、独自の施策が盛り込まれております。

そこで質問の一つ目として、少子化傾向についてのお尋ねでございます。少子化の実態として、美濃市で出生した児童の実数及び特殊出生率について、ここ数年の推移と今後の見通しについてお尋ねします。

次に、この傾向に基づき、市長として、美濃市の少子化問題に対して今後どのように対応されていくのか。特に留守家庭児童教室の対象学年の拡大や、乳幼児医療の無料化対象年齢の拡大について、さらなるお考えをお持ちかどうか、お尋ねをいたします。

以上、新年度予算の重点事業について市長にお尋ねいたします。

○議長（平田雄三君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 岩原議員の一般質問の1点目、道の駅整備の事業についてのうち、質問の一つ目の、実施設計において施設の具体的な規模や内容がどのようになるのか、どの程度になるのか。また、施設の特徴をどのようにしていくのかについてお答えをしたいと思います。

敷地総面積は 9,055平米であります。施設の具体的な規模・内容につきましては、施設は、建築物としては屋外トイレ、中央棟、西棟及び防災倉庫等を設置し、そのほかに 1,050平米の公園と 4,117平米の駐車場を整備いたします。具体的に、屋外トイレは 105平方メートル、中央棟の農産物直売所面積は約74平米と作業場約30平米であります。地域特産物の販売所面積は 103平方メートルであります。休憩所は、歴史と文化と情報の交流ルームとして約 218平方メートルです。イベントガーデン約74平方メートル、そのほかに

事務室などを設置します。西棟には、シャワー施設を持ったサイクルステーション約59平方メートル、大会議室が68平方メートル、小会議室が29平方メートル、多目的ルームが74平方メートル、倉庫は29平方メートルであります。また、西側、曾代用水側のアクセスとしては、障害者や自転車用にエレベーター1基を設置します。また、駐車場スペースは4,117平方メートルで、普通車33台、大型9台、障害者用2台の44台の収容能力があります。現在の国道156号線のバス停は、道の駅の施設内に移動して設置いたします。

施設の特徴といたしましては、この道の駅は、全国でも初めての防災機能を持った道の駅として、自家発電装置、防災資材の備蓄、40トンの予備水槽、貯留式下水道の機能などを持ちまして、約400人が3日間の一時避難が可能な道の駅となっております。したがって、交通安全施設としての道の駅、地域振興施設としての道の駅、防災施設としての道の駅、サイクルツアーの拠点施設、さらには美濃市の進める川の駅構想の中の拠点施設の一つとしての道の駅など、多目的な複合機能の施設となります。また、外観のイメージは木造で、地元流域の長良杉を使用することによって、地球温暖化防止や循環型社会の構築に寄与する環境共生建築としております。

2点目の、開業までのスケジュールと駅長選びはいつごろになるのかにつきましては、建築着工時期につきましては5月末か6月を予定して、運営面につきましては遅くとも9月ごろをめどに販売・仕入れ計画を立案し、農産物出店関係では、4月よりパイプハウスへの補助説明を開始し、年内にはパートやアルバイト、レジシステムや包装紙などの決定を行い、平成19年3月のオープンを目指しております。

駅長につきましては、この施設運営の最も重要なキーマンでありますので、今後、出資者の御意見も伺い、4月以降、できるだけ早い時期に募集と決定を行いたいと考えております。

三つ目の、開業後にどのような事業展開を目指し、地域の活性化に結びつけていくのかについてでございますが、この情報施設を活用して、道路情報や防災情報のほか、仁輪加やあかりアートなどのまちのにぎわいの紹介や、うだつの町並みへの観光客の誘導、清流長良川への川遊びへの誘導、美濃橋、川湊灯台、小倉山への誘導、レンタル自転車を含む自転車を活用した、洲原神社、大矢田神社のもみじ谷や、今年度建設予定のわくわくファームのサイクルステーションへのサイクリングなど、市街地だけではなく、豊かな自然の残る周辺部への観光客の増加につなげたいと考えております。

また、農産物の直販所におきましては、安全・安心・新鮮な地元の美濃で生産された野菜類を消費者の声を聞きながら販売していきます。このためには出店農家約200戸を確保する必要があり、このことにより、農家の方に小ロットでも販売ができ少しでも利益が上がることを実感していただき、農業離れや農地の遊休化の進行に歯どめをかけ、農業の活性化を図っていきたいと考えております。新年度予算では、この農産物直売所へ出品を予定する方には、先ほど述べました、パイプハウスの設置に補助を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

また、地域特産物販売所では、市内のさまざまな特産物の販売を行い、新たな特産物の開拓にも取り組みたいと考えております。また、多目的ルームにおきましては、特産品の実演イベントや体験イベントなどを計画しております。また、サイクルステーションでは、町並みやわくわくファームのサイクルステーションと連携し、レンタサイクルも取り入れたサイクルツアー計画の推進や、自転車を活用した生活づくりの拠点として、さらには平成19年度開催のツアー・オブ・ジャパンに向けた全市的なイベントの拠点として活用を図ります。

イベント広場においては、年間を通じたイベントを企画し、常ににぎわいのある道の駅を目指し、広く市民の皆様と交流の場として活用していただき、ひいては市内の産業活性化の拠点、美濃市の新しい顔の一つとしていきたいと考えております。

続きまして質問の2点目、ケーブルテレビの整備事業についてでございます。

現在の進捗状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

2011年の地上波デジタル化に対応し、市内全域にケーブルテレビを導入し、情報化社会到来に備えた取り組みを進めております。テレビのデジタル化につきましては、2003年12月に関東、中京、近畿の3大広域圏で放送が開始されまして、県内では、NHK岐阜放送、民放の岐阜放送が開局、当地域では関市迫間地区に中継局が設置され、地上デジタル放送のエリアが拡大されています。

難視聴地域を多く抱える本市にとって、ケーブルテレビの導入は、市民生活に欠かせないテレビの視聴を可能にするだけでなく、市民への防災情報の提供など、幅広い活用を期待しております。また、大容量のブロードバンドとして高速インターネットの利用が可能となり、いつでも・どこでも・だれでも、このユビキタス社会の到来に備え、これを享受できる企業や市民、若年層を中心とした御要望におこたえできることとなります。また、空き家や遊休施設を活用した企業誘致や、人口対策の一つとして今後退職期を迎える団塊世代のUターン、Jターン、Iターン誘致のためにも不可欠な情報基盤整備となります。

ケーブルテレビ導入の進捗状況でございますが、自治会、テレビ共同受信組合などを対象に説明会を行い、また「広報みの」で市民の皆さんにお知らせをしてきたところであります。市民の皆さんからは多くの意見、要望、質問をいただき、ケーブルテレビ導入への関心度が高まってきていると痛切に感じているところであります。その反応は非常によいと思っているところであります。しかし、ケーブルテレビ導入については、確実な市民の理解と御協力が前提であり、そのための説明等の努力は今後も欠かせないと考えております。また、最近の災害や、あるいは最近起きた火災死亡事件を考えましても、緊急な地域情報の方策としてテレビの活用が重要であります。

議員の御指摘の利用料につきましては、今後、弱者と言われる障害者や高齢者の方などにも、いち早い災害情報、あるいは避難情報等を提供していくためにも、さらなる福祉対策も考えてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、総務省、東海総合通信局、県に対し、地域情報通信基盤整備交付金事業の採択をしてもらえるよう強く要望して

いるところがございます。今後も引き続き、説明会、出前講座、広報紙などを通じて、ケーブルテレビ導入に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に質問の3点目、少子・高齢化対策についての少子化の原因と対策についてお答えをいたします。

全国的に出生率の低下の主な要因として、結婚年齢が高くなる晩婚化、結婚しない人がふえる未婚化に加えて、結婚していても子供をつくらない世帯の増加が指摘されているところであります。こうした背景には、育児に係る保護者負担、雇用の不安定などが上げられており、美濃市でも同じような傾向が考えられます。

本市の出生数の状況は、5年間を見ますと、平成12年度で172人、13年度163人、14年度158人、平成15年度で164人、平成16年度136人で、特殊出生率に換算してみますと、平成12年度で1.29、13年度で1.23、14年度で1.24、15年度1.24、16年度1.12と、近年は横ばいでありましたが、16年度は減少をしているところであります。

このような状況を改善するため、国が制定いたしました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、本市でも、子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進するために、美濃市次世代育成支援対策行動計画を策定したところがございます。この計画は、一つ目に、地域における子育ての支援。二つ目に、母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び増進。三つ目に、子供の心身の健やかな成長に関する教育環境整備。四つ目に、子育てを支援する生活環境の整備。五つ目に、職業生活と家庭生活の両立の増進。六つ目に、子供等の安全の確保。七つ目に、要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの増進の七つの基本目標を設定し、平成21年までの5年間の具体的な取り組みを定めたものであります。現在は、関係課が連携をとりながら、平成18年度におきましても既に事業を推進する計画であります。

これまでの、児童虐待や養育問題などの相談事業、保育に関する支援、乳幼児の健診や予防接種、コミュニティママ子育てサポート事業、児童扶養手当、地域での子育て支援、母子・父子家庭の支援、障害児支援など福祉制度を継続しながら、新たに平成18年度では、乳幼児医療の助成は、これまで義務教育就学前までの入院・外来ともに無料を、本年4月から入院を6年生までに拡大するところであります。次に留守家庭児童教室は、入室できる対象学年を4年生までに拡大します。しかし、中有知小校区は、施設が手狭なために新しく施設の建設をいたしますが、完成後に実施をしていく予定であります。

議員御指摘のとおり、早い時期に留守家庭教室の対象年齢を引き上げ、美濃市らしい働く女性への支援を強化していきたいと思っております。また、男女共同参画いきいきプラン美濃を見直し、働く女性への支援として、さらに女性が社会に進出しやすい環境を具体的に検討してまいります。また、特定不妊治療は治療費が高額であり、経済的負担が重いことから、費用の一部を助成するため、特定不妊治療費助成制度を創設したところであります。これは、県の補助制度に市単で年1回10万円を上乗せ補助し、5年間を限度といたします。



児童手当につきましては、支給対象学年を小学校6年生まで拡大し、あわせて所得制限の緩和をいたします。このほか、保育所の施設の大規模改修を1ヵ所予定しております。既に西部議員の御質問にお答えしたところでございますが、特色ある美濃市の子育て支援としては、医療費の外来の無料化の拡大につきましては、前向きに検討して、19年度にはさらに充実してまいりたいと考えております。

今後も、行動計画の数値目標の達成に向け、着実に子供を安心して産み育てやすい環境づくりを市民の皆様と協働して行うとともに、より細やかな支援をしていきたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 9番 岩原輝夫君。

○9番（岩原輝夫君） ただいまは、18年度重点施策の3事業について市長さんよりそれぞれ詳しく説明をしていただきまして、まことにありがとうございました。

道の駅整備事業につきましては、2年間にわたり十分検討・審議されていることでございます。市民の皆さんからは、いつごろできるのかと楽しみに待ち望んでおられる方、また第三セクター方式なので個人では出資できないかどうか、その声も幾人からも耳にしております。場所的にも好条件であり、ロケーションも一番よいところだと思います。駅長の選考につきましては、企業経営力にすぐれた人で、民間の方を望みます。そして、この道の駅の完成により美濃市の一層の活性化が図られるよう、早い完成を期待しております。

また、ケーブルテレビ整備事業につきましては、高速インターネット等、現代の情報化時代に必要不可欠であり、当市のような難視聴の地域が多い地形のところには、いち早く整備を進めていただきたく思います。どの地域からでもいろいろな情報がいち早くキャッチできて、市民の皆さんが快適な暮らしができるよう進めてほしいと思います。

少子・高齢化対策につきましては、非常に幅広い問題でもあり、国民全体的な問題でもあります。美濃市次世代育成支援対策行動計画に基づいて、美濃市ででき得ることを、英知を出し合って、前向きに進めてほしいと思います。以上、要望しておきます。

最後に、市長さん初め執行部の皆様には、財政厳しい折でございますが、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりの実現のために、堅実なる財政運営と行政サービスの向上に邁進されることをお願い申し上げ、市政クラブを代表しての質問を終わります。

○議長（平田雄三君） 以上をもって市政に対する一般質問を終わります。

〔追加議案配付〕

○議長（平田雄三君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第62号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、議第62号を日程に追加し、

直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

**議第62号（提案説明・質疑）**

○議長（平田雄三君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第62号について、秘書課長 梅村 健君。

○秘書課長（梅村 健君） それでは、議第62号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

赤スタンプ6番、議案集の1ページをお開きください。また、赤スタンプ7番、議案説明資料の1ページを御参照いただきたいと思います。

提案理由とその内容につきましては、市町村合併によりまして岐阜県市町村退職手当組合から4町が脱退することになりましたので、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、構成市町村の協議が必要となり、その協議につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

第1条では、柳津町が脱退により、第2条では、笠原町が脱退によること及び土岐郡町村会がなくなることによりまして組合議会の議員定数を1人削減すること、第3条では、上石津町及び墨俣町が脱退によります改正でございます。

附則では、施行日及び第1条から第3条までの適用日をそれぞれ定めております。

以上で議第62号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平田雄三君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時23分

---

再開 午後3時23分

○議長（平田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第62号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の議第1号から議第59号及び議第62号の60案件について、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月16日午前9時から、民生教育常任委員会は3月17日午前9時から、経済建設常任委員会は3月20日午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月23日までの8日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月23日までの8日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（平田雄三君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月24日は午前10時から会議を開きます。なお、議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月15日

美濃市議会議長 平 田 雄 三

署 名 議 員 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

## 議 事 日 程（第 3 号）

平成18年3月24日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成18年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成18年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成18年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成18年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第13 議第12号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第14 議第13号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第15 議第14号 平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
- 第16 議第15号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第17 議第16号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第18 議第17号 平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 第19 議第18号 平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第20 議第19号 平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第21 議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例について
- 第22 議第21号 美濃市国民保護協議会条例について
- 第23 議第22号 美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
- 第24 議第23号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 第32 議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第33号 美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第34号 旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第35号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第36号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第37号 美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例について
- 第39 議第38号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第39号 美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例について
- 第41 議第40号 美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第42 議第41号 美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第43 議第42号 美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第44 議第43号 美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第45 議第44号 美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例について
- 第46 議第45号 美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第47 議第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第48 議第47号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第49 議第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第50 議第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第51 議第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第52 議第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第53 議第52号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第54 議第53号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第55 議第54号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第56 議第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第57 議第56号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第58 議第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第59 議第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第60 議第59号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更について  
 第61 議第62号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

**本日の会議に付した事件**

第1から第61までの各事件

(追加日程)

- 市議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定に関する意見書について  
 市議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について

**出席議員（17名）**

1 番	太田照彦君	2 番	森福子君
3 番	山口育男君	4 番	佐藤好夫君
5 番	武井牧男君	6 番	市原鶴枝君
7 番	古田勇夫君	8 番	古田信雄君
9 番	岩原輝夫君	10 番	平田雄三君
12 番	日比野豊君	13 番	児山廣茂君
14 番	加納喜代彦君	15 番	市原良英君
16 番	野倉和郎君	17 番	塚田歳春君
18 番	西部和子君		

**欠席議員（なし）**

**欠 員（1名）**

**説明のため出席した者**

市 長	石川道政君	助 役	太田松雄君
教 育 長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長	渡辺兼雄君
経済建設部長	大塚孝治君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼教 育総務課長兼 学校給食センター 所 長	小椋茂樹君	美濃病院参事 兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 福井昭次  
議会事務局  
書記 太田博康

議会事務局

次長 額 額 恒 雄

## 開議の宣告

- 議長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

- 
- 議長（平田雄三君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
- 

### 第1 会議録署名議員の指名

- 議長（平田雄三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、4番 佐藤好夫君、5番 武井牧男君の両君を指名いたします。
- 

### 第2 議第1号から第61 議第62号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（平田雄三君） 日程第2、議第1号から日程第61、議第62号までの60案件を一括して議題といたします。

これら60案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 森 福子君。

- 総務常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第1号 平成18年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第21号 美濃市国民保護協議会条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第23号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第24号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について



を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第25号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第27号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第33号 美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第47号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（平田雄三君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

○民生教育常任委員会委員長（山口育男君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第1号 平成18年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第2号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第3号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第4号 平成18年度美濃市老人保健特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第8号 平成18年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 平成18年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第12号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第13号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第14号 平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第18号 平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第28号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第29号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第35号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第36号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第37号 美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第38号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第45号 美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第50号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第51号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（平田雄三君） 次に、経済建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○経済建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において経済建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月20日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第1号 平成18年度美濃市一般会計予算中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第5号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第6号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第7号 平成18年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第10号 平成18年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第15号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第16号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第19号 平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第22号 美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第32号 美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第34号 旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第39号 美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第40号 美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第41号 美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第42号 美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第43号 美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第44号 美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第46号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第48号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第53号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第54号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第56号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第57号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（平田雄三君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） おはようございます。

反対討論を行います。

私は、議第1号 平成18年度美濃市一般会計予算と、議第11号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）の一部に対して反対討論を行います。

昨年、私は3月、9月、12月の3回の議会において、道の駅、川の駅、物産館の建設計画について、運営方法や採算性について十分に精査されていないとして、反対する意見を申し上げたところです。今回は多くを申し上げませんが、道の駅は、計画そのものがずさんであり、美濃市にとって命取りになりかねません。市民からの盛り上がりも見られません。市民からは、本当につくるのかという冷やかな声も聞かれます。私は、納得できる計画が示されるまで、建設には反対をします。

次は、出張所の改革についてであります。出張所の改革は必要なことであると考えておりますが、今回のやり方は、12月議会終了後の年末も押し迫った27日に議員に説明をし、市民へは年明けに畳みかけるように説明がされました。有無を言わせないやり方であり、もっと将来を見据えて検討を行い、市民と議会に丁寧に説明するべきであり、4月実施は乱暴です。市民に十分納得してもらってから実施時期を決めてください。

次は、ケーブルテレビの導入についてであります。今までの説明や議会答弁を聞く限り、デジタル放送に対応するための調査・研究や内部での検討がきちんとできているのか、疑

問があります。また、市民への説明も不十分です。社会的弱者にも配慮した制度を検討し、市民の意見もよく聞いてから予算執行をすべきと考えます。

また、基金の取り崩しについてであります。一般質問でも申し上げましたように、大変厳しい財政状況の中で美濃市が持続していくためには、今はやりたい事業を我慢して財政基盤を強固にしなければなりません。これから立ち向かわなければならない厳しい財政状況と、少子・高齢化、人口減少を真正面からとらえ、今は不要不急の事業を取りやめ、基金は極力取り崩さず、むしろ余裕をつくって、とらの子の貯金をふやすべきだと考えます。

以上の理由で、平成18年度一般会計予算と、平成17年度一般会計補正予算（第7号）の道の駅整備、出張所改革、ケーブルテレビ整備の各事業予算並びに不必要な基金の取り崩しについては反対をし、以上で討論を終わります。

○議長（平田雄三君） 次に、2番 森 福子君。

○2番（森 福子君） 市政クラブを代表して、本定例会に付議されました全議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

美濃市におきましては、当面は合併しないで単独の市政運営をしていく決断から2年目を迎えます。それは、市民の皆様の自己判断、自己決断の結果であり、加えて、市と議会が一丸となって、厳しい中にも今後のまちづくりの方向性を打ち出し、平成まちづくり改革による行財政改革を着実に進める新たなスタートを切った美濃市存続の道であります。

さらに、平成18年度は、各種団体を初め、中学生、高校生など幅広い市民の意見や要望を聞き、3月23日には総合計画審議会の答申もいただき、いよいよ第4次総合計画・後期基本計画がスタートする美濃市持続の真価が問われる年になるもので、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまち、「住みたいまち 訪れたいまち」の実現に邁進していかなければと意を新たにしているところであります。

美濃市の将来に向けたまちづくりを進める上で、市政、あるいは新年度予算に対する市民の注目は強いものがあり、とわりけ市民の暮らしに直結する防災、福祉、健康、教育等に対する期待は高く、加えて地方交付税の行方や市債残高などの財政運営に対しても関心が深まっていると推察いたします。

さらに、緩やかな景気の回復はあるものの、地方経済の不安要因等により、平成18年度地方財政計画は、歳入歳出規模が0.7%のマイナス、地方一般歳出が1.2%のマイナスと抑制基調にある中で、財政状況を認識し、地方交付税の見積もりも三位一体改革の影響を勘案しながら、地方財政計画のマイナス5.9%を上回るマイナス10.5%と厳しく計上されるなど、限られた財源の効果的、効率的な配分による財政の健全化を進める中で、新年度予算は対前年度比が一般会計9.9%、総額で7.7%と、美濃市の将来のまちづくりを見据えながら、後期基本計画の着実な推進と、真に必要な重点事業を選択し、実施していく積極型の予算編成と推察いたします。

また、持続可能な美濃市を堅持するために、市民と協働し、市民の皆様が幸せで明るく希望の持てる、市民のための市政を展開する新年度予算は、環境、健康、福祉、教育、情

報化、防災の五つの重点施策にも積極性がうかがわれ、快適な環境づくりに向けたスローライフシティを目指し、新規拡充事業も多数見受けられるとともに、上下水道事業、土地区画整理事業、生活道路整備等の環境整備についても適正な予算内容と考えます。

重点事業のうち、道の駅整備計画は、美濃市まるごと川の駅構想の中核施設の一つとされ、サイクルステーションの併設など、より多くの人々に美濃市を訪れていただく観光スポットもあわせた情報発信基地として期待を寄せるところです。また、農産物生産者に対しての補助制度を初め、市民がみずからの発想で工夫を重ねたオリジナル商品などの商業活動は、新たな起業の広がりとともに、市民の生きがいにもつながるビジネスチャンスに、市民との協働を初め、さまざまな点においても相乗的な効果を期待するところです。

次に、2011年の地上波デジタル化に備えたケーブルテレビの導入は、市内の約70%の世帯が難視聴地域にあることを考えれば、災害時のみならず、日常的にも情報を提供する市民生活に直結した事業で、人口対策の視点においても、今後退職期を迎える団塊世代のUターン、Jターン、Iターン誘致のためにも、高速インターネットの利用が可能となることとあわせて、情報化時代の基盤整備事業として不可欠と判断いたします。そのほかにも、平成16年、台風23号の被害を教訓に作成される長良川・板取川合流点から上流の長良川流域と板取川流域の新ハザードマップ事業など、的確な事業であります。

次に、次世代育成支援対策行動計画もあわせた少子化対策事業の中に、留守家庭児童教室の対象を小学校4年生までの拡大とそれに伴う施設整備や、入院費無料化を小学校6年生までとするなどの美濃市独自の施策などが多く盛り込まれ、県の少子化対策事業に上乘せした不妊治療の助成など、細やかな配慮がされ、社会福祉や児童福祉、障害者福祉など、市民生活の向上に向けられていると判断いたします。

また、日本まんなか共和国文化首都事業や、金森長近公まちづくり 400年祭に伴う記念事業費が計上されております。年間を通じた各種イベントの開催は、交流人口の増加が図られるだけではなく、コンセプトを持ったイベントとして、市民と協働して開催することにより、人を巻き込み、育てる人づくりを初め、地域づくりにネットワークする協働のまちが一層進展する絶好の機会の場合と感じております。さらに、地域づくり総務大臣表彰等の受賞においても、より一層美濃市が全国から注目を集め、きょうのステップをあすにつなぐ、キラリと光るオンリーワンのまちづくりの施策展開が図られ、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりが進められる予算と評価をするものであります。

しかしながら、国の定めた制度改正に伴い、市民生活の負担増は必然的であります。物の時代から心の時代へ、21世紀に入り、より問われています。人の幸福感はそれぞれ異なると思いますが、市民の声が届く美濃市であり続けられますように、また今年度から出張所機能が見直され、美濃市のすべての地域で市民協働型行政運営がより進められ、生涯教育、福祉、防災などの人づくり、地域づくりが公民館活動と連動して始められます。こうした美濃市の大きな変化に、地域間の格差なく、市民の暮らしが豊かに向上するため、市が一体となり、より市民生活につながる施策を望むものであります。加えて、厳しい財政



事情はまだまだ続くと思われま。今後とも社会構造の変革に対応した事務事業の評価と見直し、経費の削減等に努め、健全財政を確立していく行財政改革に取り組み、地方分権を進め、市長の提唱される地域力を初め、教育力や文化力の向上に推進されますことを望むものであります。

最後に、今議会の一般質問において、市政全般にわたり要望、意見を申し上げておりますが、市民のニーズにこたえ、市民の暮らしの向上に向けて早急に検討いただきますことをお願い申し上げまして、市政クラブを代表して賛成討論といたします。

○議長（平田雄三君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に提出された議案で、反対のものにはその反対理由を、意見あるものには意見を申し述べ、討論をいたします。

国の三位一体改革は、2006年度で一つの区切りがつかしました。三位一体改革は、地方分権の推進を看板に行ってきましたが、憲法で保障する国民の基本的権利についての国の責任を後退させ、地方自治体への支出の大幅削減を目指すものであったことは明白であります。今後は、地方交付税の総額確保や財源保障など、地方交付税の拡充を国に求める取り組みが一層重要になってきます。

さて、美濃市の新年度予算では、対前年度当初予算と比較すると地方税が 8,600万円の伸び、地方交付税が 2億 7,100万円の減額、臨時財政対策債が 3,000万円の減額となり、歳入の見込みが厳しいため、大幅に基金を取り崩しての編成となっております。本来、基金は不測の事態に対応したり、切実な市民要求にこたえるための使用すべきであると思えます。歳入見込みが厳しければ、それに合わせて歳出は優先順位を厳選し、市民にとって必要不可欠な事業を予算化すべきです。歳出の厳しい吟味も行わず、年度当初から基金を当てにした予算編成は正常とは言えず、基金依存型予算と言えるのではないのでしょうか。

厳しい財政状況の中で事業を厳選するとすれば、道の駅の建設はその実施を断念すべき事業の筆頭に來ると思えます。

道の駅建設関係予算は、具体的には、7款 商工費、7目 道の駅整備費 4億 5,000万円、6款 農林水産費、農業振興施設設置補助金 100万円であります。道の駅建設は、これまで議会で繰り返し反対をしてきましたので、ここでは一々申し上げませんが、必要性や緊急性のどちらにおいても優先すべき事業とは判断しがたいものです。自治体には、市民の皆さんの福祉や安全を守ると同時に、不況のときだからこそ市民の皆さんの生活を直接応援する責任があるのではないのでしょうか。道の駅の予算は、子供の医療費助成や保育料軽減の財源、市民の各種負担増の回避に充てるようにしてほしいと思うわけでありま。よって、この予算には反対をするものであります。

また、6款 農林水産費の農業振興施設設置補助金について、説明では、道の駅に農産物を納入される方を対象に、パイプハウスで野菜を栽培される方に限って、5万円を限度に、かかった費用の2分の1を補助する制度であります。なぜ道の駅の納入者に限定をさ

れるのか。美濃市全体の農業の振興を考えれば、農業をやろうと意欲のある方であれば、だれもが補助を受けられるようにすべきです。農業者全体に制度を拡大すべきであると申し上げ、これについても反対をいたします。

次に第7款 商工費、3目 観光費、日本まんなか共和国、金森長近公まちづくり 400年記念事業開催補助経費 1,620万円についてであります。

日本まんなか共和国は、岐阜県、福井県、三重県、滋賀県の4県で構成し、交流と相互理解の促進、共和国全体の文化振興を図り、国内外にPRすることを目的に行われるとされ、ことしは美濃市を会場として行うことになったものです。また、金森長近公まちづくり 400年記念事業は、長近公が美濃市に城下町をつくってから 400年になるのを記念してイベントを開催するものであります。イベントを開催すれば、まちには一定のにぎわいがつくり出せるでしょうが、新しく予算をつけてにぎわいをつくり出すのではなく、恒例のイベントでにぎわいを創出する工夫が必要だと思えます。この事業の新たな予算は約 900万円ですが、例えば介護保険料の上げ幅縮小財源の一部にするなど、市民生活を守る財源にしてほしいものです。また、日本まんなか共和国事業は、その目的や意義が不明確です。よって、こうしたイベントの予算には反対をするものです。

次に8款 土木費、3目 街路事業費の景観形成整備事業 270万円であります。

この事業は、道路際の余剰地に木を植えたりベンチを置いたりしてまちの景観をよくしようとするもので、今年度は前野で予定されているようですが、こうしたことは、花壇づくりが好きな方など、市民の皆さんの中からボランティアを募るなどして、市民の皆さんにやってもらえるようなことができないでしょうか。こうした予算は、要求してもなかなかやってもらえない自治会から出されている土木事業の予算に回すべきであると考えます。よって、この予算にも反対をするものであります。

次に、平成17年度美濃市一般会計補正予算についてであります。

歳出8款 土木費、1目 道路橋りょう総務費中、土地購入費 152万 1,000円あります。これは道の駅の用地について国土交通省との最終的な協議で市の負担分が決まったための予算措置であり、道の駅に関連した予算であり、反対をするものであります。

次に議第20号 美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例についてであります。

この計画のもとになっている武力攻撃事態法のいう武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃、明白な危険が迫っている事態、武力攻撃が予想されるに至った事態（第2条）となっており、日本がどこかの国から攻められていなくても、それが予想される事態と政府が判断すれば発動することができるものであります。なぜ国は、国民保護法をつくり、市町村に条例を義務づけようとしているのでしょうか。アメリカのイラク戦争に日本が協力していることから、万が一のテロ攻撃に備えてつくるものだと思います。戦争の協力をやめれば、つくる必要のないものです。大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交と政治の力で抑えることができます。戦争やテロが起きないように、日本

の外交路線を変えることが先決です。よって、議第20号には反対をするものであります。

また、議第21号 美濃市国民保護協議会条例については、そのための協議会をつくるもので、反対であります。

次に、議第26号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、人事院勧告にそのまま従って、給与構造見直しを行おうとするものであります。

反対の第1は、賃金引き下げの規模が前例のない大きさということであります。具体的には、一般行政職、教職員、医療職の給料表を大幅に改定し、職員の給料を平均4.8%下げたものであります。新しい給料表が新年度から実施され、新給料月額に下げられますが、新旧の給料月額の差額を加えた額が給料となり、現在の給料月額より下がることはないとの経過措置がとられていますが、見方を変えれば、新給料月額が現在の月額を超えるまでは実質的に何年も昇給しないという仕組みになっております。この影響は大きく、岐阜県教職員組合の指摘では、20歳の教員が定年まで勤めると生涯賃金は2,000万円の減額、50歳でも1,000万円以上の減額になり、退職金や年金にも影響することは言うまでもありません。

第2の反対理由は、査定昇給を導入し、給料表の号給を4分化し、評価によって昇給に格差をつけようとしていることです。これは、民間大企業を中心に導入されている成果主義の考えを公務員労働者に持ち込むものです。業績や能力を評価することは必要ですが、それが賃金と過度に結びつくと、さまざまな問題が生じてきます。現に民間企業では、評価によって格差をつけられ、職場のチームワークの形成にも支障を来し、成果主義の賃金人間性をゆがめ、成績競争や出世競争を増幅し、長時間労働や過労死も招いています。このような競争主義の賃金制度の導入は、複雑多岐な仕事を行う公務員に差別と分断を持ち込み、大きな弊害をもたらすものになることを危惧します。市民のためにサービスを提供する市の職員、患者の命とかかわる医療関係者、これらの人の仕事の価値は目に見えて評価できるものだけではありません。むしろ、目に見える評価とは別のところにその仕事の大きな価値があると思います。したがって、査定昇給の導入は公務員になじまないということを強く主張し、反対をするものであります。

次に、議第31号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険制度は、5年に1度の見直しによって、第1号被保険者の保険料改定が行われます。美濃市の場合、標準世帯の保険料はこれまで月額1人2,600円でありましたが、今回の改正で3,300円となり700円の引き上げで、年間にすれば8,400円の引き上げになります。65歳以上の高齢者全体では年間約6,000万円以上にもなります。市長は、議会で、美濃市は政治的な判断で極力抑え、全国平均を下回っていると答弁されておりますが、美濃市は所得水準も全国平均を下回っているのですから、負担が軽いとは言えないと思います。

今、高齢者の皆さんは、年金でつましく暮らしておられる方が圧倒的に多数であります。国は、今後、高齢者の医療費窓口負担を1割から2割、現役並み所得の高齢者の窓口負担は3割、高額療養費の自己負担の限度額を引き上げる、75歳以上の高齢者が加入する保険制度をつくり年金からも保険料を天引きするなど計画されており、高齢者の負担はふえる一方であります。せめて市の裁量でできる介護保険料の引き上げは、基金や一般会計から繰り入れを行い、高齢者の負担軽減に努めるのが市のやるべきことだと思います。よって、この条例には反対をするものであります。

したがって、この予算措置である議第8号 平成18年度美濃市介護保険特別会計予算にも反対であります。

次に、若干の意見を申し上げます。

平成18年度美濃市一般会計予算、6款 農林水産費、7目 わくわくファーム管理費中、新年度予算では屋外施設整備事業として712万円が計上されておりますが、その内容は、間伐材を利用してバーベキューを楽しまれる方々に屋根がつけられます。ほかに、直売所やサイクルステーションなどの整備も計画されておりますが、その中でサイクルステーションは、どれほどの利用があるのか、利用料金を徴収するのかなど、不明な点もあります。最近、サイクリングをやりたい方は自転車を車に積んでこられる方が多いと思いますので、慎重な検討を要することを要望しておきます。

次に、議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正で、入院について小学校6年生まで医療費を無料に対象の枠を拡大されておりますが、食事代は自己負担になっております。今後、食事代の自己負担をなくし、さらに無料化の枠を広げてほしいと強く要望するものです。

その他の議案につきましては、一々申し上げますが、賛成をするものです。

以上、討論といたします。

○議長（平田雄三君） 通告による討論は終了しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第1号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手多数であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり



り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第36号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第37号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第37号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第38号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第51号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第52号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（平田雄三君） 举手全員であります。よって、議第52号は委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

---

再開 午前11時24分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

〔追加議案配付〕

○議長（平田雄三君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定に関する意見書について、市議第2号 道路特定財源制度に関する意見書についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第1号及び市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（平田雄三君） 市議第1号及び市議第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に市議第1号について、3番 山口育男君。

○3番（山口育男君） ただいま上程になりました市議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定に関する意見書につきまして、文案を朗読し、提案とさせていただきます。

それでは、ただいま配付されました議案集の2ページをお開きください。

提案理由とその内容について御説明いたします。

「進行性化骨筋炎」の難病指定に関する意見書。

「進行性化骨筋炎」は、「進行性化骨性線維異形成症」とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。

この病気は、約200万人に1人の割合で発病しているが、未だ原因が解明されておらず、難病に指定されていないため、治療方法も確立されていないのが現状である。そのため、医療費支援等を受けられず、患者や家族にとっては、精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれましては、「進行性化骨筋炎」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月24日、岐阜県美濃市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

以上で市議第1号の説明を終わります。よろしく御審議をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平田雄三君） 次に市議第2号について、1番 太田照彦君。

○1番（太田照彦君） 続きまして、市議第2号 道路特定財源制度に関する意見書につきまして、文案を朗読し、提案とさせていただきます。

議案集の4ページをお開きください。

道路特定財源制度に関する意見書。

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるものである。

本市では、道路整備に対する住民の要望も強く、昨年開通した東海環状自動車道や東海北陸自動車道・中部縦貫自動車道といった高速道路や一般国道、県道等へ接続する道路ネットワークの整備が急務となっている。

しかしながら、長引く不況の影響による税収の落込みと、地方交付税の削減により市町村の財源状況は、依然として厳しい状況である。

また、本市の重要な交通手段であった名古屋鉄道美濃町線が、利用客の減少等により全路線廃止され、住民の交通手段はほとんどが自動車交通に依存しており、道路整備の重要性はますます高まってきております。

したがって、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保していただきたい。

国におかれては、構造改革の一環として道路特定財源を一般財源化することを前提に、具体案を作成されることとなっているが、その検討にあたっては、納税者である自動車ユーザーの理解が得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月24日、岐阜県美濃市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政担当大臣でございます。

以上で市議第2号の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田雄三君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平田雄三君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、ただいま提出された市議第2号 道路特定財源制度に関する意見書を提出することに反対でありますので、その理由を申し述べます。

道路特定財源の18年度予算は、国費分は3兆5,000億円の税収が見込まれており、ことし2月に開かれた国土開発幹線自動車道建設会議では、高速道路整備計画のうち、事業主体が決まっていなかった未開通区間の19路線をすべて建設する方針を決めました。採算性が低く、有料道路として建設ができない部分は、国や地方の税金を投入してつくり、政府はむだな道路はつくらないとあって道路4公団の民営化を進めてきましたが、結局、全部の道路がつくられることになりました。18年度予算で、一般会計の道路整備予算はマイナス5.2%となっておりますが、採算性のとれない高速道路を建設する直轄高速道路の事業は17年度と同額の2,000億円を確保しており、聖域となっております。国土交通省の道路予算全体では、三大都市圏環状道路の整備は22%増となるなど、大型事業は重視され、その他の一般改修や維持修繕費はマイナス10%となるなど、地域の生活に密着した道路予算の方は削減されております。

結局、道路特定財源制度は、道路建設のためだけに巨額の財源を使い、むだ遣いの象徴的な制度になっていると思われまふ。むしろ、国費分も含め6兆円近い税収を一般財源化して、地方にその多くを配分させれば、生活道の新設・改良の費用はもちろん、例えば長

良川鉄道など、交通機関の維持経費に充てることができます。自治体の裁量で使い道が決められる財源が多くなれば、生活密着型の公共投資に充てることもできます。

以上のような理由から、むしろ道路特定財源は一般財源化すべきであり、道路特定財源制度に関する意見書には反対を申し述べ、討論といたします。

○議長（平田雄三君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（平田雄三君） 挙手多数であります。よって、市議第2号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（平田雄三君） これをもって本日の会議を閉じ、第1回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分

---

#### 市長あいさつ

○議長（平田雄三君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 平成18年第1回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年度は、金森長近公がこの地に城を構え、現在の市街地にまちを移してから400周年となる記念の年であり、また、福井、岐阜、三重、滋賀の4県連携により設置された日本まんなか共和国の文化首都が滋賀県近江八幡市から遷都される年ともなります。した



がって、本年は、5月13日の文化首都の遷都式にあわせ、楽市楽座など金森長近公まちづくり400年祭や町並み美術館の開催を初め、年間を通して、あかりアート展や産業祭など多くの冠事業を加え、多彩な事業を開催し、交流人口をふやすとともに、全国に情報発信をしてまいりたいと思います。

さて、このたびの定例会におきましては、18年度予算を初め、多数の議案に対しまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案どおり議決をいただき、まことにありがとうございました。また、道路特定財源制度に関する意見書が本会議におきまして採択されました。まことに心強い限りでございます。地方にとりましては、まだまだ必要な財源でございます。市長会を通しまして私どもも国に要望してまいりたいと思っております。今会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力をする所存でございます。

本日議決をいただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、引き続き事務事業の見直しや経費の節減・合理化など徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を行い、施政方針に掲げた、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

さて、今国会で地方税法の改正によって審議をされておりますのは、固定資産税の負担調整措置が主な改正内容でございます。改正法の成立後は、課税事務に対処するため、例年どおり、美濃市税条例の一部改正について専決処分をさせていただくこととなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

春分も過ぎ、日ごとに春めいてまいりました。新年度を迎え、議員各位におかれましては、ますます市政進展に御尽力を賜りますとともに、健康には十分御留意されまして、くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長（平田雄三君） 本市議会定例会には、平成18年度予算を初め、数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の極めて御熱心な審議によりまして、ここにすべての案件を議了いたしました。議事運営に対する各位の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たっては議会の意向を十分尊重され、市政の伸展を図られますよう切望し、閉会の言葉といたします。どうも御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月24日

美濃市議会議長	平田雄三
署名議員	佐藤好夫
署名議員	武井牧男

## 総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議第 1 号	平成18年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第11号	平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中所管に関する事項	原案可決
議第20号	美濃市国民保護対策本部及び美濃市緊急対処事態対策本部条例について	原案可決
議第21号	美濃市国民保護協議会条例について	原案可決
議第23号	美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第24号	職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第25号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第26号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第27号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第33号	美濃市地区集会場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第47号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第59号	中濃地域広域行政事務組合理約の変更について	原案可決
議第62号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について	原案可決

平成18年3月16日

総務常任委員会委員長 森 福 子

美濃市議会議長 平 田 雄 三 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議第 1 号	平成18年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第 2 号	平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議第 3 号	平成18年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議第 4 号	平成18年度美濃市老人保健特別会計予算	原案可決
議第 8 号	平成18年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議第 9 号	平成18年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議第11号	平成17年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中所管に関する事項	原案可決
議第12号	平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第13号	平成17年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第14号	平成17年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議第18号	平成17年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第28号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第29号	美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第30号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第31号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第35号	美濃市福社会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議第36号	美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条 改正する条例について	原案可決
議第37号	美濃市みのりの家作業所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第38号	美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例の一部を改正する条例 について	原案可決
議第45号	美濃市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止 する条例について	原案可決
議第49号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第50号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第51号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第52号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

平成18年3月17日

民生教育常任委員会委員長 山口 育 男

美濃市議会議長 平 田 雄 三 様

## 経済建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議第 1 号	平成18年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第 5 号	平成18年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議第 6 号	平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議第 7 号	平成18年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議第10号	平成18年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議第11号	平成17年度美濃市一般会計補正予算（第 7 号）中所管に関する	原案可決
議第15号	平成17年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議第16号	平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議第17号	平成17年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議第19号	平成17年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議第22号	美濃市観光案内所の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議第32号	美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第34号	旧名鉄美濃駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第39号	美濃市転作促進技術研修施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第40号	美濃市地域特産物直売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第41号	美濃市林業地区集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議第42号	美濃市こうぞ加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について	原案可決
議第43号	美濃市こうぞ乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第44号	美濃市婦人商工会館条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第46号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第48号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第53号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第54号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第55号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第56号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第57号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第58号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

平成18年3月20日

経済建設常任委員会委員長 太田 照彦

美濃市議会議長 平田 雄三 様